

# 中央区障害者計画・ 第7期中央区障害福祉計画・ 第3期中央区障害児福祉計画

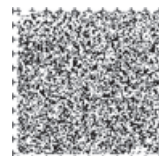
～だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区～



令和6（2024）年3月



このマークは、視覚に障害のある方のための音声コード（Uni-Voice）です。専用の読上装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



## 表紙の写真：モザイク平板（令和6（2024）年度月島三丁目北地区知的障害者グループホーム等（仮称）に設置予定の一部）

このモザイク平板は、障害者の協力のもと、多くの建築余剰材を使って制作されました。

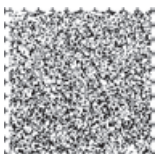
本事業は、制作を通して障害者の自立を支援するとともに、区民の皆さんに障害への理解を深めてもらうことを目的としています。

### 障害の表記について

「障害」の表記については、「障害」「障がい」「しょうがい」「チャレンジド」などさまざまな見解があることを踏まえ、国においては「障害者制度改革の推進のための第二次意見（平成22（2010）年12月）」の中で、法令などの表記では、当面、現状の「障害」を用いることが示され、引き続き国民世論などの動向を踏まえて検討を行うこととされています。

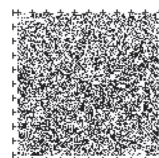
本区においては、「基本構想」「基本計画」などの行政計画では、「障害者基本法」などの表記に従い「障害」を用いています。

このため、本計画においても「障害」と表記しており、障害者基本法第2条で定義された「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」のうち18歳以上を「障害者」、18歳未満を「障害児」としています。



# 目次

<b>第1部 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 中間見直しにあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景・目的 .....	3
2 法制度等の動向 .....	5
3 計画の位置付け .....	8
4 計画期間 .....	9
5 計画の策定体制 .....	10
<b>第2章 障害福祉に関わる中央区の現状</b> .....	<b>12</b>
1 人口の推移と推計 .....	12
2 障害者（児）等の現状 .....	13
3 障害児を取り巻く現状 .....	21
4 区内の相談の状況 .....	24
5 中央区の障害福祉関連施設の分布 .....	27
6 中央区障害者（児）実態調査の概要 .....	29
<b>第3章 中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の取組状況</b> ..	<b>45</b>
1 施策の方向性の取組状況 .....	45
2 成果目標の取組状況 .....	49
<b>第4章 中間見直しにあたっての課題</b> .....	<b>56</b>
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり .....	56
2 個性豊かに輝ける環境づくり .....	60
3 だれもが共に暮らせるまちづくり .....	62
<b>第2部 施策の方向性（中央区障害者計画）</b> .....	<b>65</b>
<b>第1章 計画の基本理念と施策体系</b> .....	<b>67</b>
1 計画の基本的考え方 .....	67
2 施策体系 .....	68
<b>第2章 施策の方向性</b> .....	<b>70</b>
施策の方向性1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり .....	70
施策1 相談支援体制の充実 .....	71
施策2 生活を支えるサービス等の充実 .....	73
施策3 育ちを支えるサービス等の充実 .....	75
施策4 安心して住み続けるための支援の充実 .....	77
施策5 サービスの質の確保・向上 .....	79



施策の方向性2 個性豊かに輝ける環境づくり	80
施策6 就労支援の充実	81
施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	83
施策8 育ちのサポートシステムの推進	84
施策の方向性3 だれもが共に暮らせるまちづくり	87
施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	88
施策10 心のバリアフリーの推進	91
施策11 安全・安心なまちづくりの推進	93

### 第3部 障害福祉サービス等の提供体制の確保

#### (第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画) ..... 95

#### 第1章 成果目標 ..... 97

1 第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の成果目標	97
-----------------------------------	----

#### 第2章 活動指標 ..... 105

1 活動指標の設定	105
-----------	-----

#### 第3章 サービス見込量および確保のための方策 ..... 111

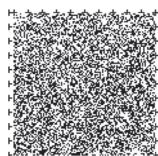
1 サービス見込量の基本的考え方	111
2 サービスの全体像	112
3 障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの一覧	113
4 障害福祉サービスの実績と見込量の設定	114
5 障害児福祉サービスの実績と見込量の設定	126
6 地域生活支援事業の一覧	129
7 地域生活支援事業の実績と見込量の設定	130

#### 第4部 計画の円滑な推進 ..... 143

1 地域や関係機関との連携強化	145
2 計画の進行管理	146

#### 付録 資料編 ..... 147

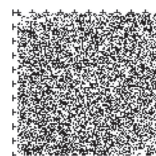
1 中央区自立支援協議会	149
2 用語集	153

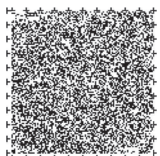




# 第1部

# 計画の概要





# 第1章 中間見直しにあたって

## 1 計画策定の背景・目的

### ◆障害者施策、障害者（児）福祉施策の考え方

我が国の障害者施策、障害者（児）福祉施策については、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者基本法や障害者総合支援法、児童福祉法など障害者（児）の福祉に関する法律のもと、障害者（児）が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策が展開されています。

### ◆社会情勢

今日、障害者の高齢化や障害の重度化、日常的な医療的ケアを必要とする人の増加など、障害者（児）等の支援ニーズは多様化・複雑化しています。その中で、令和2（2020）年に世界各地で拡大した新型コロナウイルス感染症は、日常生活や社会経済活動に影響を与え、障害者を含む弱い立場に置かれた人々は、必要とする支援を十分に受けられないなど大きな影響を受けました。

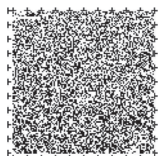
一方で、感染症の拡大により令和3（2021）年に開催となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、心のバリアフリーをはじめ、共生社会の実現に向けた各種取組や機運は大きな高まりを見せました。

近年、国際連合において採択され、さまざまな場面で普及・取組が進められているSDGs（持続可能な開発目標）は、理念として「誰一人取り残さない」を掲げており、共生社会の考えと通底するものとなっています。

### ◆国や東京都の動向

この間、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正および基本方針の改定、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行など、共生社会の実現に向けた動きが一層進んでいます。

また、令和4（2022）年8月には、国際連合の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締約国として障害者の権利に関する委員会による審査を受け、同委員会に



よる総括所見を踏まえながら、令和5（2023）年3月に障害者基本計画（第5次）が閣議決定されました。

東京都においては、令和4（2022）年9月に「東京都手話言語条例」が施行され、令和7（2025）年には、ろう者による国際スポーツ大会「デフリンピック」が、日本初開催として東京で開催を予定しています。

#### ◆中央区の取組

本区では、令和3（2021）年3月に障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的にした「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を総合的、計画的に展開してきました。

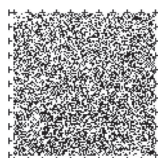
令和5（2023）年3月に、社会情勢の変化や本区の「基本構想」を実現する長期総合計画として、区政運営の指針であるとともに、各個別分野計画の基本となるものとして、「中央区基本計画 2023」が策定されました。

また同令和5（2023）年には、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援からなる3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業計画」を盛り込んだ「中央区保健医療福祉計画 2020」の中間見直しが行われました。

さらに、国や東京都の障害者の情報取得や利用、意思疎通の取組を踏まえて、令和5（2023）年4月1日に「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」を施行しました。

#### ◆計画策定について

このような社会情勢の変化や動向を踏まえ、中央区障害者計画の中の障害者施策の取組について必要な見直しを図るとともに、中央区障害福祉計画・中央区障害児福祉計画については、法令に基づく計画期間の終了に伴い、令和8（2026）年度までに達成すべき目標と障害福祉サービス等の見込量および確保の方策などを明らかにした「中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画」を策定しました。



## (1) 法令・制度改正

障害福祉施策での法令・制度改正の動きは以下のとおりです。

### ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和3(2021)年6月公布、令和6(2024)年4月施行)

本改正では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対して合理的な配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が定められています。

### ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3(2021)年6月公布・同9月施行)

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

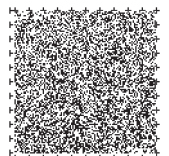
本法では、支援措置として国、地方公共団体による保育所・学校等に対する支援や日常生活における支援などの措置、保育所や学校の設置者等による看護師等または喀痰(かくたん)吸引<sup>※</sup>等ができる保育士の配置の措置、また都道府県レベルでできる「医療的ケア児支援センター」について規定されています。

<sup>かくたんきゆういん</sup>※<sup>いんとう</sup>喀痰吸引は、のど(咽頭)や気管から排出される分泌物や<sup>こえん</sup>誤嚥したものを含んだ粘液等の狭義の「たん(痰)」の吸引だけでなく、つば(唾液)やはなみず(鼻汁)のほか、胃から逆流してきた胃液等を含む、すべての分泌物を総称した広い意味でのたんを吸引する行為。

### ③ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) (令和4(2022)年5月公布・施行)

すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要として、障害者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

また、国・地方公共団体は、障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務を有するとしています。





#### ④ 児童福祉法等の一部を改正する法律

(令和4(2022)年6月公布・令和6(2024)年4月施行)

子育てに困難を抱える世帯が従来よりも顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的としています。

本改正では、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化するとともに、障害種別にかかわらず支援できるよう、従来は福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援センターの類型の一元化等を行うとしています。

#### ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(障害者総合支援法等一部改正)

(令和4(2022)年12月公布・令和6(2024)年4月施行)

本改正の趣旨では、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、6つの点について措置を講じるとしています。

特に今回の改正では、グループホーム利用者の一人暮らし希望者への支援や基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置の努力義務の設定、就労アセスメントの手法を活用した新たな就労支援のサービスとして就労選択支援の創設などがあります。

#### 改正概要(抜粋)

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実
2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備

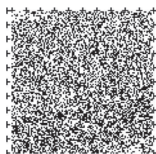
## (2) 施策・取組等

障害福祉施策に係る国や東京都の主な施策・取組等は以下のとおりです。

### ① 障害者基本計画(第5次)

(令和5(2023)年3月閣議決定)

障害者基本法の第11条に基づき策定される政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として、障害者基本計画(第4次)の計画期間満了に伴い、令和5(2023)年3月に閣議決定されました。



計画は3部構成となっており、障害者権利条約との整合性を高めるため、「Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向」で掲げる11の障害者施策分野と条約の各条項の対応関係を明示し、条項の順序におおむね沿った構成としています。

### 各分野における障害者施策の基本的な方向

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止     | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備            | 8. 教育の振興               |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援      |
| 4. 防災、防犯等の推進                | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興    |
| 5. 行政等における配慮の充実             | 11. 国際社会での協力・連携の推進     |
| 6. 保健・医療の推進                 |                        |

## ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定

(令和5(2023)年3月閣議決定)

本基本方針は、障害者差別解消法の第6条に基づいて策定される、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもので、平成27(2015)年に閣議決定されたものの改定となります。

本改定では、不当な差別的取扱いにおいて、車椅子、介助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする差別的な取扱いに該当することが明確化されました。

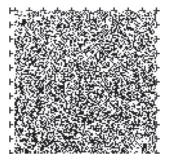
## ③ 東京都手話言語条例

(令和4(2022)年9月施行)

東京都は、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的として、「東京都手話言語条例」を制定し、令和4(2022)年9月1日に施行されました。

### 主な内容

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ○東京都の責務、都民、事業者の役割の規定 | ○都民、事業者が手話を学習する機会の確保 |
| ○相談支援体制の整備           | ○手話通訳者の派遣、確保・養成      |
| ○学校における支援            | ○医療等サービスにおける環境整備     |
| ○災害時における措置           |                      |



### 3

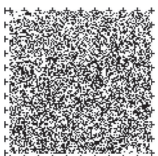
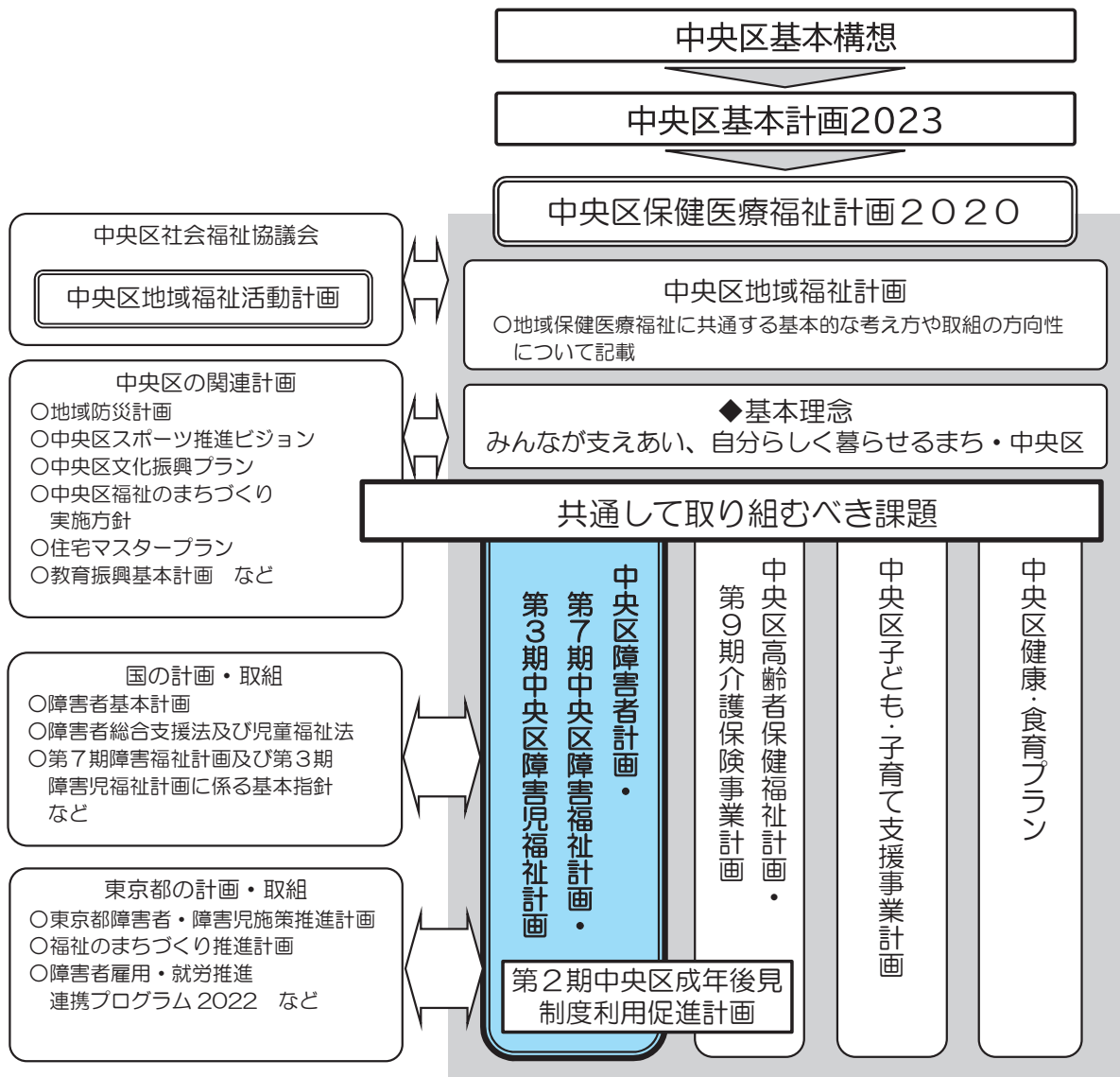
## 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づく「市町村計画」を包含します。

また、「中央区基本構想」「中央区基本計画2023」をはじめ、社会福祉法第107条の規定に基づく本区の地域福祉計画である「中央区保健医療福祉計画2020」と関連する分野別計画と整合性のある計画とします。

なお、成年後見制度については、本計画と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に包含される「中央区成年後見制度利用促進計画」に基づき取組を推進します。

### ■ 計画の位置付け ■



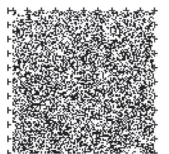
## 4 計画期間

中央区障害者計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間です。今回、社会情勢の変化、法制度の改正や国・東京都の動向等を踏まえ、計画の中間年である令和5（2023）年度に、計画の中間見直しを実施しました。

また、第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の計画期間は、法律に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

### ■ 計画期間 ■

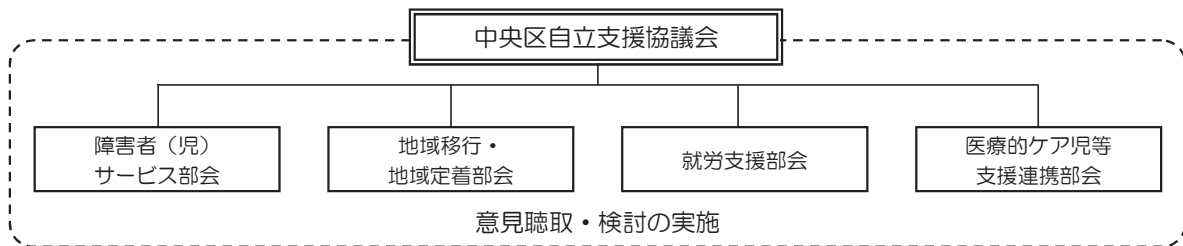
	平成								令和							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31/元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
中央区保健医療福祉計画									中央区保健医療福祉計画2020							
中央区障害者計画	第三次(改訂)(後期)(障害者計画を包含)			中央区保健医療福祉計画2015(障害者計画を包含)					中間見直し							
中央区障害福祉計画	一本化											一体的に策定				
中央区障害福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期			第7期			
中央区障害児福祉計画								一体的に策定			一体的に策定			一体的に策定		
中央区障害児福祉計画								第1期			第2期			第3期		



## (1) 中央区自立支援協議会

本区では、地域の障害者等への支援体制を充実・強化していくため、「障害者総合支援法」に基づき、学識経験者、民生・児童委員、医療・福祉関係団体や支援機関の代表者などで構成する「中央区自立支援協議会」を設置し、さらに、区民が参画する4つの専門部会を設置しています。本計画の策定にあたっては、中央区自立支援協議会および各部会に意見聴取を行いながら検討を進めました。

## ■ 策定体制 ■



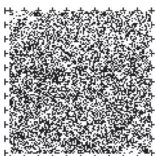
## ■ 意見聴取 ■

## ◆ 中央区自立支援協議会

日程	内容
① 令和5(2023)年5月12日	● 障害者計画等の改定について
② 令和5(2023)年8月22日	● 中央区障害者計画主な取組の実施状況等について ● 中央区障害者計画の施策の方向性(案)について
③ 令和5(2023)年11月7日	● 計画の中間のまとめ(案)について
④ 令和6(2024)年1月26日	● 中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画について

## ◆ 障害者（児）サービス部会

日程	内容
① 令和5(2023)年6月28日	● 障害者計画等の改定について
② 令和5(2023)年10月26日	● 計画の中間のまとめ(案)について
③ 令和6(2024)年1月11日	● 中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画について





## ◆地域移行・地域定着部会

日程		内容
①	令和5(2023)年7月14日	● 障害者計画等の改定について
②	令和5(2023)年10月27日	● 計画の中間のまとめ(案)について
③	令和6(2024)年1月12日	● 中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画について

## ◆就労支援部会

日程		内容
①	令和5(2023)年6月20日	● 障害者計画等の改定について
②	令和5(2023)年10月10日	● 計画の中間のまとめ(案)について
③	令和6(2024)年1月23日	● 中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画について

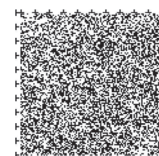
## ◆医療的ケア児等支援連携部会

日程		内容
①	令和5(2023)年7月28日	● 障害者計画等の改定について
②	令和5(2023)年10月31日 ※書面開催	● 計画の中間のまとめ(案)について
③	令和6(2024)年1月11日 ※書面開催	● 中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画について

## (2) パブリックコメント

令和5(2023)年12月12日から令和6(2024)年1月5日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

中間のまとめを中央区役所、日本橋特別出張所、月島特別出張所および福祉センター内に閲覧場所を設けるとともに、ホームページに掲載し、意見の募集を行いました。



## 第2章

# 障害福祉に関わる中央区の現状

## 1 人口の推移と推計

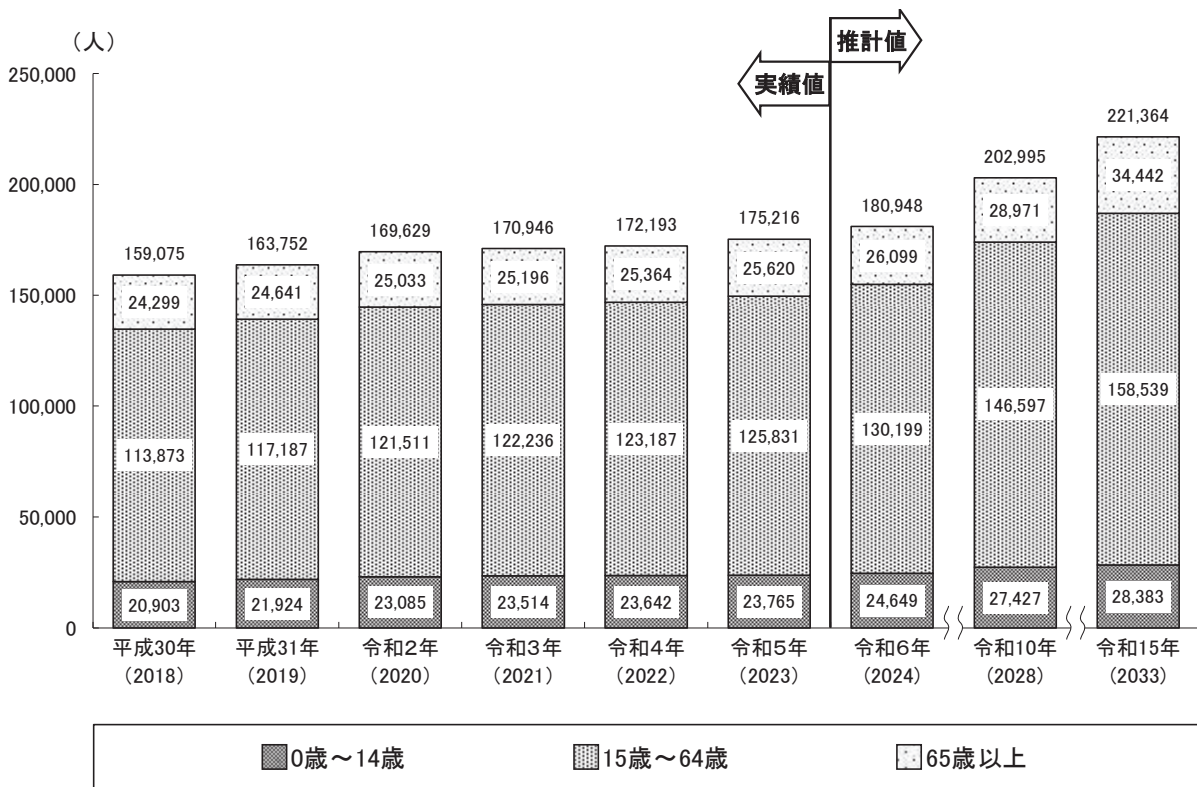
### (1) 人口の推移

本区の総人口は、新型コロナウイルス感染症が拡大した過去3年間においても増加が続いており、令和5（2023）年4月1日現在 175,216 人となっています。

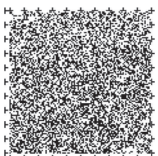
平成30（2018）年時点と比較すると 16,141 人増の 1.10 倍となっています。

また、将来人口推計では、総人口は今後も増加し、令和9（2027）年中に 20 万人を超えることが見込まれています。

■ 人口の推移と将来人口推計 ■



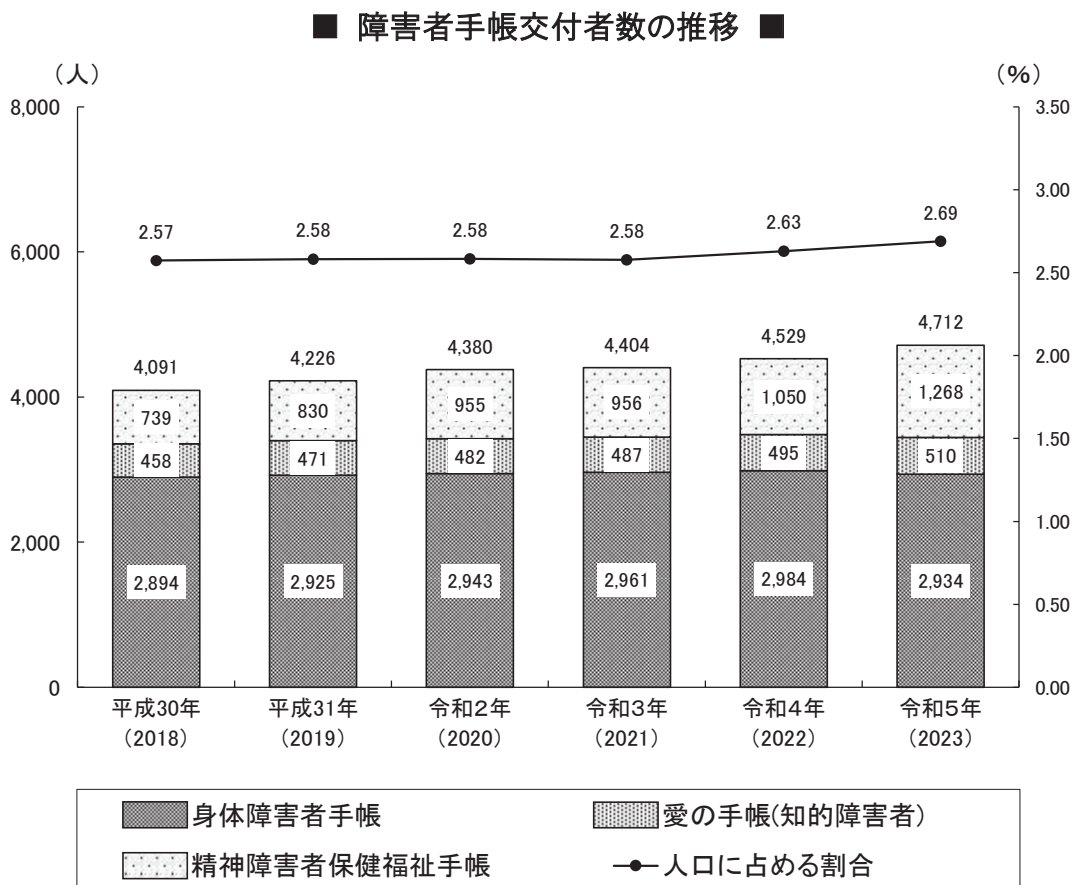
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）  
令和6(2024)年以降は区の推計値（令和5(2023)年4月1日の住民基本台帳人口を基準とし推計）



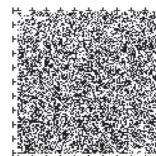
## 2 障害者（児）等の現状

### (1) 障害者手帳交付者の状況

本区の障害者手帳交付者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在は、4,712人で、平成30（2018）年時点と比較すると621人増の1.15倍となっています。



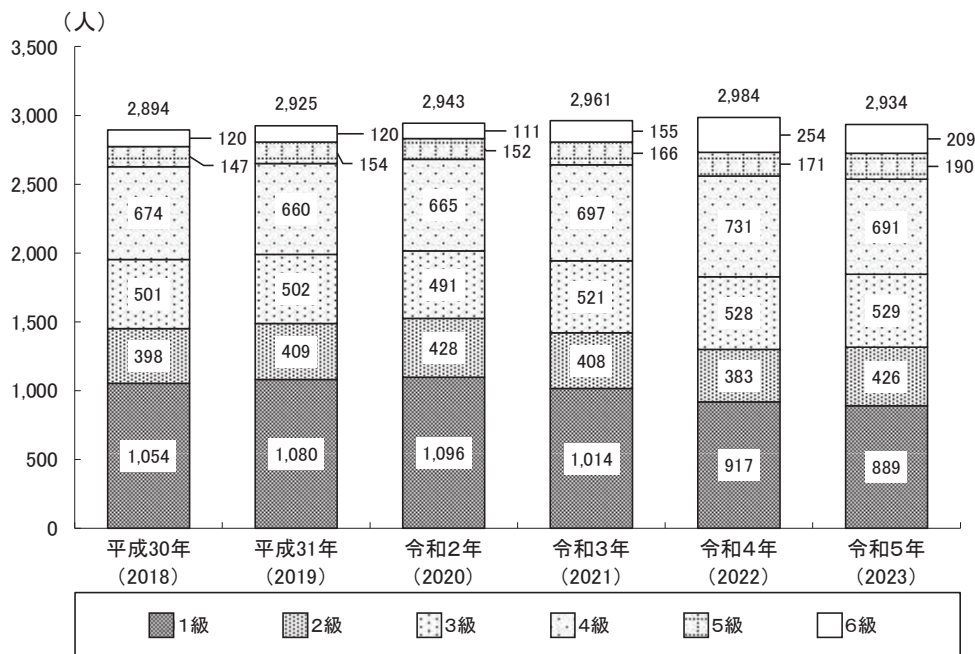
※各年4月1日現在  
出典：中央区



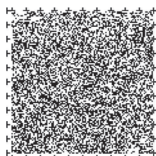
## (2) 身体障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳交付者数は令和4（2022）年度までは増加傾向でしたが令和5（2023）年度には減少し、令和5（2023）年は2,934人となっています。障害の程度別にみると、各年ともに1級が最も多く、令和5（2023）年は889人となっています。

■ 等級別身体障害者手帳交付者数の推移 ■



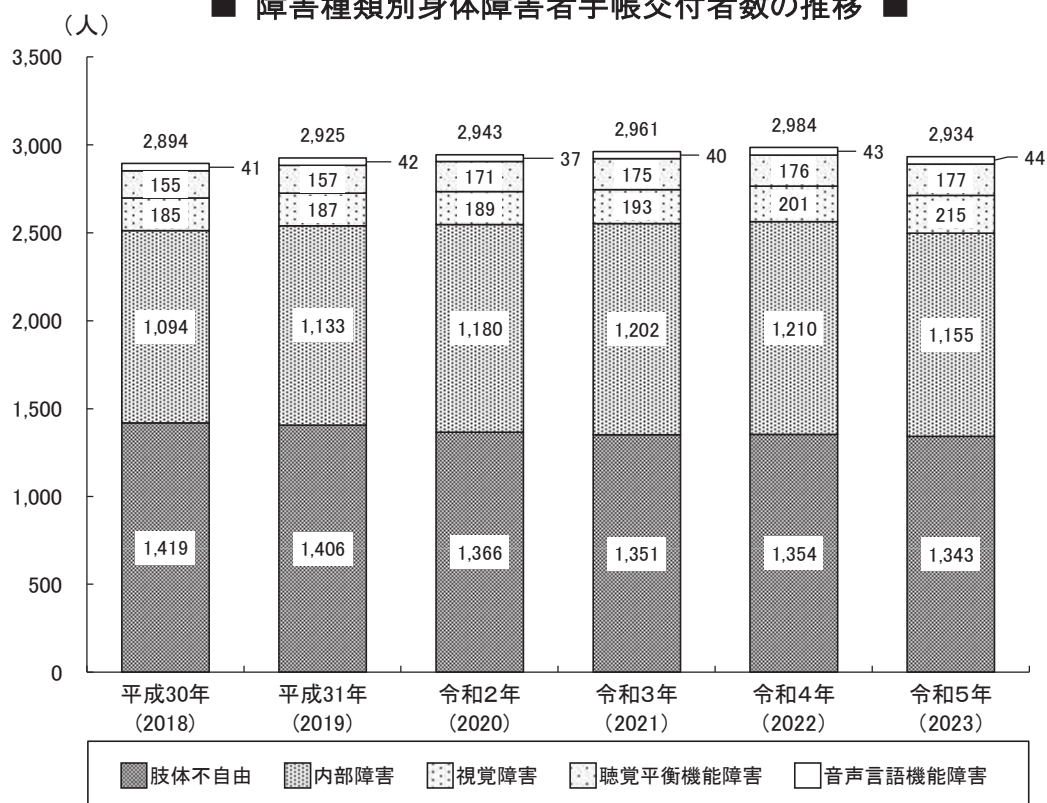
※各年4月1日現在



令和5（2023）年の障害の種類の内訳は、「肢体不自由」が1,343人、「内部障害」が1,155人、「視覚障害」が215人、「聴覚平衡機能障害」が177人、「音声言語機能障害」が44人となっています。「肢体不自由」「内部障害」を合わせると全体の85.1%となります。

また、令和5（2023）年の年齢の内訳をみると、「18歳以上」が96.9%を占めています。一方で「18歳未満」の割合は、わずかではありますが、年々、交付者数は増加しています。

■ 障害種類別身体障害者手帳交付者数の推移 ■

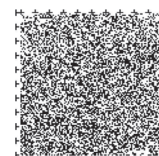


※各年4月1日現在

■ 年齢別身体障害者手帳交付者数の推移 ■

	平成30年(2018)		平成31年(2019)		令和2年(2020)		令和3年(2021)		令和4年(2022)		令和5年(2023)	
	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合
18歳未満	75人	2.6%	76人	2.6%	77人	2.6%	80人	2.7%	83人	2.8%	91人	3.1%
18歳以上	2,819人	97.4%	2,849人	97.4%	2,866人	97.4%	2,881人	97.3%	2,901人	97.2%	2,843人	96.9%
合計	2,894人	100.0%	2,925人	100.0%	2,943人	100.0%	2,961人	100.0%	2,984人	100.0%	2,934人	100.0%

※各年4月1日現在



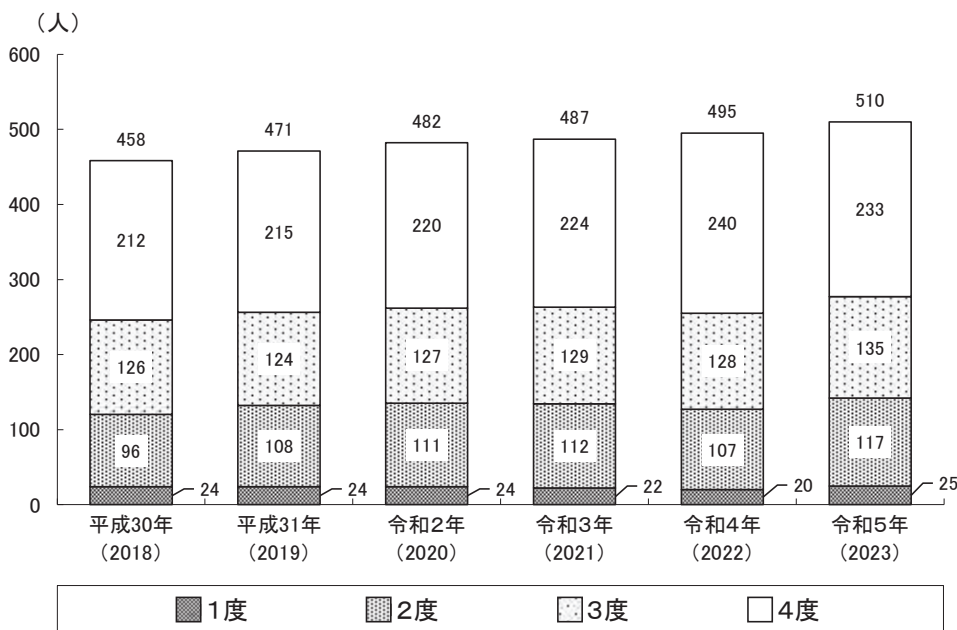


### (3) 愛の手帳（知的障害者）交付者の状況

愛の手帳交付者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年は510人となっています。障害の程度別にみると、令和5（2023）年は中・軽度である3・4度が、全体の72.2%を占めています。

また、年齢別に交付者数の内訳をみると、「18歳未満」が31.2%、「18歳以上」が68.8%で推移しており、令和4（2022）年は18歳未満、令和5（2023）年は18歳以上が増加しています。

■ 程度別愛の手帳交付者数の推移 ■

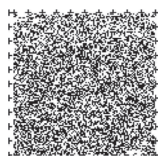


※各年4月1日現在

■ 年齢別愛の手帳交付者数の推移 ■

	平成30年(2018)		平成31年(2019)		令和2年(2020)		令和3年(2021)		令和4年(2022)		令和5年(2023)	
	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合
18歳未満	128人	27.9%	148人	31.4%	159人	33.0%	161人	33.1%	171人	34.5%	159人	31.2%
18歳以上	330人	72.1%	323人	68.6%	323人	67.0%	326人	66.9%	324人	65.5%	351人	68.8%
合計	458人	100.0%	471人	100.0%	482人	100.0%	487人	100.0%	495人	100.0%	510人	100.0%

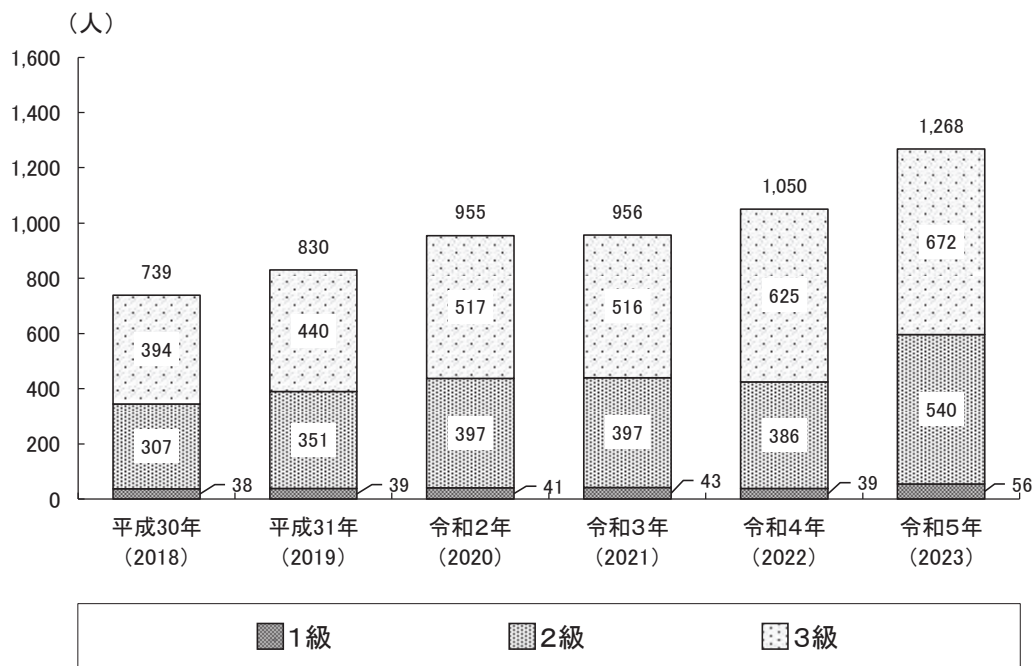
※各年4月1日現在



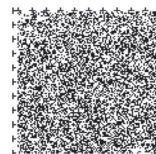
## (4) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加しており、令和5（2023）年は1,268人で、平成30（2018）年と比較すると529人増の1.72倍となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■



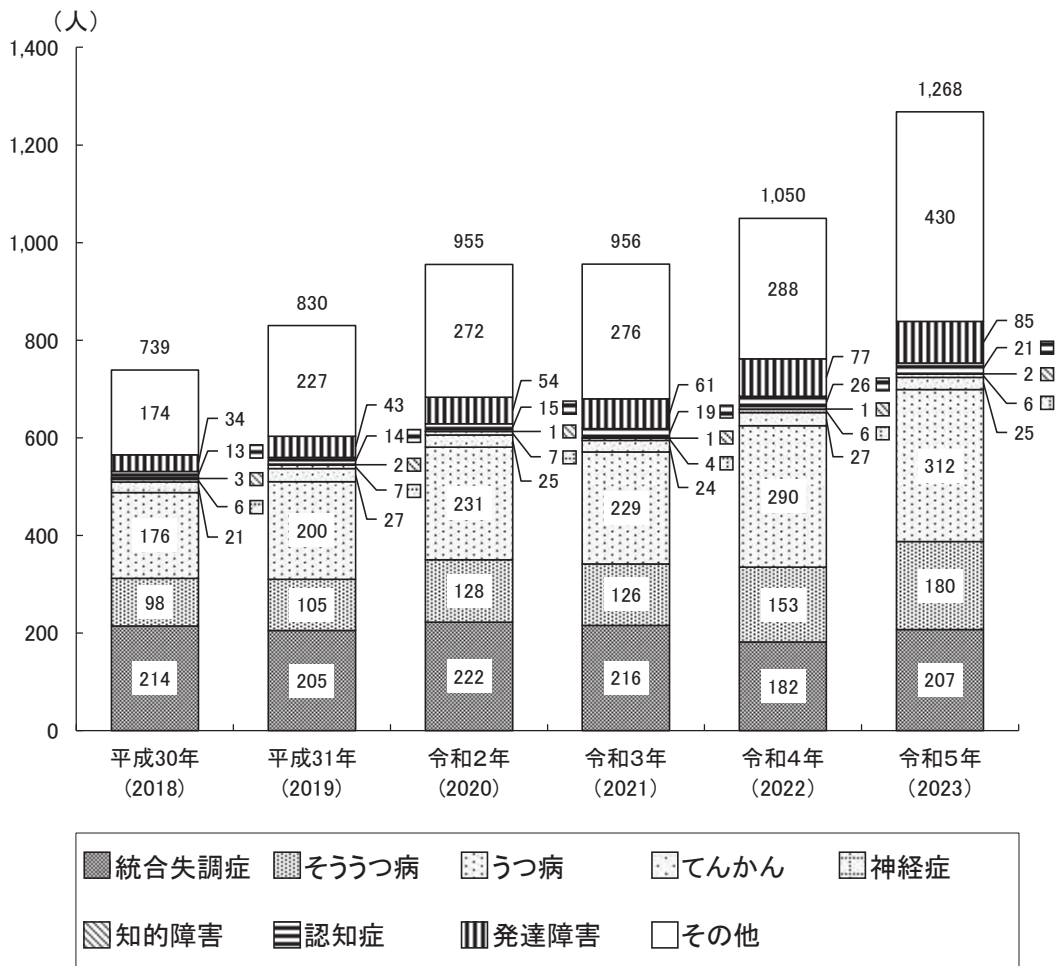
※各年4月1日現在



障害の疾患別にみると、令和5（2023）年は多動性障害・高次脳機能障害・アルコール依存症などの「その他」が430人で最も多く、次いで「うつ病」が312人、「統合失調症」が207人と続いています。

令和5（2023）年の年齢別の内訳をみると、「18歳以上」が1,231人で、全体の97.1%を占めています。

■ 疾患別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■

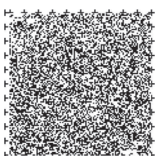


※各年4月1日現在

■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 ■

	平成30年 (2018)		平成31年 (2019)		令和2年 (2020)		令和3年 (2021)		令和4年 (2022)		令和5年 (2023)	
	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合	交付者数	割合
18歳未満	12人	1.6%	12人	1.4%	11人	1.2%	14人	1.5%	24人	2.3%	37人	2.9%
18歳以上	727人	98.4%	818人	98.6%	944人	98.8%	942人	98.5%	1,026人	97.7%	1,231人	97.1%
合計	739人	100.0%	830人	100.0%	955人	100.0%	956人	100.0%	1,050人	100.0%	1,268人	100.0%

※各年4月1日現在



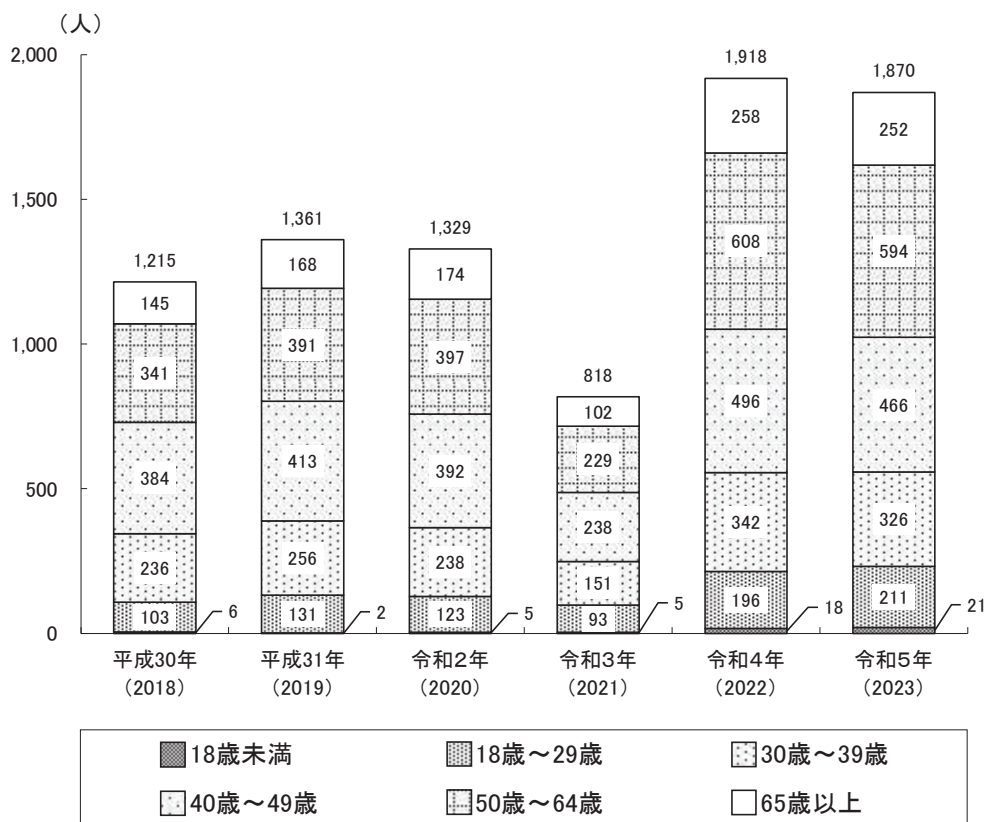
## (5) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみると、令和5（2023）年は1,870人となっています。

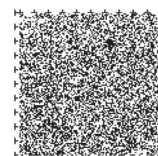
年代別にみると、令和5（2023）年は「50歳～64歳」が最も多く594人、次いで「40歳～49歳」が466人となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和3（2021）年の受給者数が一時的に減少し、令和4（2022）年、令和5（2023）年の受給者数が増加しています。

■ 年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 ■



※各年4月1日現在

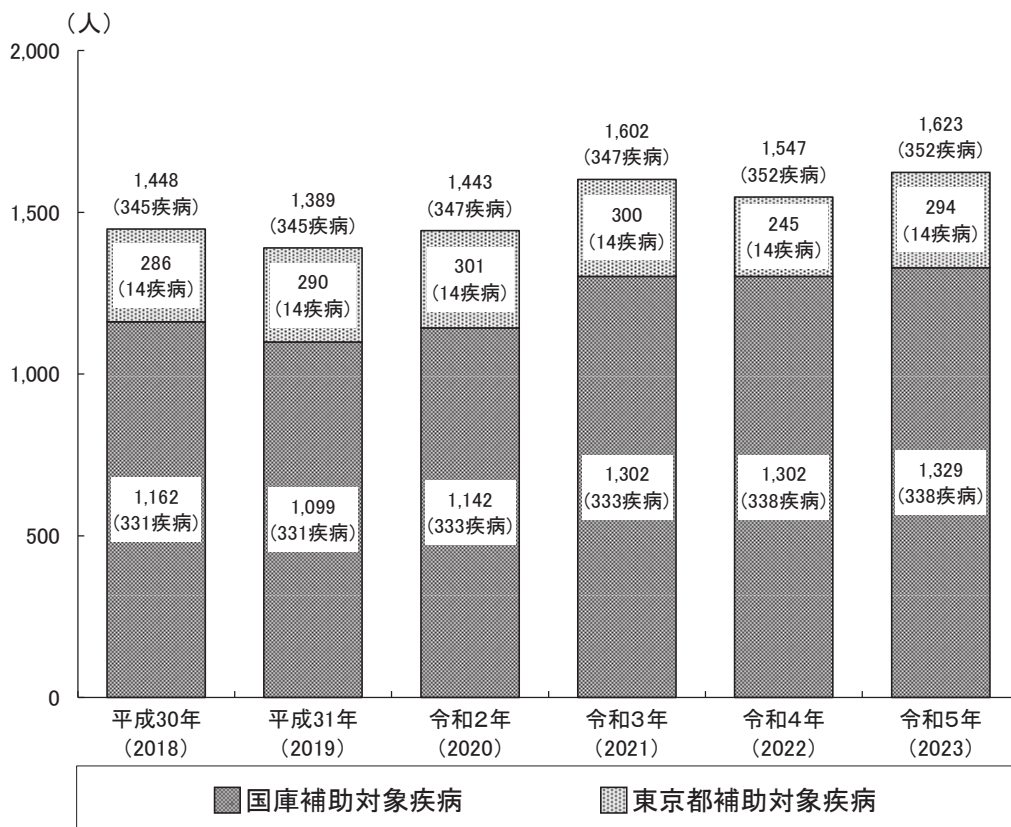


## (6) 難病患者の状況

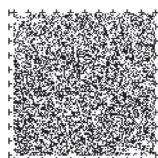
平成30（2018）年以降の東京都の難病患者医療費助成を受けている難病患者の推移を見ると、国庫補助対象疾病、東京都補助対象疾病ともに増加傾向にあり、令和5（2023）年は合計1,623人となっています。

令和5（2023）年3月31日時点の対象疾病は352疾病となっています。

■ 難病患者医療費助成受給者数の推移 ■



※各年3月31日現在



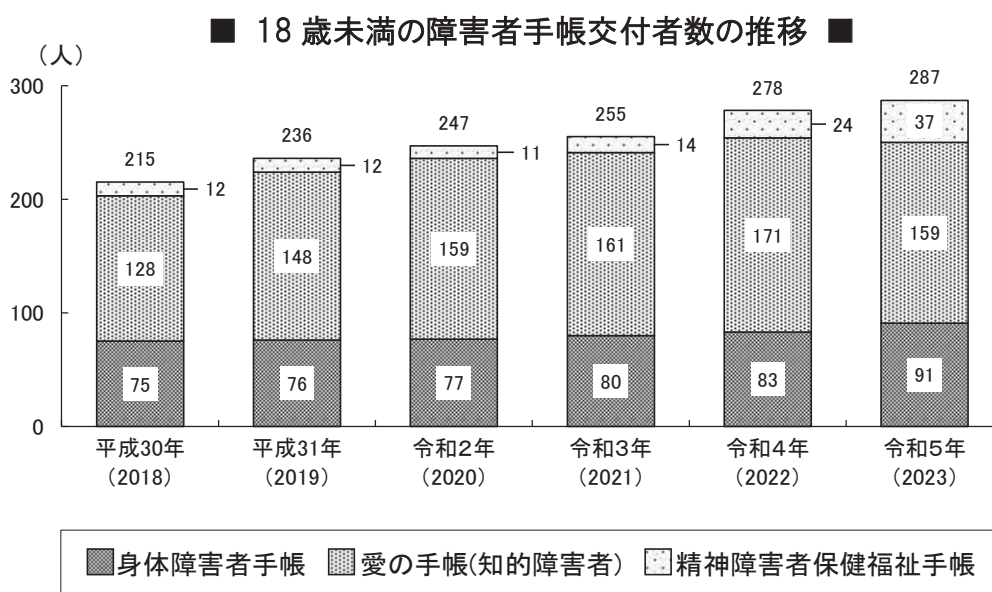


### 3 障害児を取り巻く現状

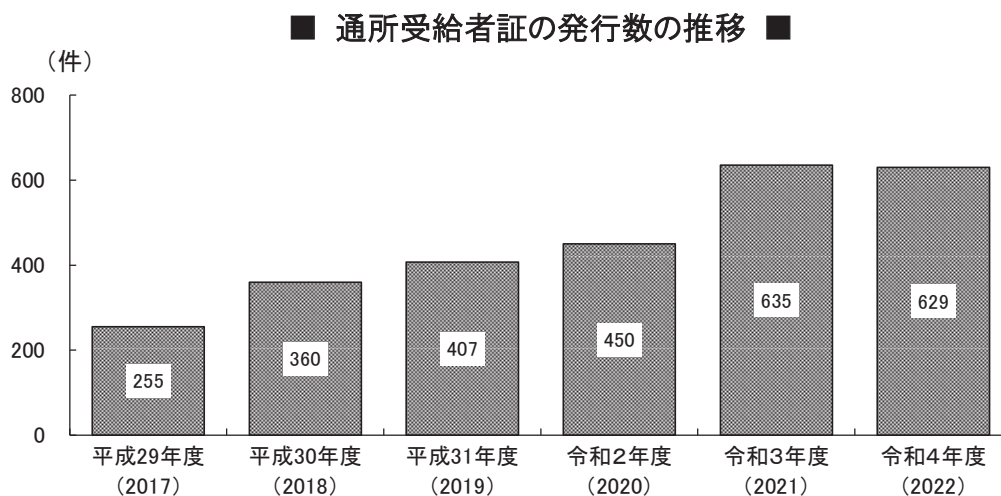
#### (1) 18歳未満の障害者手帳交付者および通所受給者証の状況

本区の18歳未満の障害者手帳交付者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年4月1日現在は287人で、平成30（2018）年時点と比較すると72人増の1.33倍となっています。

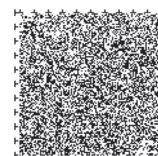
また、障害児通所支援等を利用する際に発行する通所受給者証の発行数は、令和4（2022）年度は629件となっており、平成29（2017）年度と比較すると374件増の2.47倍となっています。



※各年4月1日現在  
出典：中央区



※各年4月1日現在

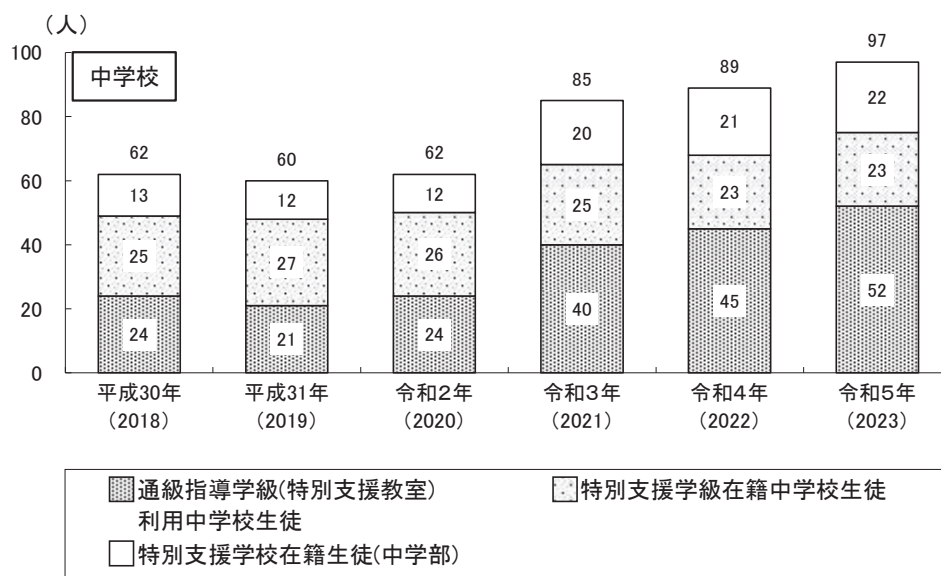
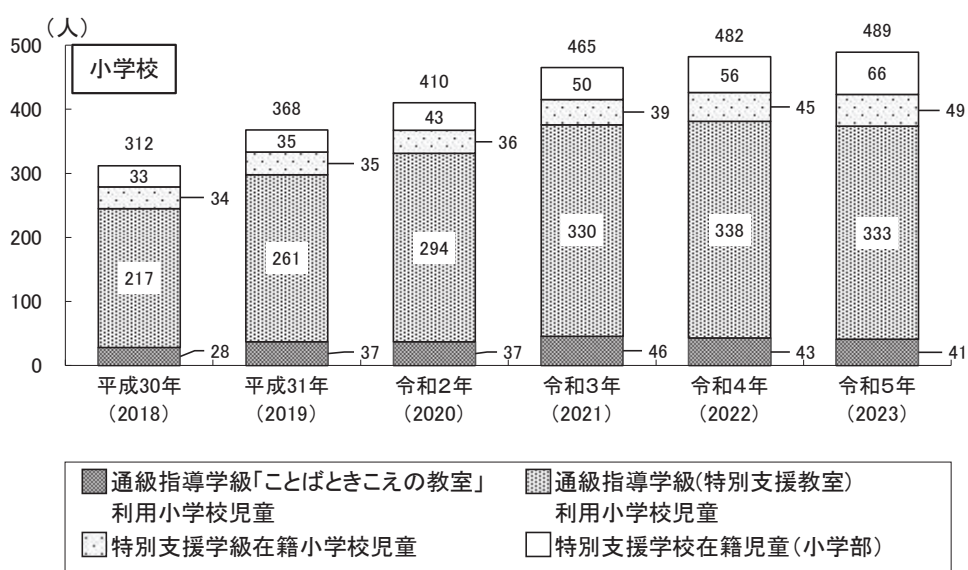


## (2) 特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒の状況

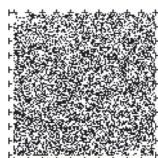
小学校では、通級指導学級（特別支援教室）利用小学校児童、特別支援学級在籍小学校児童、特別支援学校在籍児童（小学部）が増加傾向にあり、令和5（2023）年と平成30（2018）年を比較すると、通級指導学級（特別支援教室）利用小学校児童は116人、特別支援学校在籍児童（小学部）は33人の増となっています。

一方、中学校では、通級指導学級（特別支援教室）利用中学校生徒、特別支援学校在籍児童（中学部）が増加傾向にあり、特に通級指導学級（特別支援教室）利用中学校生徒は、令和5（2023）年と平成30（2018）年を比較すると28人増となっています。

■ 特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒の推移 ■



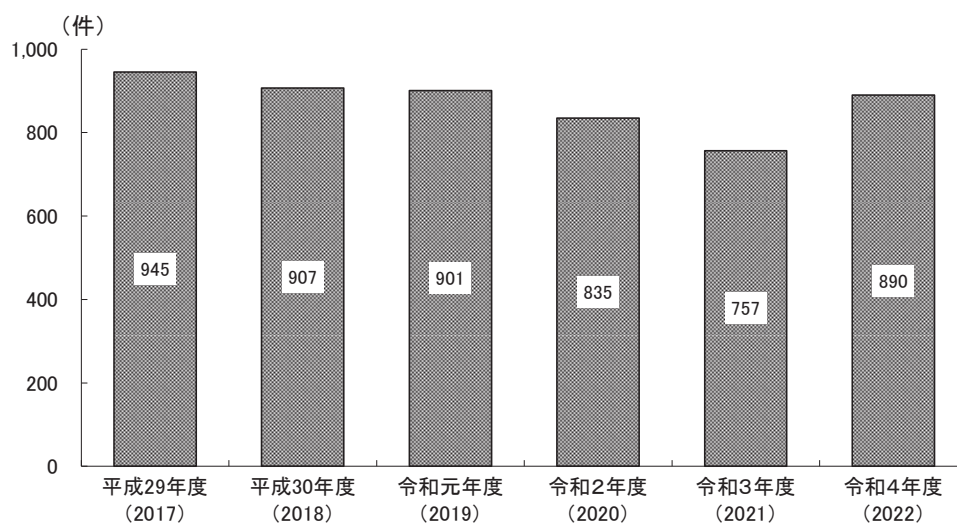
※各年5月1日現在



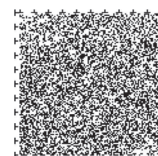
### (3) 子どもへの支援の状況

障害児の早期発見および支援内容の充実を目的とした子ども発達支援センター ゆりのきでの保育園巡回相談の件数は、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度まで減少傾向でしたが、令和4（2022）年度は890件と増加に転じています。

■ 保育園巡回相談件数の推移 ■



※各年度末現在



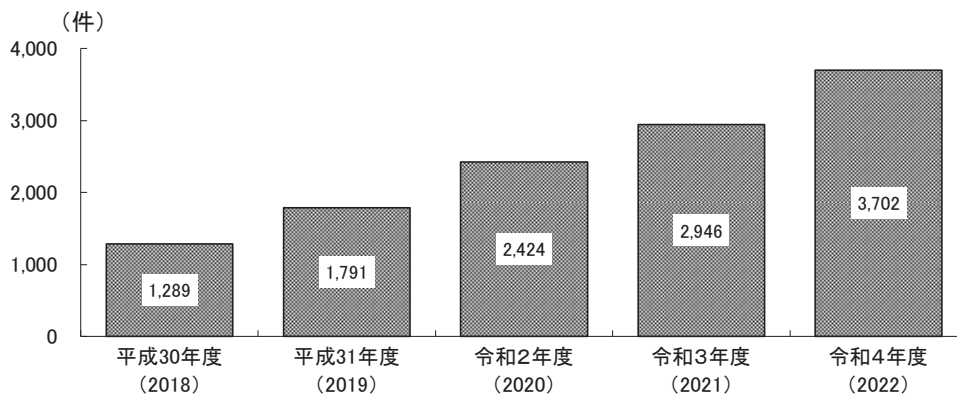
## 4 区内の相談の状況

### (1) 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターの相談支援事業の相談件数は、増加傾向にあります。

令和4（2022）年度は 3,702 件で、平成 30（2018）年度と比較すると 2,413 件増の 2.87 倍となっています。

■ 基幹相談支援センターの相談件数の推移 ■

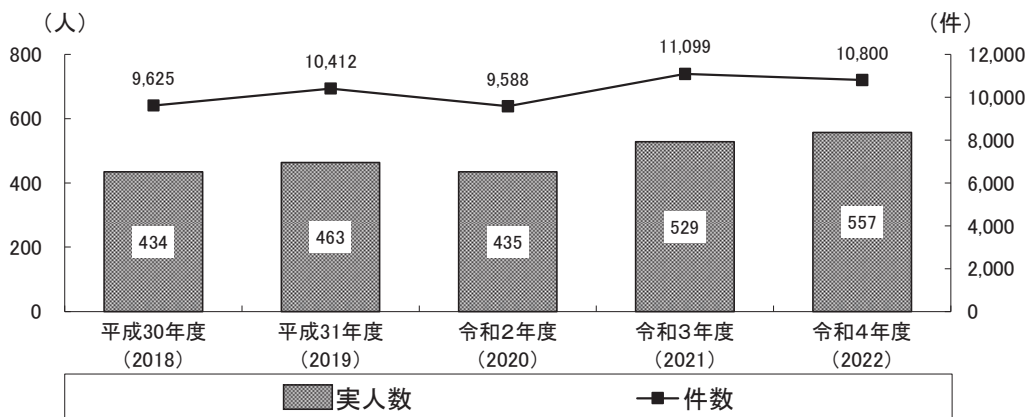


※各年度末現在

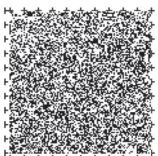
### (2) 子ども発達支援センター ゆりのき

子ども発達支援センター ゆりのきのこどもの発達相談は、令和4（2022）年度の実人数は 557 人、相談件数は 10,800 件となっています。令和4（2022）年度と平成 30（2018）年度を比較すると、相談件数は 1,175 件増の 1.12 倍、実人数は 123 人増の 1.28 倍となっています。

■ こどもの発達相談件数・実人数の推移 ■



※各年4月1日現在

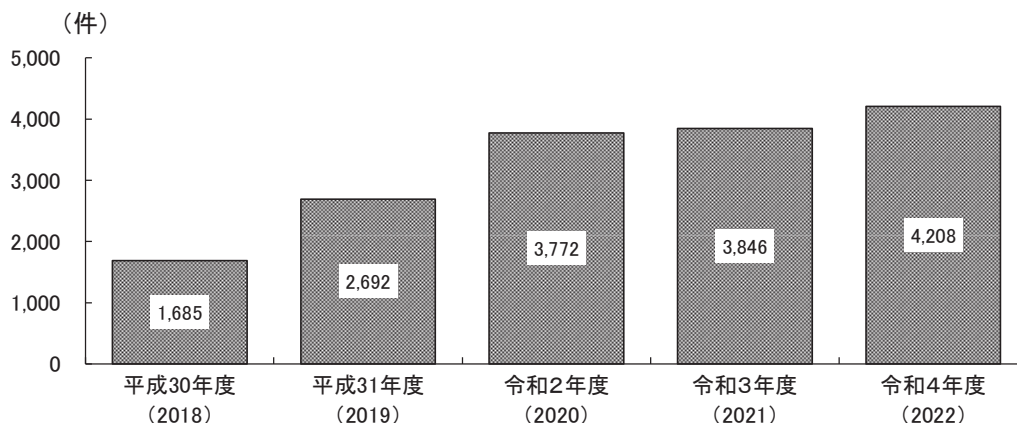




### (3) 中央区障害者就労支援センター

中央区障害者就労支援センターにおける相談件数は、令和4（2022）年度は4,208件となっています。令和4（2022）年度と平成30（2018）年度を比較すると、相談件数は2,523件増の2.50倍となっています。

■ 中央区障害者就労支援センターの相談件数の推移 ■

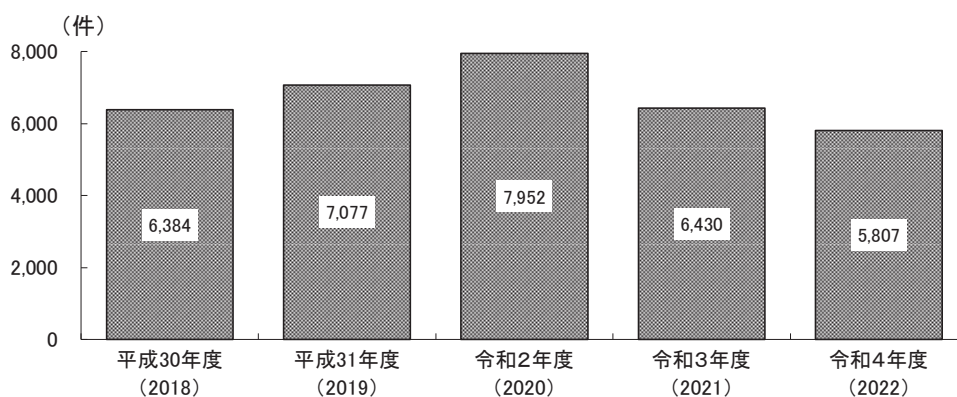


※各年度末現在

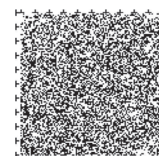
### (4) 精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」における相談件数は、令和4（2022）年度は5,807件となっています。令和2（2020）年度の7,952件をピークに、相談件数は減少傾向にあります。

■ 精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の相談件数の推移 ■



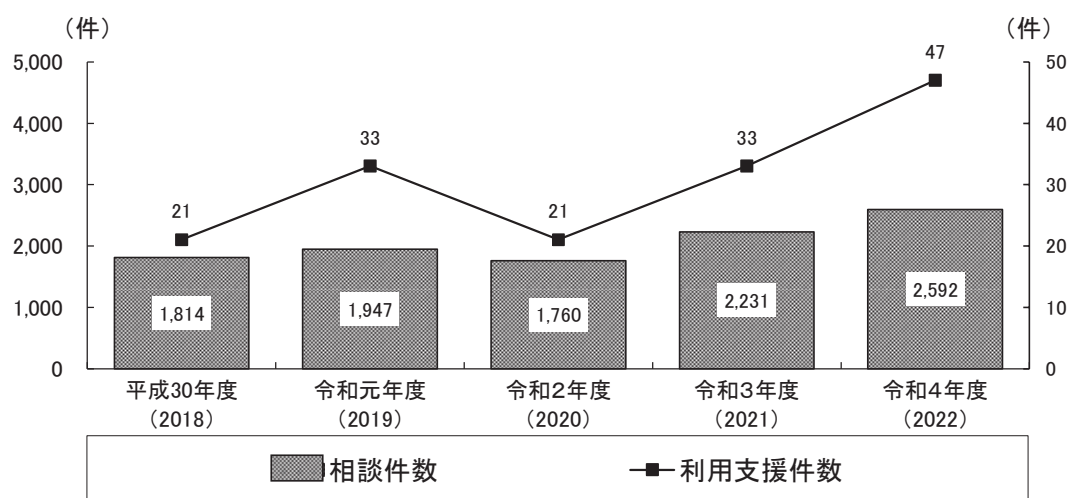
※各年度末現在



## (5) 成年後見支援センター「すてっぷ中央」

中央区社会福祉協議会が運営する成年後見支援センター「すてっぷ中央」の相談件数、利用支援件数は、令和2（2020）年度以降、増加が続いています。令和4（2022）年3月31日現在、相談件数は2,592件、利用支援件数は47件となっており、平成30（2018）年度と比較すると相談件数は778件増の1.43倍、利用支援件数は26件増の2.24倍となっています。

■ 成年後見支援センター「すてっぷ中央」の相談件数・利用支援件数の推移 ■

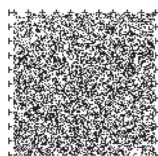


※相談件数は、一般相談件数。

※利用支援件数は、後見等申立支援件数(候補者等紹介件数+申立手続き支援件数)。

※各年度末現在

※相談件数、利用件数は、高齢者、障害者問わない全体の件数

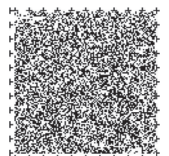
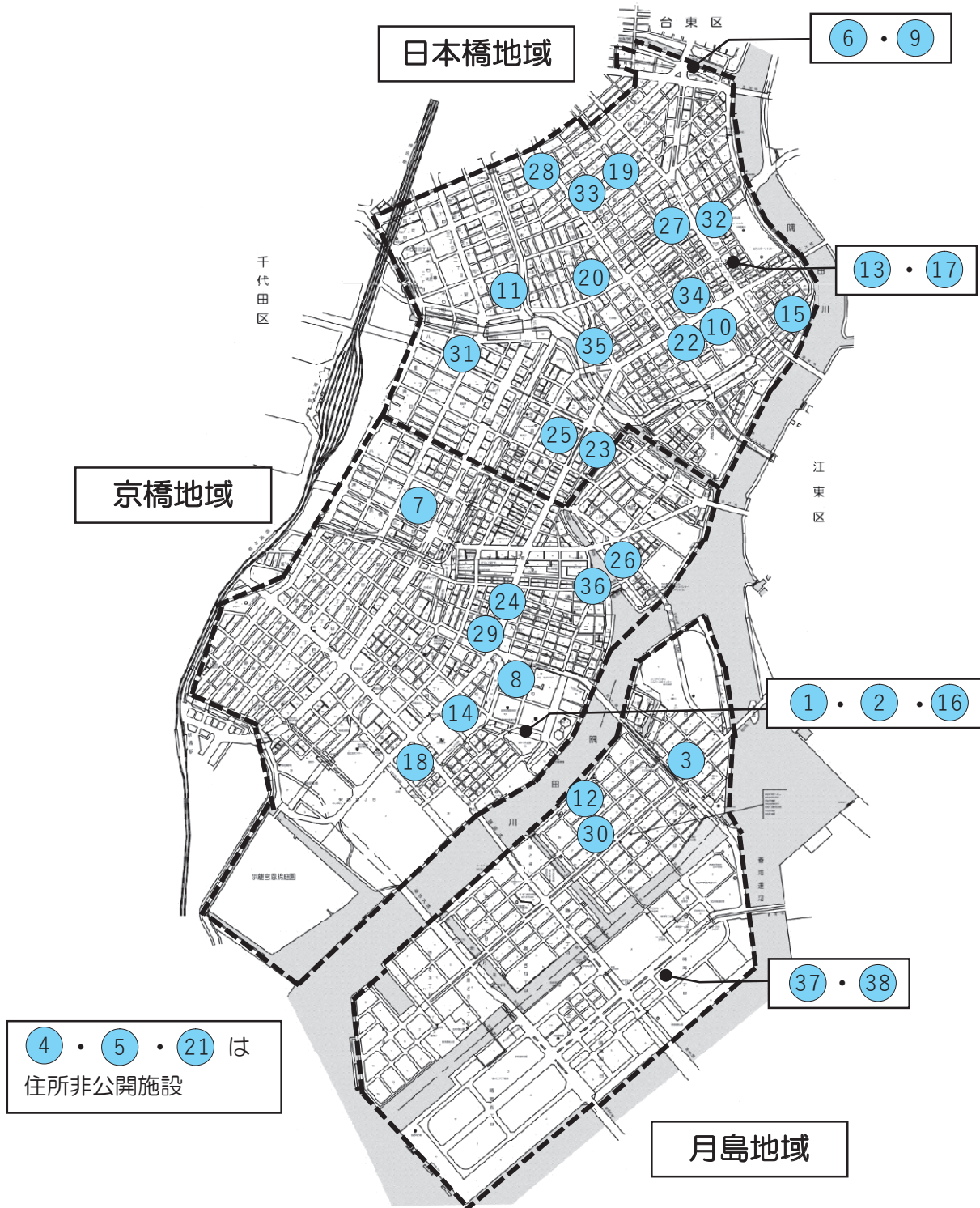




## 5 中央区の障害福祉関連施設の分布

本区の障害福祉関連施設の分布は以下のとおりになります。

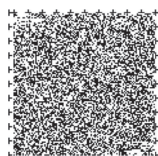
### ■ 中央区の障害福祉関連施設の配置 ■



■ 中央区の障害福祉関連施設の一覧【令和6(2024)年1月1日現在】 ■

施設名		サービスの種類
1	福祉センター(基幹相談支援センター併設)	生活介護
		就労継続支援(B型)
		地域活動支援センター
		計画相談支援
2	子ども発達支援センター ゆりのき	児童発達支援
		放課後等デイサービス
		障害児相談支援
		保育所等訪問支援
3	リバーサイドつつじ	就労継続支援(B型)
4	ホームつつじ	精神障害者グループホーム
5	自立生活援助ホームつつじ	自立生活援助
6	さわやかワーク中央	就労継続支援(B型)
7	フレンドハウス京橋	知的障害者グループホーム
8	レインボーハウス明石	生活介護
		就労移行支援
		就労継続支援(A型)
		就労継続支援(B型)
		短期入所
		日中一時支援
		施設入所支援
		計画相談支援
9	障害者就労支援センター	就労支援 計画相談支援
10	グループホームハーモニー	知的障害者グループホーム
11	コンフィデンス日本橋	就労移行支援 就労定着支援
12	ピアつきしま	知的障害者グループホーム
13	グローバース・ピア日本橋	就労継続支援(B型)
14	アリストランブ	就労継続支援(B型)
15	浜町花だより	知的障害者グループホーム
16	精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」	地域活動支援センター 計画相談支援
17	グローバース・ピア浜町公園	障害者グループホーム
18	ヒューマングロー東銀座	計画相談支援 障害児相談支援
19	ナチュラルプランツ・サポート	就労継続支援(A型)
20	エヌフィットキャリアカレッジ日本橋	自立訓練(生活訓練)
		就労移行支援
		計画相談支援
		就労定着支援
21	エヌホームズ人形町	精神障害者グループホーム
22	ミライエ日本橋	放課後等デイサービス
23	スマイル日本橋	放課後等デイサービス
24	アイビー	就労継続支援(B型)
25	トリプル・ハート	児童発達支援
		放課後等デイサービス
26	ゆうゆうらいふアカデミー中央	児童発達支援
		放課後等デイサービス
27	ポジリブ	放課後等デイサービス
28	アルエット	放課後等デイサービス ※
29	コペルプラス 新富町教室	児童発達支援
30	みらいキッズ月島	児童発達支援
		放課後等デイサービス
31	リワークセンター日本橋	自立訓練(生活訓練)
32	アストハピコ	児童発達支援
		放課後等デイサービス
33	3D&MUSICJAM	就労支援B型
34	アストハピコ 人形町教室	児童発達支援
		放課後等デイサービス
35	コアヴィレッジ	児童発達支援
		放課後等デイサービス
36	トリプル・ワーク	児童発達支援
		放課後等デイサービス
37	フレップサポートセンター晴海第一	放課後等デイサービス
38	フレップサポートセンター晴海第二	放課後等デイサービス

※ 主に重症心身障害児が通所



## (1) 調査の概要

中央区障害者（児）実態調査は、本計画策定の基礎資料とするため、区内在住の障害者等の生活状況や意識・意向と子どもの育ちや発達に関する相談の実態を把握することを目的として令和4（2022）年9月から10月にかけて、以下の対象者に対して実施しました。

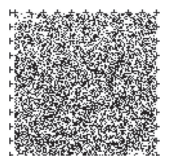
なお、実態調査の結果（30ページから44ページ）については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、回答の合計が必ずしも100.0%にならない場合（例えば99.9%、100.1%）があります。

## ■ 調査の種類と対象者 ■

調査の種類	対象者
身体障害者・難病患者実態調査	令和4(2022)年8月1日現在、区内在住の18歳以上の身体障害者手帳所持者および難病患者福祉手当受給者
知的障害者実態調査	令和4(2022)年8月1日現在、区内在住の18歳以上の愛の手帳所持者
精神障害者保健福祉に関する実態調査	令和4(2022)年8月1日現在、区内在住の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療(精神通院)受給者
子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査	令和4(2022)年8月1日現在、区内に在住する0歳から18歳(高校3年生の学年)までの子のうち、以下に該当する子を持つ保護者 【内訳】①障害福祉サービス等受給者証取得児 ②障害者手帳(身体、知的、精神)取得児 ③特別支援教室・通級指導学級在籍児

## ■ 配布数・有効回収数等 ■

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率	実施方法
身体障害者・難病患者実態調査	1,084	668	61.6%	・無作為抽出 ・郵送配布・回収のアンケート調査
知的障害者実態調査	271	162	59.8%	・悉皆調査 ・郵送配布・回収のアンケート調査
精神障害者保健福祉に関する実態調査	1,400	643	45.9%	・無作為抽出 ・郵送配布・回収のアンケート調査
子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査	745	393	52.8%	・悉皆調査 ・対象者の①、②は郵送配布・回収、 ③は学校を通じた配布、郵送回収のアンケート調査



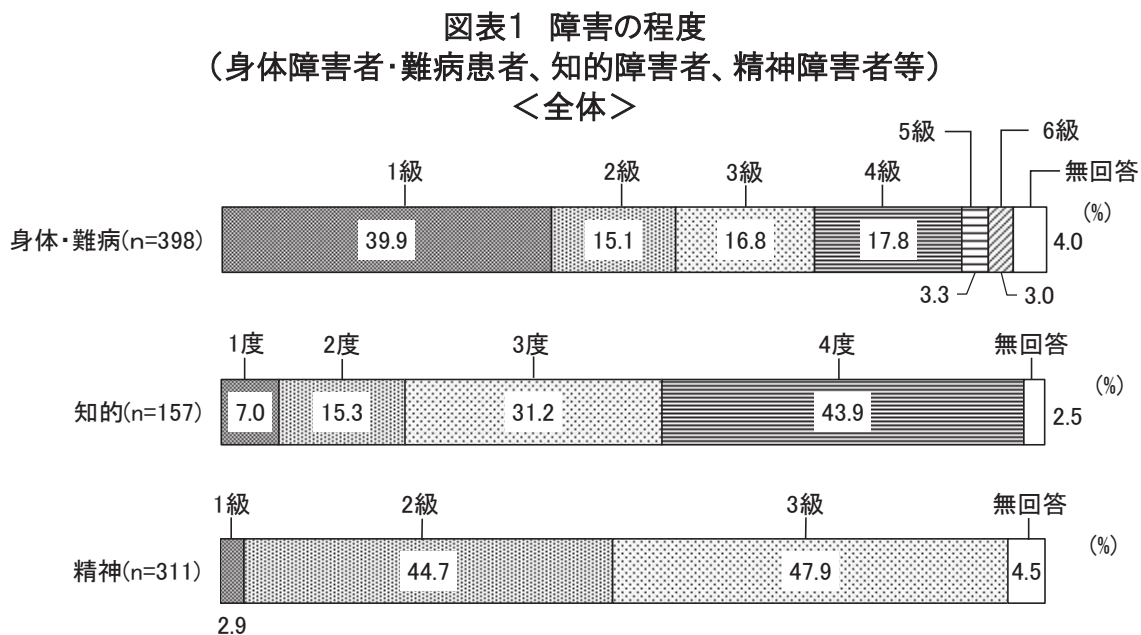
## (2) 障害者・難病患者の実態調査の結果概要

### ① 本人について

#### ◆障害の程度（等級・程度）

障害の程度は、身体障害者・難病患者では「1級（39.9%）」、知的障害者では「4度（43.9%）」、精神障害者等では「3級（47.9%）」が最も多くなっています。

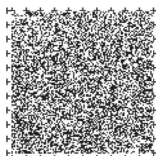
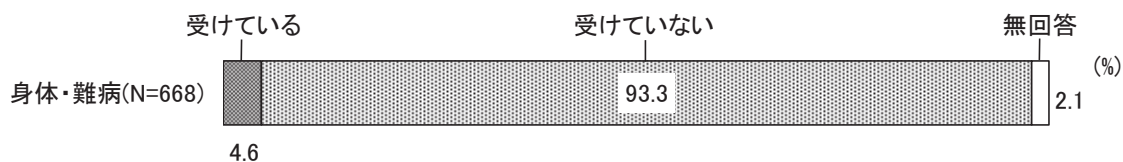
（図表1）



#### ◆高次脳機能障害の診断の有無

身体障害者・難病患者において、高次脳機能障害の診断を「受けている」人は4.6%となっています。（図表2）

**図表2 高次脳機能障害の診断の有無（身体障害者・難病患者）**  
＜全体＞

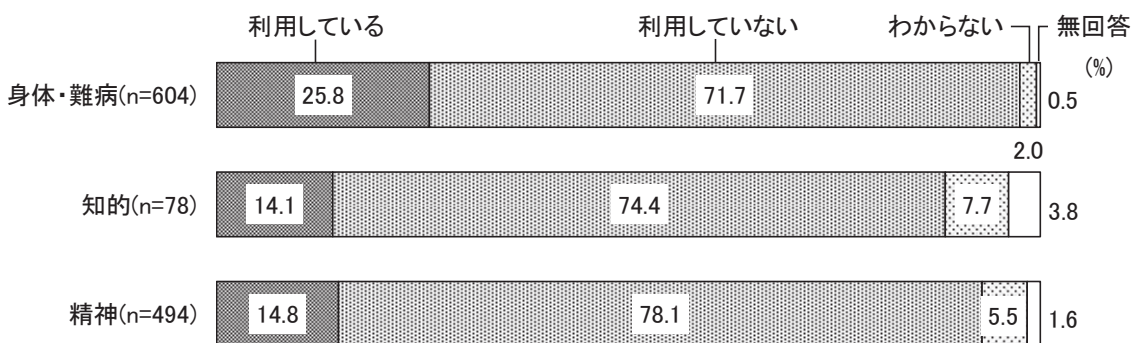




◆介護保険サービスの利用状況

40歳以上の介護保険サービスを利用している人は、身体障害者・難病患者では25.8%、知的障害者では14.1%、精神障害者等では14.8%となっています。（図表3）

図表3 介護保険サービスの利用状況  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<40歳以上>



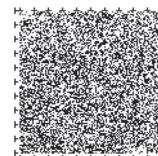
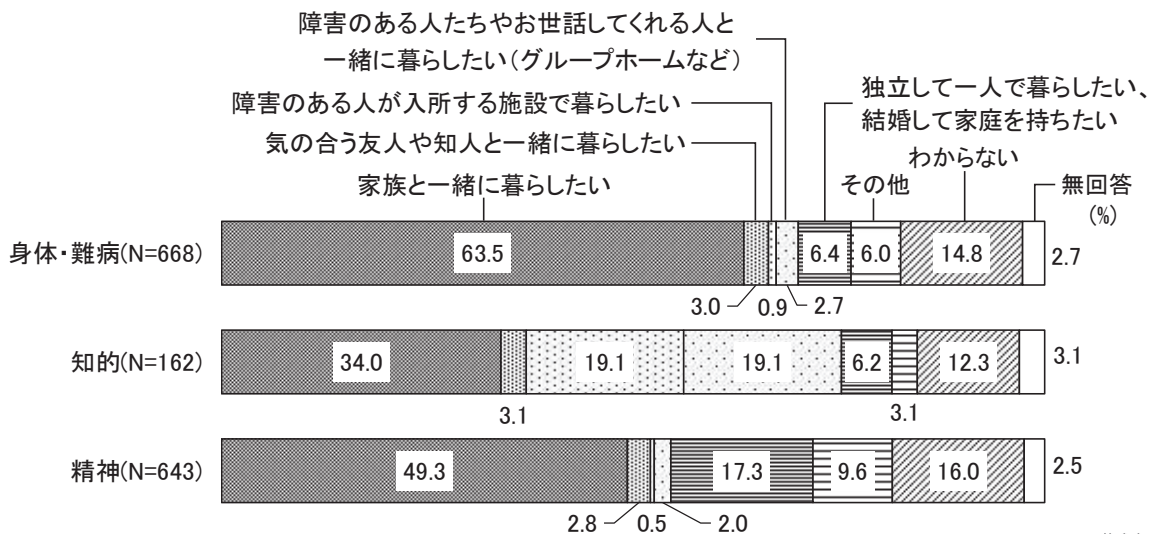
② 今後の暮らしの希望、将来の不安

◆今後の暮らしの希望

今後の暮らしの希望は、いずれの障害者等も「家族と一緒に暮らしたい（身体・難病：63.5%、知的：34.0%、精神：49.3%）」が最も多くなっています。

次いで、知的障害者では「障害のある人が入所する施設で暮らしたい」「障害のある人たちやお世話してくれる人と一緒に暮らしたい（グループホームなど）」が19.1%、精神障害者等では「独立して一人で暮らしたい、結婚して家庭を持ちたい」が17.3%などとなっています。（図表4）

図表4 今後の暮らしの希望(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>



## ◆将来の不安

将来の不安は、身体障害者・難病患者では「高齢になった時のこと（35.8%）」、知的障害者では「親が亡くなった後の生活のこと（56.2%）」、精神障害者等では「十分な収入があるか（45.9%）」などとなっています。（図表5）

図表5 将来の不安(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
<全体>

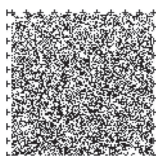
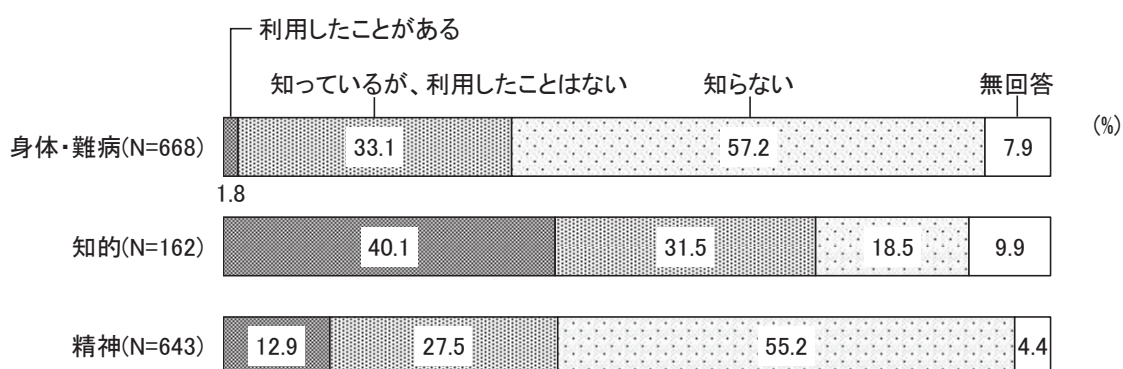
(%)						
	身体障害者・難病患者(N=668)		知的障害者(N=162)		精神障害者等(N=643)	
第1位	高齢になった時のこと	35.8	親が亡くなった後の生活のこと	56.2	十分な収入があるか	45.9
第2位	十分な収入があるか	26.0	高齢になった時のこと	24.7	高齢になった時のこと	41.1
第3位	災害や病気・事故などの時に、 すぐに助けにきてもらえるか	19.6	手助けしてくれる人がいるか	23.5	働く場があるか	23.8

## ③ 相談支援機関

### ◆中央区障害者就労支援センターの認知度

中央区障害者就労支援センターの「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した<知っている>割合は、身体障害者・難病患者では34.9%、知的障害者では71.6%、精神障害者等では40.4%となっています。（図表6）

図表6 中央区障害者就労支援センターの認知度  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>

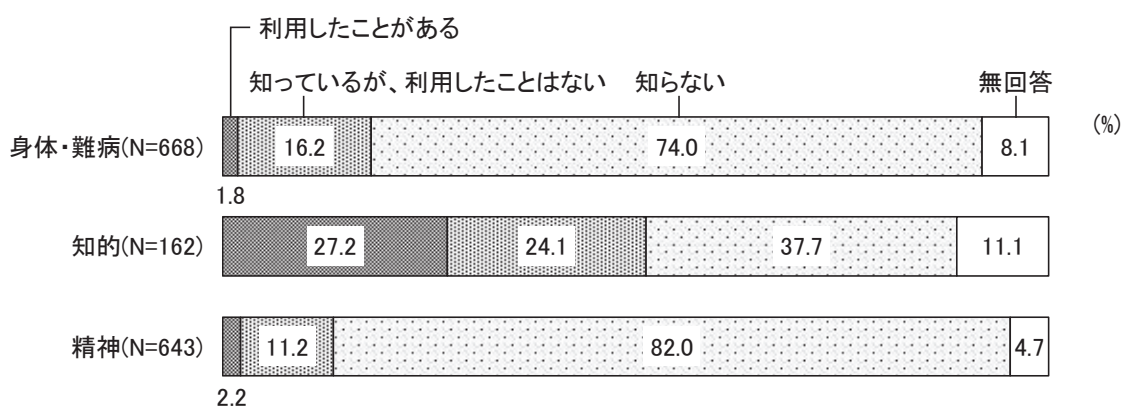




◆基幹相談支援センターの認知度

基幹相談支援センターの「利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した<知っている>割合は、身体障害者・難病患者では18.0%、知的障害者では51.3%、精神障害者等では13.4%となっています。（図表7）

図表7 基幹相談支援センターの認知度  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
<全体>

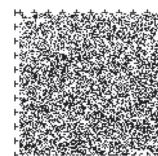


◆区の相談窓口・機関への希望

区の相談窓口・機関への希望は、いずれの障害者等も「相談・支援の窓口が身近にあること（身体・難病：54.3%、知的：53.7%、精神：57.9%）」が最も多く、「相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること（身体・難病：49.7%、知的：51.2%、精神：52.3%）」が続いています。（図表8）

図表8 区の相談窓口・機関への希望(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
<全体>

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)
第1位	相談・支援の窓口が身近にあること 54.3	相談・支援の窓口が身近にあること 53.7	相談・支援の窓口が身近にあること 57.9
第2位	相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること 49.7	相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること 51.2	相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること 52.3
第3位	プライバシーの配慮がしっかりしていること 29.2	ゆっくり話を聞いてもらえること 40.7	プライバシーの配慮がしっかりしていること 47.9



#### ④ 障害福祉サービスについて

##### ◆サービス利用での困りごと

サービス利用での困りごとは、「無回答」「特に困りごと、不便なことはない」以外では、いずれの障害者等も「サービスに関する情報が少ない（身体・難病：18.6%、知的：17.3%、精神：28.5%）」が最も多く、「利用方法が分かりづらい（身体・難病：9.7%、知的：10.5%、精神：18.8%）」が続いています。（図表9）

図表9 サービス利用での困りごと(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
<全体>

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)
第1位	サービスに関する情報が少ない 18.6	サービスに関する情報が少ない 17.3	サービスに関する情報が少ない 28.5
第2位	利用方法が分かりづらい 9.7	利用方法が分かりづらい 10.5	利用方法が分かりづらい 18.8
第3位	利用したいサービスがない 手続きが難しい	自分に合う事業所が見つからない 9.3	手続きが難しい 10.0

(%)

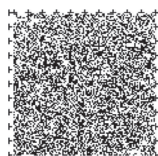
##### ◆福祉サービスの情報入手先

福祉サービスの情報入手先は、「特にない」を除くと、いずれの障害者等も「区のおしらせ（身体・難病：38.5%、知的：38.3%、精神：28.0%）」が最も多くなっています。（図表10）

図表10 福祉サービスの情報入手先(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答:複数回答)  
<全体>

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)
第1位	区のおしらせ 38.5	区のおしらせ 38.3	区のおしらせ 28.0
第2位	区のホームページ 13.2	福祉センター 20.4	病院・診療所 23.0
第3位	病院・診療所 12.6	障害者団体(家族会などを含む) 18.5	区のホームページ 17.4

(%)



⑤ 就労について

◆就労状況

65歳未満の働いている人は、身体障害者・難病患者では70.8%、知的障害者では62.4%、精神障害者等では57.2%となっています。(図表11)

図表11 就労状況(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
 <全体、年代別>

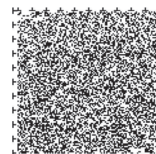
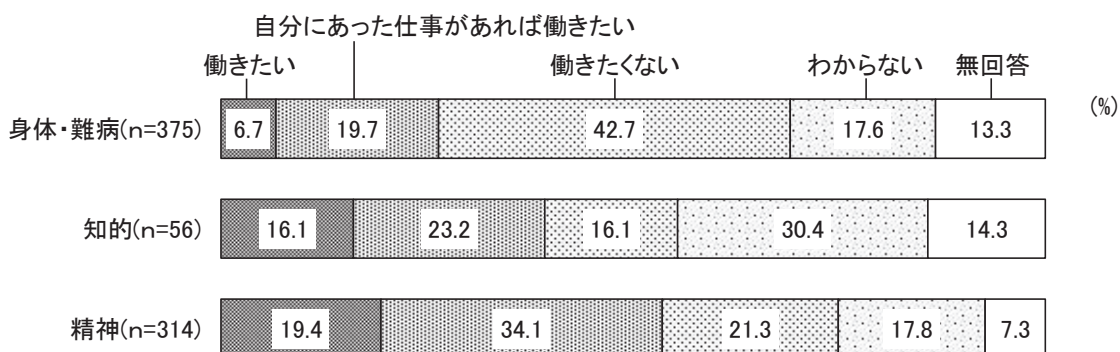
		身体障害者・難病患者			知的障害者			精神障害者等					
		働いている	働いていない	無回答	働いている	働いていない	無回答	働いている	働いていない	無回答			
全体	(N=668)	273 40.9	375 56.1	20 3.0	(N=162)	100 61.7	56 34.6	6 3.7	(N=643)	319 49.6	314 48.8	10 1.6	
年代別	18~64歳	(n=298)	211 70.8	83 27.9	4 1.3	(n=149)	93 62.4	52 34.9	4 2.7	(n=516)	295 57.2	217 42.1	4 0.8
	65歳以上	(n=366)	62 16.9	288 78.7	16 4.4	(n=10)	6 60.0	3 30.0	1 10.0	(n=116)	21 18.1	89 76.7	6 5.2

◆今後の就労意向

現在、働いていない人の今後の就労意向について、「働きたい」と「自分にあった仕事があれば働きたい」を合計した<就労希望のある人>の割合は、身体障害者・難病患者では26.4%、知的障害者では39.3%、精神障害者等では53.5%となっています。

(図表12)

図表12 今後の就労意向  
 (身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
 <働いていない人>



### ◆障害のある人が働くために必要な環境

就労に必要な環境は、身体障害者・難病患者と精神障害者等では「健康状態にあわせた働き方ができること（身体・難病：55.1%、精神：65.2%）」、知的障害者では「一人ひとりにあった仕事や働く場が作られること（50.0%）」が最も多くなっています。

（図表 13）

図表 13 障害のある人が働くために必要な環境(上位3項目)  
 (身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
 <全体>

(%)						
	身体障害者・難病患者(N=668)		知的障害者(N=162)		精神障害者等(N=643)	
第1位	健康状態にあわせた働き方ができること	55.1	一人ひとりにあった仕事や働く場が作られること	50.0	健康状態にあわせた働き方ができること	65.2
第2位	自宅の近くに働く場があること	39.4	自宅の近くに働く場があること	42.6	一人ひとりにあった仕事や働く場が作られること	45.3
第3位	職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること	31.9	職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること	41.4	自宅の近くに働く場があること	43.9

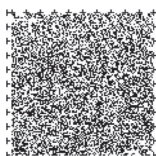
### ⑥ 社会参加・文化芸術余暇活動

#### ◆参加したい文化・芸術・余暇活動

参加したい文化・芸術・余暇活動は、身体障害者・難病患者、精神障害者等では「買い物、映画、コンサートなど（身体・難病：38.6%、精神：42.0%）」、知的障害者では「旅行（42.6%）」が最も多くなっています。（図表 14）

図表 14 参加したい文化・芸術・余暇活動(上位3項目)  
 (身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等:複数回答)  
 <全体>

(%)						
	身体障害者・難病患者(N=668)		知的障害者(N=162)		精神障害者等(N=643)	
第1位	買い物、映画、コンサートなど	38.6	旅行	42.6	買い物、映画、コンサートなど	42.0
第2位	旅行	35.9	買い物、映画、コンサートなど	35.8	旅行	35.1
第3位	美術館、博物館めぐり	30.2	健康福祉まつり	30.2	美術館、博物館めぐり	33.4



◆文化・芸術・余暇活動参加の妨げとなっていること

文化・芸術・余暇活動参加の妨げとなっていることは、「特になし」以外では、いずれの障害者等も「新型コロナウイルス感染症の感染の不安（身体・難病：31.4%、知的：27.8%、精神：28.6%）」が最も多くなっています。（図表 15）

図表 15 文化・芸術・余暇活動参加の妨げとなっていること(上位3項目)  
 (身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等：複数回答)  
 <全体>

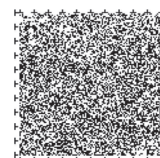
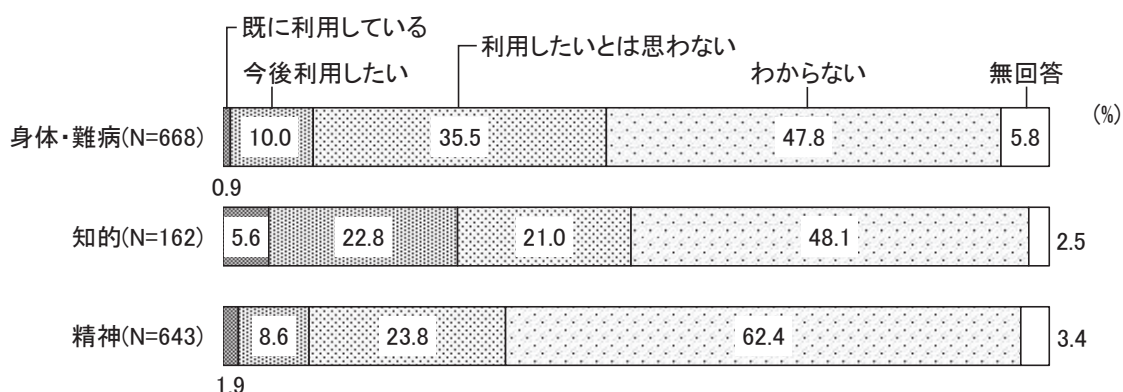
	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)
第1位	新型コロナウイルス感染症の感染の不安 31.4	新型コロナウイルス感染症の感染の不安 27.8	新型コロナウイルス感染症の感染の不安 28.6
第2位	道路の段差や駅などの階段が不便 26.5	トイレが心配 20.4	経済的理由 24.0
第3位	トイレが心配 23.5	道路の段差や駅などの階段が不便 一緒に行く仲間がいない } 17.3 (同率)	一緒に行く仲間がいない 18.2

⑦ 成年後見制度について

◆成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向は、「既に利用している」と「今後利用したい」を合わせた<利用したい>は、身体障害者・難病患者では 10.9%、知的障害者では 28.4%、精神障害者等では 10.5%となっています。（図表 16）

図表 16 成年後見制度の利用意向  
 (身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
 <全体>

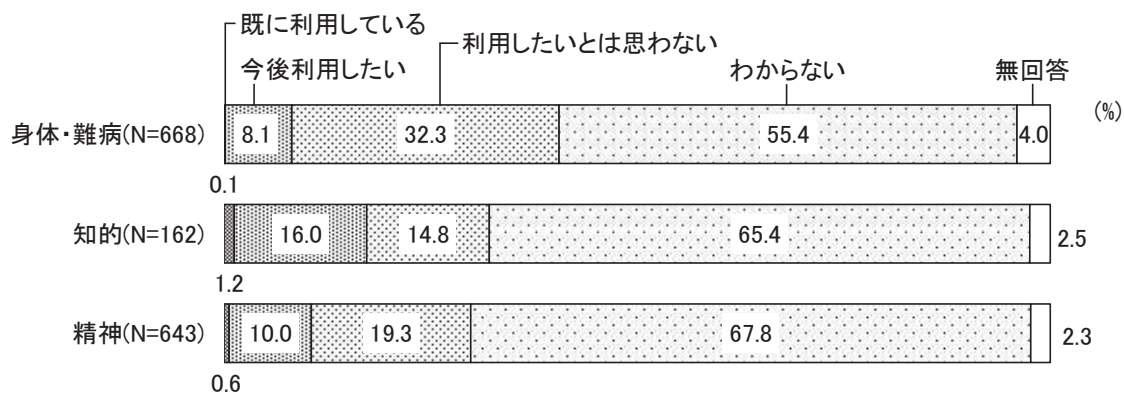




### ◆法人後見の利用意向

法人後見の利用意向は、「既に利用している」と「今後利用したい」を合わせた＜利用したい＞は、身体障害者・難病患者では8.2%、知的障害者では17.2%、精神障害者等では10.6%となっています。（図表17）

図表17 法人後見の利用意向  
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）  
＜全体＞

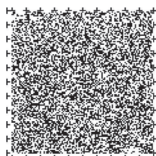
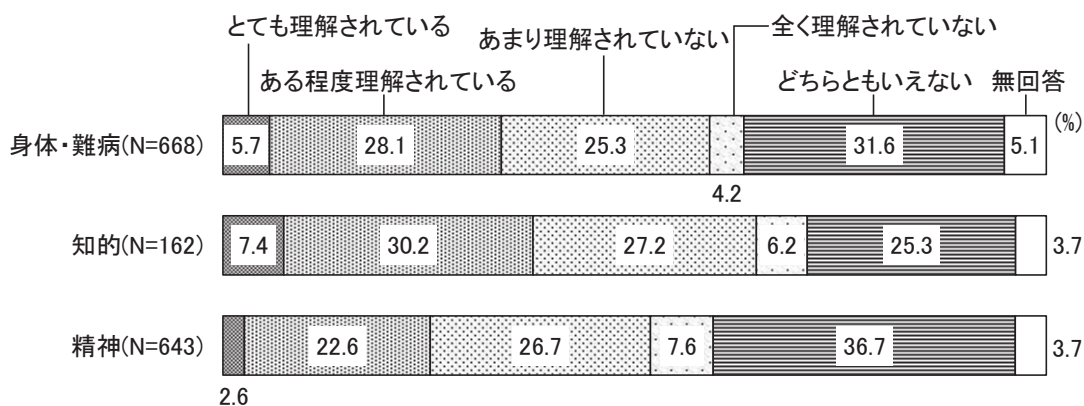


### ⑧ 障害者等への区民の理解について

#### ◆障害や障害者、難病や難病患者に対する区民の理解度

区民の理解度について、「とても理解されている」と「ある程度理解されている」を合わせた＜理解されている＞は、身体障害者・難病患者では33.8%、知的障害者では37.6%、精神障害者等では25.2%となっています。（図表18）

図表18 障害や障害者、難病や難病患者に対する区民の理解度  
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）  
＜全体＞

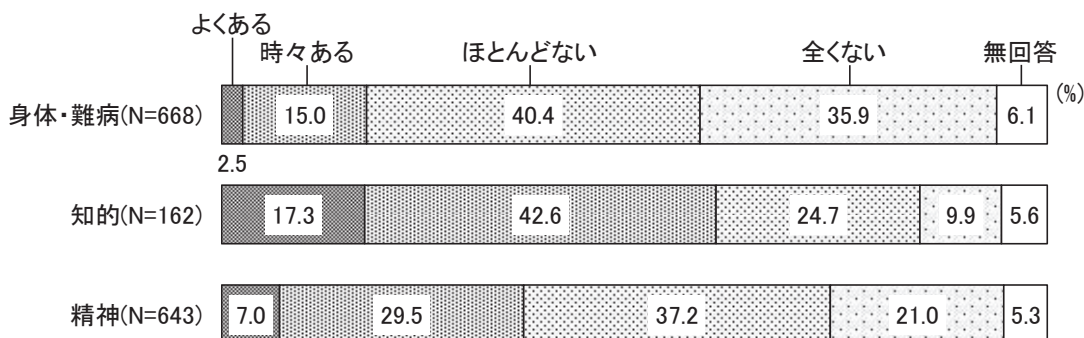




◆差別を感じたことはあるか

差別を感じた経験は、「よくある」と「時々ある」を合わせた〈ある〉は、身体障害者・難病患者では17.5%、知的障害者では59.9%、精神障害者等では36.5%となっています。（図表19）

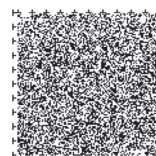
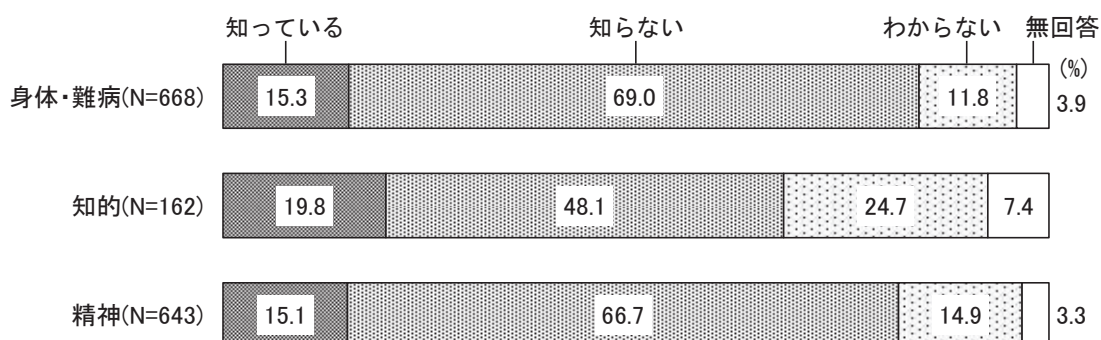
図表19 差別を感じたことはあるか  
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）  
〈全体〉



◆「虐待通報・相談窓口」の認知状況

「虐待通報・相談窓口」の認知状況は、「知っている」は身体障害者・難病患者では15.3%、知的障害者では19.8%、精神障害者等では15.1%となっています。（図表20）

図表20 「虐待通報・相談窓口」の認知状況  
（身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等）  
〈全体〉



## ⑨ 災害時の対策について

### ◆災害時に不安なこと

災害時に不安なことは、いずれの障害者等も「避難する時に適切に行動や移動ができるか（身体・難病：43.9%、知的：50.0%、精神：42.8%）」が最も多くなっています。

身体障害者・難病患者と精神障害者等では、次いで「必要な医療的ケアを受けることができるか（身体・難病：42.8%、精神：38.3%）」「災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか（身体・難病：29.6%、精神：37.5%）」が多くなっています。

（図表 21）

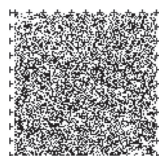
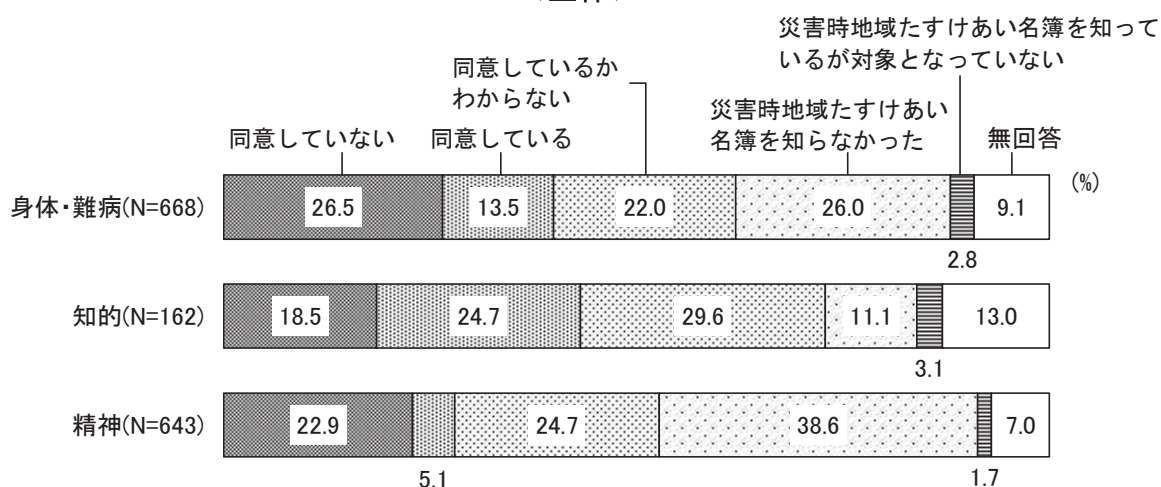
図表 21 災害時に不安なこと(上位3項目)  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等：複数回答)  
＜全体＞

	身体障害者・難病患者(N=668)	知的障害者(N=162)	精神障害者等(N=643)
第1位	避難する時に適切に行動や移動ができるか 43.9	避難する時に適切に行動や移動ができるか 50.0	避難する時に適切に行動や移動ができるか 42.8
第2位	必要な医療的ケアを受けることができるか 42.8	周りの人から助けてもらえるか 42.6	必要な医療的ケアを受けることができるか 38.3
第3位	災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか 29.6	自分の状況や支援してほしいことを周りの人に伝えることができるか 35.2	災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか 37.5

### ◆「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供の同意状況

「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供の同意状況について、名簿を知らなかった人は、身体障害者・難病患者では 26.0%、知的障害者では 11.1%、精神障害者等では 38.6%となっています。（図表 22）

図表 22 「災害時地域たすけあい名簿」への情報提供の同意状況  
(身体障害者・難病患者、知的障害者、精神障害者等)  
＜全体＞



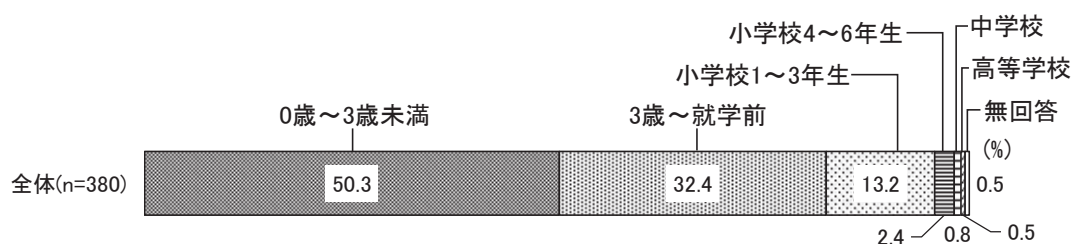
### (3) 子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査の結果概要

#### ① 育ちや発達の状況について

##### ◆最初に不安や疑問を感じた時期

子どもの発達について最初に不安や疑問を感じた時期は、「0歳～3歳未満（50.3%）」が最も多く、次いで「3歳～就学前（32.4%）」「小学校1～3年生（13.2%）」などであり、就学前が82.7%となっています。（図表23）

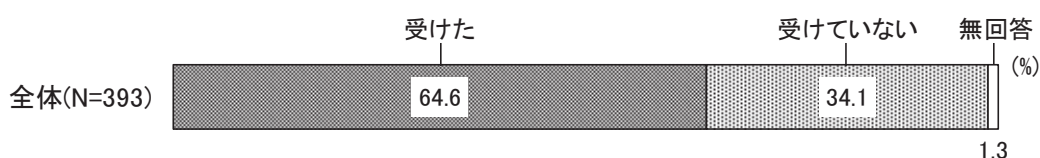
図表23 最初に不安や疑問を感じた時期  
＜気になることまたは心配なことのある人＞



##### ◆育ちや発達についての診断の有無

育ちや発達について、診断を「受けた」人は64.6%となっています。（図表24）

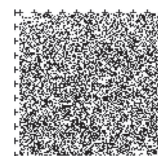
図表24 育ちや発達についての診断の有無  
＜全体＞



#### ② サービスの利用状況について

##### ◆福祉サービス・支援を利用していない理由

福祉サービス・支援を利用していない理由は、「必要がないため」以外では、「サービス・支援を知らなかったため（24.0%）」が最も多く、次いで「利用方法がわからない・知らなかったため（18.8%）」「サービス事業者の定員に空きがないため（12.2%）」「希望する事業者や施設が見つからないため（10.7%）」などとなっています。（図表25）



図表 25 福祉サービス・支援を利用していない理由(上位4項目)  
 <1つでも「知っているが、利用していない」、  
 「知らなかった・利用していない」と回答した方:複数回答>

(%)

子どもの育ちや発達の相談に関する調査(n=384)		
第1位	サービス・支援を知らなかったため	24.0
第2位	利用方法がわからない・知らなかったため	18.8
第3位	サービス事業者の定員に空きがないため	12.2
第4位	希望する事業者や施設が見つからないため	10.7

◆福祉サービス・支援の支給量のニーズ充足度

福祉サービス・支援を利用している人に、支給量のニーズ充足度をたずねたところ、「足りない」と回答した人は26.4%で、具体的に不足している福祉サービス・支援は、「放課後等デイサービス(48.9%)」「児童発達支援(38.3%)」が続いています。

(図表 26、27)

図表 26 福祉サービス・支援の支給量のニーズ充足度  
 <福祉サービス・支援を利用している人、診断カテゴリ別、医療的ケアのニーズ別>

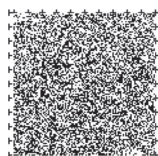
(上段:人、下段:%)

		十分である	足りない	どちらともいえない	わからない	その他	無回答
全体 (n=178)		49 100.0	47 26.4	57 32.0	12 6.7	4 2.2	9 5.1
診断カテゴリー別	発達障害 (n=64)	19 100.0	18 28.1	16 25.0	8 12.5	2 3.1	1 1.6
	知的障害 (n=54)	11 100.0	14 25.9	23 42.6	2 3.7	1 1.9	3 5.6
	身体障害 (n=9)	3 100.0	1 11.1	4 44.4	0 0.0	1 11.1	0 0.0
	その他 (n=11)	4 100.0	5 45.5	0 0.0	1 9.1	0 0.0	1 9.1
医療的ケアのニーズ別	必要としている (n=30)	6 100.0	10 20.0	10 33.3	2 6.7	1 3.3	1 3.3

図表 27 不足している福祉サービス・支援(上位3項目)  
 <支給量が足りないと回答した人:複数回答>

(%)

子どもの育ちや発達の相談に関する調査(n=47)		
第1位	放課後等デイサービス	48.9
第2位	児童発達支援	38.3
第3位	移動支援事業	19.1



◆福祉サービス・支援を利用する上で困っていること

福祉サービス・支援を利用する上で困っていることは、「特に困ったことはない」以外では、「サービス・支援の情報が入手しにくい（30.5%）」が最も多く、次いで「条件が合わなく利用したいサービス・支援が使えない（26.7%）」「利用方法がわかりにくい（21.4%）」などとなっています。（図表 28）

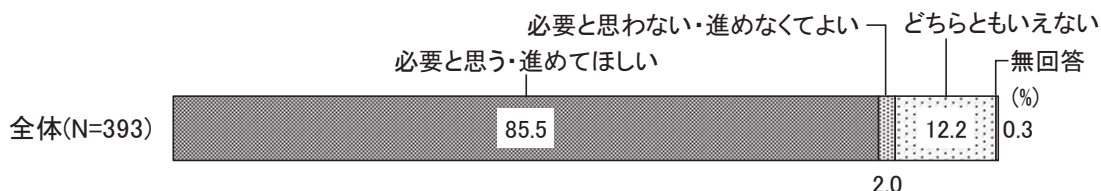
図表 28 福祉サービス・支援を利用する上で困っていること(上位3項目)  
 <全体:複数回答>

子どもの育ちや発達の相談に関する調査(N=393)		
第1位	サービス・支援の情報が入手しにくい	30.5
第2位	条件が合わなく利用したいサービス・支援が使えない	26.7
第3位	利用方法がわかりにくい	21.4
参考	サービス・支援の質が良くない	5.3

◆切れ目のない一貫した支援をどう思うか

育ちに支援が必要な子どもへの切れ目のない一貫した支援について、「必要と思う・進めてほしい」は85.5%となっています。（図表 29）

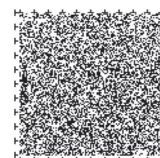
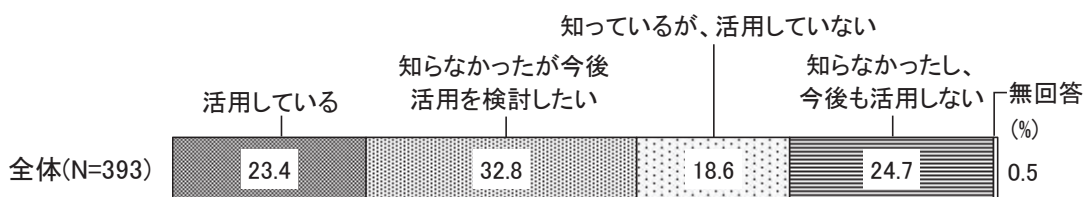
図表 29 切れ目のない一貫した支援をどう思うか  
 <全体>



◆育ちのサポートカルテの活用状況

「育ちのサポートカルテ」の活用状況は、「活用している」と「知らなかったが今後活用を検討したい」を合わせた<活用している・したい>では56.2%、「知っているが、活用していない」と「知らなかったし、今後も活用しない」を合わせた<活用していない・したくない>では43.3%となっています。（図表 30）

図表 30 育ちのサポートカルテの活用状況  
 <全体>





### ③ 相談について

#### ◆相談窓口で相談しやすくなるために必要なこと

相談窓口で相談しやすくなるために必要なことは、「相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること（66.2%）」が最も多く、次いで「相談・支援の窓口が身近にあること（64.9%）」「相談の予約を取りやすくすること（45.3%）」となっています。（図表 31）

図表 31 相談窓口で相談しやすくなるために必要なこと(上位3項目)  
〈全体:複数回答〉

子どもの育ちや発達の相談に関する調査(N=393)		
第1位	相談内容に応じた、わかりやすい情報提供をしてくれること	66.2
第2位	相談・支援の窓口が身近にあること	64.9
第3位	相談の予約を取りやすくすること	45.3

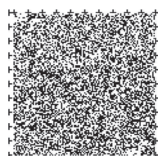
### ④ 子どもの将来について

#### ◆障害のある人が働くために必要な環境

障害のある人が働くために必要な環境をたずねたところ、「一人一人にあった仕事や働く場が作られること（73.5%）」が最も多く、次いで「仕事に慣れた後も、困った時に支援を受けられる制度があること（62.3%）」「職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること（59.0%）」となっています。（図表 32）

図表 32 障害のある人が働くために必要な環境(上位3項目)  
〈全体:複数回答〉

子どもの育ちや発達の相談に関する調査(N=393)		
第1位	一人一人にあった仕事や働く場が作られること	73.5
第2位	仕事に慣れた後も、困った時に支援を受けられる制度があること	62.3
第3位	職場や地域の人たちが障害などのある人を理解し、配慮していること	59.0



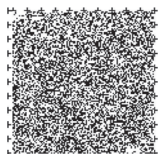


1 施策の方向性の取組状況

前計画である中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画は、3つの施策の方向性、11つの施策、41の主な取組で構成されています。

■ 前計画の施策体系 ■

施策の方向性	施策	主な取組
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化
	施策2 生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 (4) 障害者の通所事業の充実 (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携 (4) 医療的ケア児支援の早期把握と成長に合わせた支援
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策5 サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化 (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 (3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援
2 個性豊かに輝ける環境づくり	施策6 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 (3) 障害者優先調達推進の推進
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進 (2) 利用しやすい図書館の整備 (3) 障害者のスポーツ活動の推進
	施策8 育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ (3) 個別的教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 (4) 早期発見・早期支援の充実 (5) 発達障害に対する理解の促進
3 だれもが共に暮らせるまちづくり	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 地域連携ネットワークの構築 (4) 障害者虐待防止の推進
	施策10 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携
	施策11 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実 (2) 情報バリアフリーの強化 (3) 人にやさしい空間づくり



## 施策の方向性1「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」の評価

- ・施策の方向性1の主な取組は、おおむね順調に進行しています。

施 策		主 な 取 組
施策1	相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進
		(2) 基幹相談支援センターの機能の充実
		(3) 相談支援包括化のための多機関連携強化

- ・「(1) 相談支援の利用促進」では、感染症拡大下においても保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター ゆりのき、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の3センターが、感染症対策を徹底した上で、連携を図りながら支援を行いました。

施 策		主 な 取 組
施策2	生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実
		(2) 自立生活を支援するサービスの充実
		(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
		(4) 障害者の通所事業の充実
		(5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実

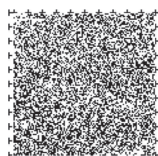
- ・「(2) 自立生活を支援するサービスの充実」では、移動支援事業について、令和4（2022）年度より、障害があり自力での通学が困難な児童生徒の保護者の介護負担を軽減するため、通学にかかる利用要件を拡大し、通学先を特別支援学校、特別支援学級、小学校、中学校、高等学校、大学等としました。

施 策		主 な 取 組
施策3	育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実
		(2) 重症心身障害児の支援
		(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携
		(4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援

- ・「(2) 重症心身障害児の支援」では、令和4（2022）年度より「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」を特別支援学校内でも利用できるよう利用範囲を拡大しました。医療的ケア児等支援を含めたさらなる充実を図ります。

施 策		主 な 取 組
施策4	安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実
		(2) 居住支援体制の充実
		(3) グループホームの充実
		(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携

- ・地域生活支援拠点登録事業所連絡会、入所施設・グループホーム連絡会を設置し、関係機関や障害福祉サービス事業者等が連携して支える体制の構築を進めるとともに、住宅課や関係団体と連携を図ってきました。多様なニーズに対応した住み続けられる支援に引き続き取り組みます。



施 策		主 な 取 組
施策5	サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化
		(2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上
		(3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援

- ・「(2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上」では、福祉サービス第三者評価の受審が都加算等の条件となっている事業所以外では受審に至っていないことから、引き続き、障害者就労支援事業所ネットワーク会議等を通じて受審勧奨に取り組みます。

## 施策の方向性2「個性豊かに輝ける環境づくり」の評価

- ・施策の方向性2の主な取組は、順調に進行しています。

施 策		主 な 取 組
施策6	就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進
		(2) 就労定着支援の推進
		(3) 障害者優先調達推進の推進

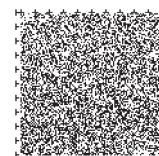
- ・「(1) 一般就労への移行の促進」では、障害者就労支援センターの専任コーディネーターが企業と利用者の橋渡しを行い、一般就労への移行者は、令和3（2021）年度は18名、令和4（2022）年度は26名となっています。
- ・「(2) 就労定着支援の推進」では、区内の就労定着支援事業の提供事業者は2事業所に留まっており、中央区障害者就労支援事業所ネットワークで、区が新規参入を呼び掛けているものの、事業所の少なさが課題となっています。

施 策		主 な 取 組
施策7	多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進
		(2) 利用しやすい図書館の整備
		(3) 障害者のスポーツ活動の推進

- ・「(1) 障害者の生涯学習活動の推進」について、「中央区かえで学級」では、学級生や保護者の高齢化、学習支援の担い手不足に関してスタッフ間で課題を共有し、学級生の状況に即した学習の場となるよう取り組んでいます。
- ・「(3) 障害者のスポーツ活動の推進」では、今後、東京都障害者スポーツ協会の用具貸与事業を活用して新規種目を導入するなど、事業の充実を図っていく必要があります。

施 策		主 な 取 組
施策8	育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立
		(2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ
		(3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援
		(4) 早期発見・早期支援の充実
		(5) 発達障害に対する理解の促進

- ・「(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立」では、障害児支援に対する経験や知識のある保健・福祉・教育の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進しています。
- ・「(3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援」では、利用者数が増加していますが、普及・啓発の工夫や作業手順の見直しなどにより、さらなる利用の促進を図っていく必要があります。



## 施策の方向性3「だれもが共に暮せるまちづくり」の評価

- ・施策の方向性3の主な取組は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組があるものの、おおむね順調に進行しています。

施策		主な取組
施策9	障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進
		(2) 成年後見制度の利用促進
		(3) 地域連携ネットワークの構築
		(4) 障害者虐待防止の推進

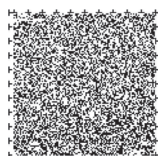
- ・「(1) 権利擁護支援事業の推進」では、成年後見支援センター「すてっぴ中央」において、福祉サービス利用手続きの支援や財産の保全、金銭管理などのサービスを実施しました。(令和4(2022)年度の契約状況:52件、うち知的障害者2件、精神障害者6件)
- ・「(2) 成年後見制度の利用促進」では、令和3(2021)年4月に中核機関を設置し、成年後見支援センター「すてっぴ中央」と一体となって、成年後見制度の利用促進に向けた取組を実施しました。社会福祉協議会と連携し、新たにリーフレットを作成したほか、「すてっぴ通信」の創刊、区および社会福祉協議会ホームページの更新など制度の普及・啓発の充実や、相談体制の強化を図りました。(令和4(2022)年度の一般相談件数:2,592件、うち知的障害者53件、精神障害者336件)

施策		主な取組
施策10	心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進
		(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発
		(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
		(4) 障害者福祉団体との連携

- ・「(1) 障害者差別解消の推進」では、「職員対応要領」に基づき区の事務事業での障害者差別の解消に取り組むとともに、職員向け研修の実施や広報紙、区独自の啓発用リーフレットの区民および事業者への配布による普及・啓発を行っています。
- ・「(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの規模縮小や中止が続いていましたが、令和4(2022)年度は、「健康福祉まつり」の屋外会場のステージ発表のほか、「福祉センターまつり」が3年ぶりに再開されました。

施策		主な取組
施策11	安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実
		(2) 情報バリアフリーの強化
		(3) 人にやさしい空間づくり

- ・「(1) 災害時の支援体制の充実」では、「災害時地域たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練を防災拠点(令和3(2021)年度:1カ所、令和4(2022)年度:4カ所)において実施しました。また、マンション管理組合等への名簿の提供に向けた説明会や、名簿の活用についての個別のフォローアップを行いました。



## 2 成果目標の取組状況

国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえ、前計画である第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画にて設定した、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標の取組状況は、次のとおりとなっています。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ① 施設入所者のうち、地域生活への移行に関する目標 【達成状況：×】

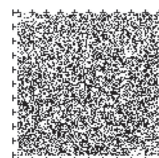
- ・第6期計画では、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数（72人）のうち3人以上が令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行することを目指して目標値を設定しました。
- ・第5期計画（実績）、第6期計画（実績）ともにありませんでした。
- ・入所施設から地域生活に移行するには、地域の中での支援体制や、親亡き後等を見据えた支援が必要です。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数		72人
【目標】令和5(2023)年度末の地域生活移行者数		3人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	0人
	令和4(2022)年度	0人

#### ② 施設入所者数に関する目標 【達成状況：○】

- ・第6期計画では、施設入所者の地域移行を進める一方で、新たな施設入所希望に対応するため、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数（72人）を維持することを目標値として設定しました。
- ・令和4（2022）年度は、入所者の長期入院や介護施設への移行等により65人となりました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数		72人
【目標】令和5(2023)年度末時点の施設入所者数		72人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	71人
	令和4(2022)年度	65人



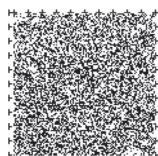


## (2) 地域生活支援拠点等の整備

### ① 地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証 【達成状況：○】

- ・第6期計画では、国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度末までに1カ所整備することとしています。
- ・令和3（2021）年度には地域生活支援拠点等を1カ所整備しています。また、令和6（2024）年度には、月島地域に多機能拠点整備型の機能等を備えた複合施設を整備します。
- ・地域生活支援拠点登録事業所連絡会を新たに立ち上げ2回開催し、運用状況の検証等を行いました。なお、運用について多岐にわたる課題があるため、求められる機能のうち、体験の機会・場について登録事業所連絡会で受入体制の状況調査を行いました。

項目		数値等	
令和元(2019)年度末時点の地域生活支援拠点等の整備箇所数		0カ所	
【目標】令和5(2023)年度末時点の地域生活支援拠点等整備箇所数		1カ所	
【目標】令和5(2023)年度末時点の運用状況の検証・検討回数		年1回	
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	地域生活支援拠点等整備箇所数	1カ所
		運用状況の検証・検討回数	1回
	令和4(2022)年度	地域生活支援拠点等整備箇所数	1カ所
		運用状況の検証・検討回数	1回



### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 一般就労への移行者数 【達成状況：○】

- ・令和3（2021）年度は18人、令和4（2022）年度は26人となっています。
- ・事業の内訳は就労移行支援の利用者となっています。

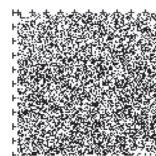
項目		数値等
令和元(2019)年度の一般就労への移行者数		6人
【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数		12人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	18人
	令和4(2022)年度	26人

項目		数値等
就労移行支援事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	4人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	8人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	13人
	令和4(2022)年度	16人
就労継続支援A型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	2人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	3人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	3人
	令和4(2022)年度	6人
就労継続支援B型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	0人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	1人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	2人
	令和4(2022)年度	4人

#### ② 就労定着支援事業を利用する者の数 【達成状況：×】

- ・令和3（2021）年度は、10人、令和4（2022）年度は8人の利用がありました。
- ・平成30（2018）年に新たに創設された事業で、区内の提供事業者が2事業所と少なく、中央区障害者就労支援事業所ネットワーク会議等にて、区が新規参入の呼びかけを行なっています。

項目		数値等
令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数 ※①の成果目標		12人
【目標】令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者のうち 就労定着支援事業の利用者数		9人 (75.0%)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	10人 (76.9%)
	令和4(2022)年度	8人 (73.0%)



### ③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 【達成状況：×】

- 令和3（2021）年度、令和4（2022）年度の実績では、2事業所のうち1事業所で目標の8割以上を達成しました。

項目		数値等
令和元(2019)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合 (全2事業所)		50% (1事業所)
【目標】令和5(2023)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合 (全2事業所)		100% (2事業所)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	50.0% (1事業所)
	令和4(2022)年度	50.0% (1事業所)

### ④ 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 【達成状況：×】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、当事者向け・企業向け合同セミナーが縮小開催となり、講演会をWeb配信により実施しました。
- 令和3（2021）年度の実績は15人、令和4（2022）年度は19人となっています。

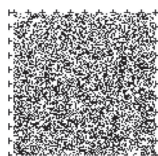
項目		数値等
令和元(2019)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数		27人
【目標】令和5(2023)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数		29人
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	15人
	令和4(2022)年度	19人

## (4) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置数 【達成状況：○】

- 平成30（2018）年に子ども発達支援センター ゆりのきが設置されています。
- 利用者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度の児童発達支援の利用者は在籍者27人、延べ903人となっています。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の設置箇所数		1カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の設置箇所数		1カ所 (設置済み)
第2期計画(実績)	令和3(2021)年度	1カ所 (設置済み)
	令和4(2022)年度	1カ所 (設置済み)



## ② 保育所等訪問支援を利用できる体制 【達成状況：○】

- 平成27（2015）年度より体制が整備されています。
- 令和4（2022）年度の保育所等訪問支援の実績は、利用者39人、延べ訪問回数64回となっています。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
【目標】令和5(2023)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	整備済み
	令和4(2022)年度	整備済み

## ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数 【達成状況：○】

- 子ども発達支援センター ゆりのきの児童発達支援事業（集団療育）において、重症心身障害児および医療的ケア児が親子で通所するクラスが提供されています。
- 令和4（2022）年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の実績は、在籍3人、延べ76人となっています。

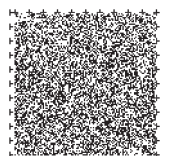
項目		数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数		1事業所
【目標】令和5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数		1事業所 (確保済み)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	1事業所 (確保済み)
	令和4(2022)年度	1事業所 (確保済み)

## ④ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

【達成状況：○】

- 令和元（2019）年度に重症心身障害児および医療的ケア児を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所が1事業所確保されています。
- 利用回数、障害特性や体調維持など多様な要望への対応が求められています。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数		1事業所
【目標】令和5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数		1事業所 (確保済み)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	1事業所 (確保済み)
	令和4(2022)年度	1事業所 (確保済み)



### ⑤ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置 【達成状況：○】

- ・医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場として、平成 30（2018）年度から医療的ケア児等支援連携部会が設置されています。
- ・また、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置についても、平成 30（2018）年度から医療的ケア児コーディネーターが子ども発達支援センター ゆりのきに配置されています。
- ・令和3（2021）年度から基幹相談支援センターおよび福祉センターにも配置されています。

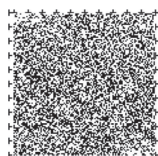
項目		数値等
令和元(2019)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況		設置済み
【目標】令和5(2023)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況		設置済み
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	設置済み
	令和4(2022)年度	設置済み
令和元(2019)年度末における医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況		配置済み
【目標】令和5(2023)年度末における医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況		配置済み
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	配置済み
	令和4(2022)年度	配置済み

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### ① 相談支援体制の充実・強化等 【達成状況：○】

- ・基幹相談支援センターが中心となり、事業所との連携強化を図るため、連絡会や研修会のほか事例検討会を実施しました。
- ・また、新型コロナウイルス感染症対策として一部オンライン会議による、地域の相談支援に関わる事業所職員のスキルアップおよび事業所間の連携強化を図りました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制		確保済み (基幹相談支援センターの設置)
【目標】令和5(2023)年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制		確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)
	令和4(2022)年度	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)





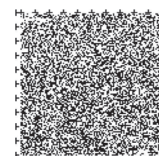
## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ① 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【達成状況：○】

- ・事業所連絡会の開催や集団指導、実地指導の実施により質の向上を目指す取組が行われています。
- ・また、給付の適正化については、新基準にも対応したシステムが導入・運用されています。
- ・研修では、事業所内で工夫をして参加できるように体制を整え、その他の必要な研修についても、基幹相談支援センターが行う内容にも一部盛り込みました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制		確保済み
【目標】令和5(2023)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制		確保済み
第6期計画(実績)	令和3(2021)年度	確保済み
	令和4(2022)年度	確保済み



## 1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり

### (1) 相談支援体制

本区では、近年の人口増加に伴い、障害者等は増加傾向となっており、ニーズの多様化とともに、障害福祉サービスだけでは支援が困難な、家族の高齢化や生活困窮など複合的な課題を抱えるケースが増えています。こうした課題の解決に向けて、保健・医療・福祉に関わる多機関が連携し、支援する包括的な相談支援体制の構築が重要です。

実態調査結果によると、本区の相談支援機関の認知度・利用状況は、知的障害者では比較的高いものの、いずれの障害者も「知らない」の割合が多く、相談窓口等への希望は「相談・支援の窓口が身近にあること」「わかりやすい情報提供」の割合が多くなっています。そのことから、さまざまな工夫を図りながら、区の相談支援機関をより一層周知します。

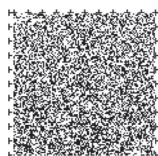
また、一人一人のニーズに応じた適切な障害福祉サービスを提供するため、本区の相談支援において中核的な役割を担う基幹相談支援センターが中心となり、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」や子ども発達支援センター ゆりのき、相談支援事業所間の連携強化による相談支援体制の充実、相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

### (2) 生活を支えるサービスの充実

#### ① サービス提供体制と情報提供・発信

本区では、コロナ禍においても障害者等の地域の中での日常生活を支えるため、必要とする障害福祉サービス等を提供し、多様化するニーズを踏まえて各種事業の充実に努めてきました。今後も障害福祉サービス等の提供体制の一層の充実を図るとともに、障害特性や一人一人のニーズの把握に努め、適切な障害福祉サービスを提供していく必要があります。

実態調査結果によると、福祉サービス等の情報入手先は、いずれの障害者等も「区のおしらせ」が最も多くなっています。一方で、サービス・支援を利用する上での困りごとでは、「サービスに関する情報が少ない」や「利用方法がわかりづらい」の割合が高



くなっており、障害者（児）にそれぞれに合ったサービスが提供できるよう、障害特性に配慮したサービスに関する情報提供に取り組む必要があります。

今後区内の65歳以上の人口の増加が見込まれることから、高齢障害者の介護サービスへの円滑な利用促進に取り組んでいく必要があります。

新型コロナウイルス感染症については、令和5（2023）年5月に第5類感染症へ移行しましたが、新たな感染症の流行に備えたサービスの提供体制の確保に努める必要があります。

## ② 重度障害者等の支援

本区では、福祉センターの生活介護にて、重度障害者の通所事業をはじめ、高次脳機能障害者とその家族の交流会や個別相談等の支援事業等を実施しています。

令和5（2023）年4月1日時点の身体障害者手帳交付者のうち「1級」と「2級」の割合の合計は44.8%、愛の手帳交付者のうち「1度」と「2度」の割合の合計は27.8%となっており、実態調査の結果では、高次脳機能障害の診断を「受けている」割合は4.6%となっています。

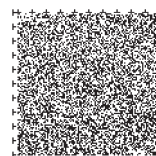
引き続き、通所事業利用者の障害の特性や重度化に対応した適切な支援を提供できるよう、活動スペースの拡充や職員のスキルアップなど受け入れ体制の強化を図るとともに、医療機関との連携を図りながら高次脳機能障害者の症状やニーズの把握、理解促進に努めていく必要があります。

## (3) 育ちを支えるサービス等の充実

本区の0歳から14歳の年少人口は増加傾向にあるとともに18歳未満の手帳交付者数も増加が見られ、また子ども発達支援センター ゆりのきが実施することの発達相談の件数も増加傾向にあります。

子ども発達支援センター ゆりのきは、本区の療育拠点として、児童発達支援など、育ちに支援を必要とする子どもを支援する各種事業を展開するとともに、自立支援協議会に「医療的ケア児等支援連携部会」を設置し、日常的に医療的ケアを必要とする子どもとその家族が安心して地域で過ごせるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による支援体制の構築に取り組んでいます。

実態調査結果によると、サービスを利用している子どものうち26.4%が支給量不足を感じており、「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」などの通所系のニーズが多くなっています。医療的ケアを必要とする子どもでは33.3%が、サービス・支援の支給量に不足を感じています。



また、福祉サービス・支援を利用していない理由では、定員に空きがないことが12.2%、希望する事業者・施設がないことが10.7%となっており、サービス・支援を利用する上での困りごとでは、条件が合わずサービス・支援を使えていない人が26.7%となっています。

引き続き、施設の再編整備の機会を捉え、子ども発達支援センター ゆりのきの機能強化を図るとともに、事業所への支援を通じてこどもの発達相談、障害児通所支援の充実に取り組む必要があります。

さらに、関係機関の連携を強化しながら重症心身障害児、医療的ケア児への支援体制についても強化する必要があります。

#### (4) 安心して住み続けるための支援の充実

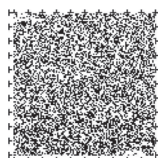
本区では、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、区内のグループホームの開設・運営に対する助成を行っています。

また、基幹相談支援センター、障害者入所施設や障害福祉サービス事業所等が連携・協力する場となる地域生活支援拠点登録事業所連絡会等を通じて、重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の強化・推進に取り組んでいます。さらに、令和6（2024）年度には月島三丁目において、地域生活支援拠点等の機能を備えたグループホームの開設を予定しています。

そのほか、長期入院している精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け協議を進めています。

医療機関や施設から地域生活に移行する障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」、保健・医療・福祉の関係機関や事業者等の連携を強化し、支援体制の充実に努める必要があります。

実態調査結果によると、将来の不安として「住宅の確保」が、身体障害者・難病では9.0%、精神障害者等では17.9%となっているほか、今後の暮らしの希望では、知的障害者の38.2%が「入所施設（19.1%）」「グループホーム（19.1%）」を希望しており、今後も居住支援の取組を推進する必要があります。



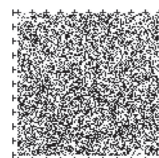
## (5) サービスの質の確保・向上

本区では、障害者手帳交付者数が増加傾向にあり、今後も障害福祉サービス等の需要の拡大が見込まれます。これまで、区では利用者が質の高いサービスを選択できるよう、サービス提供事業者に対して、計画的に実地指導検査を実施するとともに、助成制度を活用した福祉サービス第三者評価の受審促進に取り組んできました。

また、基幹相談支援センターによるネットワークづくりを通じて、サービス提供事業者間および相談支援事業所間の連携強化に向けて支援を行ってきました。

実態調査結果によると、サービス・支援を利用する上での困りごとでは、サービスの質に不満がある人が、いずれの障害も1割未満（身体・難病：2.2%、知的：2.5%、精神：3.4%）でした。

引き続き、障害福祉サービスの質の確保・向上に向けて、利用者のニーズの把握に努めるとともに、基幹相談支援センターが主催する連絡会、事例検討会、権利擁護に関する講演会、就労支援センターが運営するネットワーク会議やセミナーなどを通じて、サービス提供事業者および相談支援事業所の職員のスキルアップ、事業者間の連携強化に取り組む必要があります。





## (1) 就労支援の充実

本区では、障害者就労支援センターに「地域開拓」「就労支援」「生活支援」の各専任コーディネーターを配置し、就労面と生活面の支援を一体的に提供するとともに、関係機関や就労支援事業所と連携を図りながら障害者の就労支援を推進しています。しかし、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、一般就労への移行が十分に進んでいない状況があります。

国においては、就労アセスメントを通じて希望する働き方や支援を行う「就労選択支援」が創設されるほか、障害者雇用率の段階的な引き上げが予定され、障害者雇用促進法に基づき、雇入れに必要な一連の雇用管理に対する相談援助の助成金が創設される予定です。

実態調査結果によると、福祉的就労も含めた65歳未満の人の就労している割合は、身体障害者・難病患者では70.8%、知的障害者では62.4%、精神障害者等では57.2%となっています。

一方、就労していない人の〈就労希望のある人〉は、身体障害者・難病患者では26.4%、知的障害者では39.3%、精神障害者等では53.5%となっています。

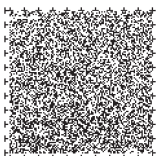
また、障害者が働くために必要な環境として、いずれの障害者も「健康状態にあわせた働き方ができること」「一人一人にあった仕事や働く場が作られること」が多くなっています。

このため、引き続き関係機関や就労支援事業所間の連携を強化しながら、障害特性や就労ニーズ等を踏まえた就労支援の充実に取り組む必要があります。また、新たな就労の場の確保、職場での障害特性に応じた配慮の必要性について、事業者への啓発・働きかけを進めていく必要があります。

## (2) 多様な活動の機会確保や参加の支援

本区では「中央区スポーツ推進ビジョン」等に基づき、「中央区かえで学級」での生涯学習や障害者スポーツ体験会等の障害特性に配慮した多様な活動への障害者等の参加支援・促進に取り組んでいます。

実態調査結果によると、文化・芸術・余暇活動の参加意向については、いずれの障害者も「買い物、映画、コンサートなど」や「旅行」のほか、「美術館、博物館めぐり」などが多くなっています。一方で、外出の妨げとなっていることでは道路の段差や階段、



トイレの不安のほか「新型コロナウイルス感染症の感染不安」が、いずれの障害も多くなっています。

引き続き、障害者の社会参加や文化芸術、生涯学習、スポーツなどの多様な活動に参加する機会を拡充するとともに、障害の有無や障害特性に関わらず、誰もが参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

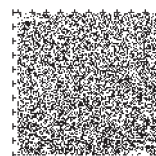
### (3) 育ちのサポートシステムの推進

本区では、子ども発達支援センター ゆりのきが中心となって、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげるとともに、育ちに支援を必要とする子どもの支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を活用しながら、保健・福祉・教育等の関係機関と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「育ちのサポートシステム」の推進が求められています。

また、保健所・保健センターが実施する乳幼児健診に子ども発達支援センター ゆりのきの職員を派遣する「ゆりのき連携発達相談」や、相談員による区内の保育所、認定こども園等への巡回相談などを通じ、支援の必要な子どもの早期発見・早期療育を推進しています。

実態調査結果によると、子どもの発達や育ちで不安や疑問を感じた経験は、就学前が82.7%となっており、発達に関する診断を受けた子どもは64.6%となっています。切れ目のない一貫した支援を「必要と思う・進めてほしい」人は85.5%と高く、育ちのサポートカルテを活用している人は23.4%ではありますが、徐々に増えてきている状況です。

引き続き、子ども発達支援センター ゆりのきを中心とした支援体制の充実を図っていくとともに、育ちのサポートカルテが保護者にとって利用しやすいツールとして理解が広がるよう、保健・福祉・教育のコーディネーターが主軸となって、関係機関の連携の下、育ちのサポートシステムを推進していく必要があります。



### 3 だれもが共に暮らせるまちづくり

#### (1) 障害者の権利擁護と虐待防止

本区では、障害者が尊厳と権利を守られ安心して生活できるよう、区と成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携して成年後見制度や権利擁護支援事業の利用を促進しています。

また、虐待防止については、24時間365日対応可能な「虐待通報・相談窓口」を設置し、保健・医療・福祉・警察等の関係機関が連携を図りながら早期発見と発生時の適切な対応に取り組んでいます。

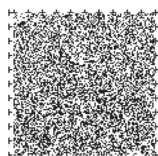
国においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）から令和8（2026）年度）を策定しているほか、令和3（2021）年度の報酬改定に伴う障害福祉サービス事業者における障害者虐待防止のより一層の推進として、従業者への研修実施等が義務化されました。

実態調査結果によると、成年後見制度の利用意向は、身体障害者・難病患者では10.9%、知的障害者では28.4%、精神障害者等では10.5%、法人後見の利用意向は、身体障害者・難病患者では8.2%、知的障害者では17.2%、精神障害者等では10.6%となっており、特に知的障害者の利用意向が高くなっています。

障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」も見据え、区と成年後見支援センター「すてっぴ中央」との連携強化を図りながら、地域連携ネットワークづくりの推進や、法人後見の実施に向けた検討などに取り組む必要があります。

また、「虐待通報・相談窓口」の認知状況については、身体障害者・難病患者では15.3%、知的障害者では19.8%、精神障害者等では15.1%となっております。

虐待防止の重要性、「虐待通報・相談窓口」について広く普及・啓発を図るとともに、実地指導検査を通じて障害福祉サービス事業者への虐待防止について助言・指導を行っていく必要があります。



## (2) 心のバリアフリーの推進

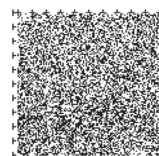
本区では、共生社会の実現に向けて、障害を理由とする不当な差別の解消を推進する規定を整備し、差別の事例や「合理的配慮」の好事例などの情報共有に努め、区の事務事業での障害者差別の解消に取り組むとともに、障害と障害者に対する理解を促進するため、広く講習・講座など区民等への啓発事業や「健康福祉まつり」をはじめとした交流事業などの取組を推進しています。

また、令和4（2022）年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、令和4（2022）年9月には「東京都手話言語条例」が施行されるなど、障害のある方の意思疎通手段の拡充および情報保障の動きが加速しています。本区では、この流れを受け「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」を制定し、令和5（2023）年4月1日に施行しました。

実態調査結果によると、障害や障害者、難病や難病患者に対して区民に〈理解されている〉と感じている割合は、身体障害者・難病患者では33.8%、知的障害者では37.6%、精神障害者等では25.2%にとどまり、差別を感じたことが〈ある〉割合は、身体障害者・難病患者では17.5%、知的障害者では59.9%、精神障害者等では36.5%と高い割合となっています。

また、障害者差別の解消を推進するために必要なことでは、いずれの障害も「学校や生涯学習などで障害や難病に関しての教育を行うこと」が多くなっています。

差別や偏見のない地域の中での共生社会の実現に向けて、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場・機会に「心のバリアフリー」を広げていく取組を一層推進していくとともに、障害特性に応じた意思疎通手段の利用および手話言語の理解を促進していく必要があります。



### (3) 安全・安心なまちづくりの推進

本区では、災害時に自力で避難することが困難で特に支援を必要とする高齢者や障害者等に関し、それらの方の氏名、住所、緊急時の連絡先、避難支援を必要とする理由、配慮を要する事項等を記した「災害時地域たすけあい名簿」を民生・児童委員や防災区民組織等の避難支援関係者に提供し、名簿を利用した安否確認や避難支援の体制づくりを進めています。

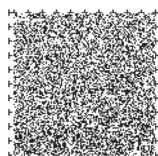
また、通常の避難所での生活が困難な方が避難生活を送る福祉避難所について、開設・運営の訓練を関係機関や事業者と連携しながら実施しています。

さらに、「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づき、すべての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、公共施設等のバリアフリー化や各種広報の情報バリアフリー化など、総合的な施策を推進しています。

実態調査によると、災害時の不安なことでは、いずれの障害も「避難する時に適切に行動や移動ができるか」が最も多いほか、障害の種別により違いが見られますが「災害の内容や避難指示などの情報を入手できるか」「必要な医療的ケアを受けることができるか」が多くなっています。また、災害時地域たすけあい名簿を知らない人は、身体障害者・難病患者では26.0%、知的障害者では11.1%、精神障害者等では38.6%と障害による差がみられます。

このため、災害時に自力で避難することが困難な障害者等の支援については、「災害時地域たすけあい名簿」の活用や対象者一人一人の状況に合わせた「個別避難計画」の作成に取り組むとともに、障害特性に配慮した情報発信および避難所（防災拠点）や福祉避難所での支援体制の充実に取り組む必要があります。

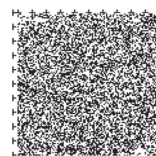
さらに、障害の有無に関わらず、誰もが地域で安心して暮らし、社会参加ができるよう、公共施設や公共空間等でのバリアフリー化を推進するとともに、障害特性に配慮した情報提供や情報アクセシビリティを強化する必要があります。

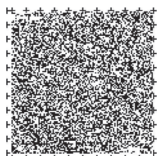




第2部

施策の方向性  
(中央区障害者計画)





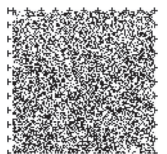
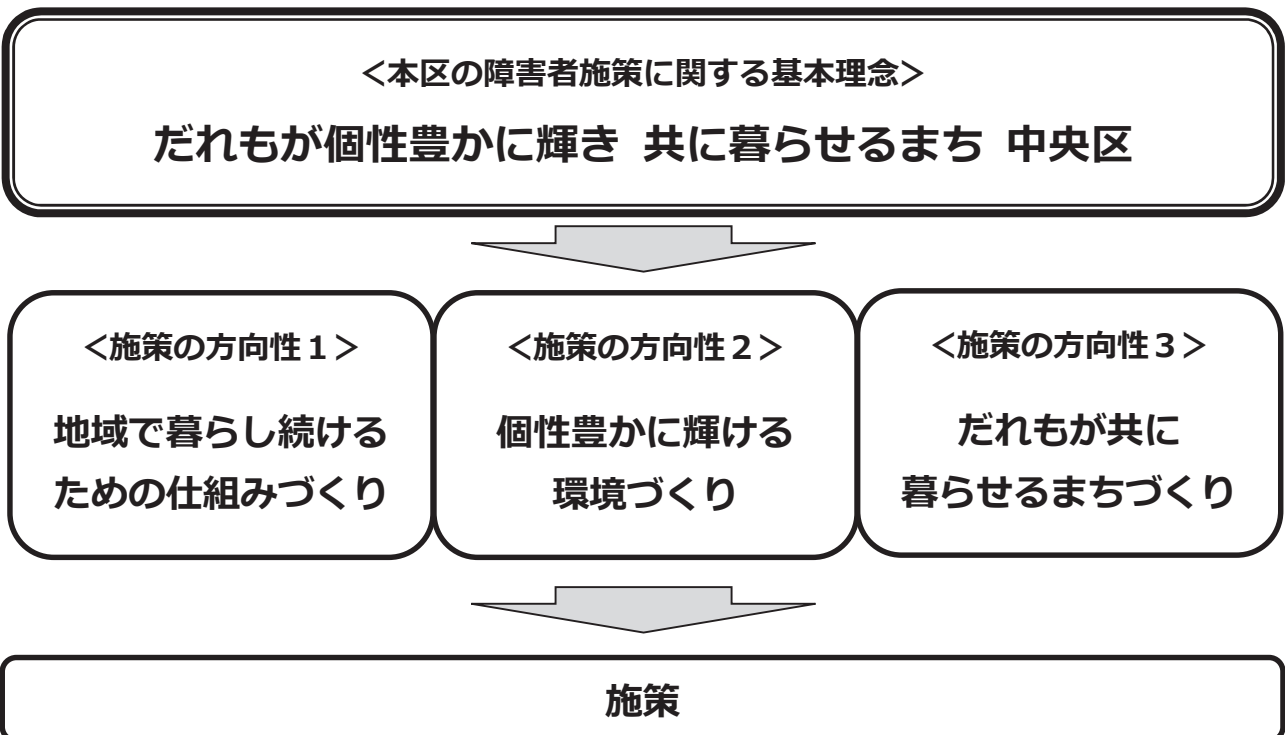
## 1 計画の基本的考え方

## (1) 本区の障害者施策に関する基本理念

国や東京都の動向、「中央区基本構想」や「中央区基本計画2023」などの上位計画、障害者（児）を取り巻く現状や実態調査等の課題を踏まえた上で、本計画の策定を行っています。

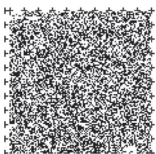
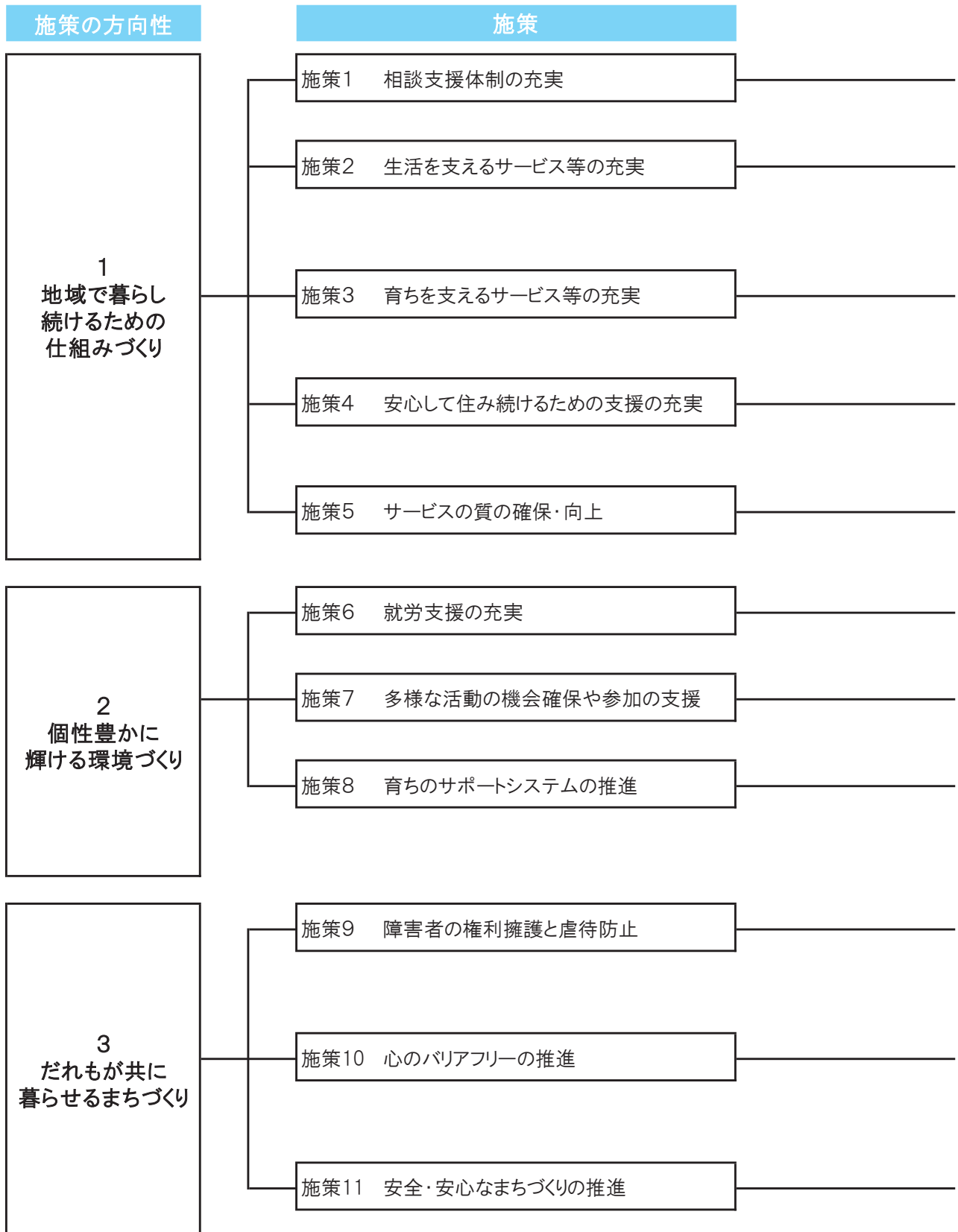
中央区障害者計画については中間見直しにあたり、引き続き本区の障害者施策に関する基本理念である「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」を掲げました。地域の中での共生社会の実現を目指します。

また、基本理念の下、施策の方向性として「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」「個性豊かに輝ける環境づくり」「だれもが共に暮らせるまちづくり」を掲げ、障害者施策を推進します。



## 2

# 施策体系



## 主な取組

- (1) 相談支援の利用促進
- (2) 基幹相談支援センターの機能の充実
- (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化

- (1) 在宅サービス等の情報提供の充実
- (2) 自立生活を支援するサービスの充実
- (3) 高齢障害者の介護サービスの円滑な利用促進
- (4) 障害者の通所事業の充実
- (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実

- (1) こどもの発達相談および障害児通所支援の充実
- (2) 重症心身障害児の支援
- (3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携
- (4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援

- (1) 地域生活支援拠点の充実
- (2) 居住支援体制の充実
- (3) グループホームの充実
- (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携

- (1) サービス事業者の支援・指導の強化
- (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上
- (3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援

- (1) 一般就労への移行の促進
- (2) 就労定着支援の推進
- (3) 障害者優先調達推進の推進

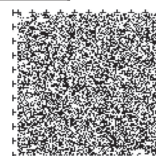
- (1) 障害者の生涯学習活動の推進
- (2) 利用しやすい図書館の整備
- (3) 障害者のスポーツ活動の推進

- (1) 子ども発達支援センター ゆりのきを中心とした支援体制の充実
- (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ
- (3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援
- (4) 早期発見・早期支援の充実
- (5) 発達障害に対する理解の促進

- (1) 権利擁護支援事業の推進
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 地域連携ネットワークづくりの推進
- (4) 区長申立ての実施
- (5) 障害者虐待防止の推進

- (1) 障害者差別解消の推進
- (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発
- (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
- (4) 障害者福祉団体との連携
- (5) 意思疎通支援の充実

- (1) 災害時の支援体制の充実
- (2) 情報バリアフリーの強化
- (3) 人にやさしい空間づくり





## 第2章 施策の方向性

### 施策の方向性 1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり

障害者が住み慣れた地域で、多様なニーズや障害特性に応じた適切な支援を受けながら暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して相談支援体制の一層の充実を図りながら、制度やサービスなどの情報提供の充実、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実、生活や育ちを支えるサービスなどの充実を図ります。

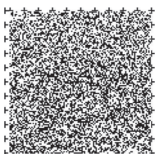
また、障害福祉サービス事業所への助言や指導等を通じて、サービスの質の確保・向上を図ります。

施設や医療機関からの地域生活への移行、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して住み続けられるよう、グループホームの拡充や居住に関する支援の充実、地域生活支援拠点等の地域生活を支える体制を強化します。

#### 【施策の方向性 1 の各施策】

- 施策1 相談支援体制の充実
- 施策2 生活を支えるサービス等の充実
- 施策3 育ちを支えるサービス等の充実
- 施策4 安心して住み続けるための支援の充実
- 施策5 サービスの質の確保・向上

#### ■ 中央区立福祉センター ■



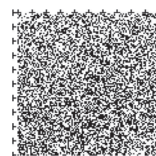
## 施策1 相談支援体制の充実

一人一人のニーズに応じた適切な障害福祉サービスにつなげ、障害者等の自立と地域の中での社会生活を支援するため、基幹相談支援センターが中心となり、社会福祉協議会などの関係機関や相談支援事業所等との連携強化、地域全体の相談支援のスキルアップ、地域生活を支える支援体制づくりに取り組みます。

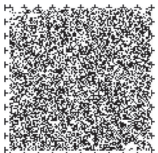
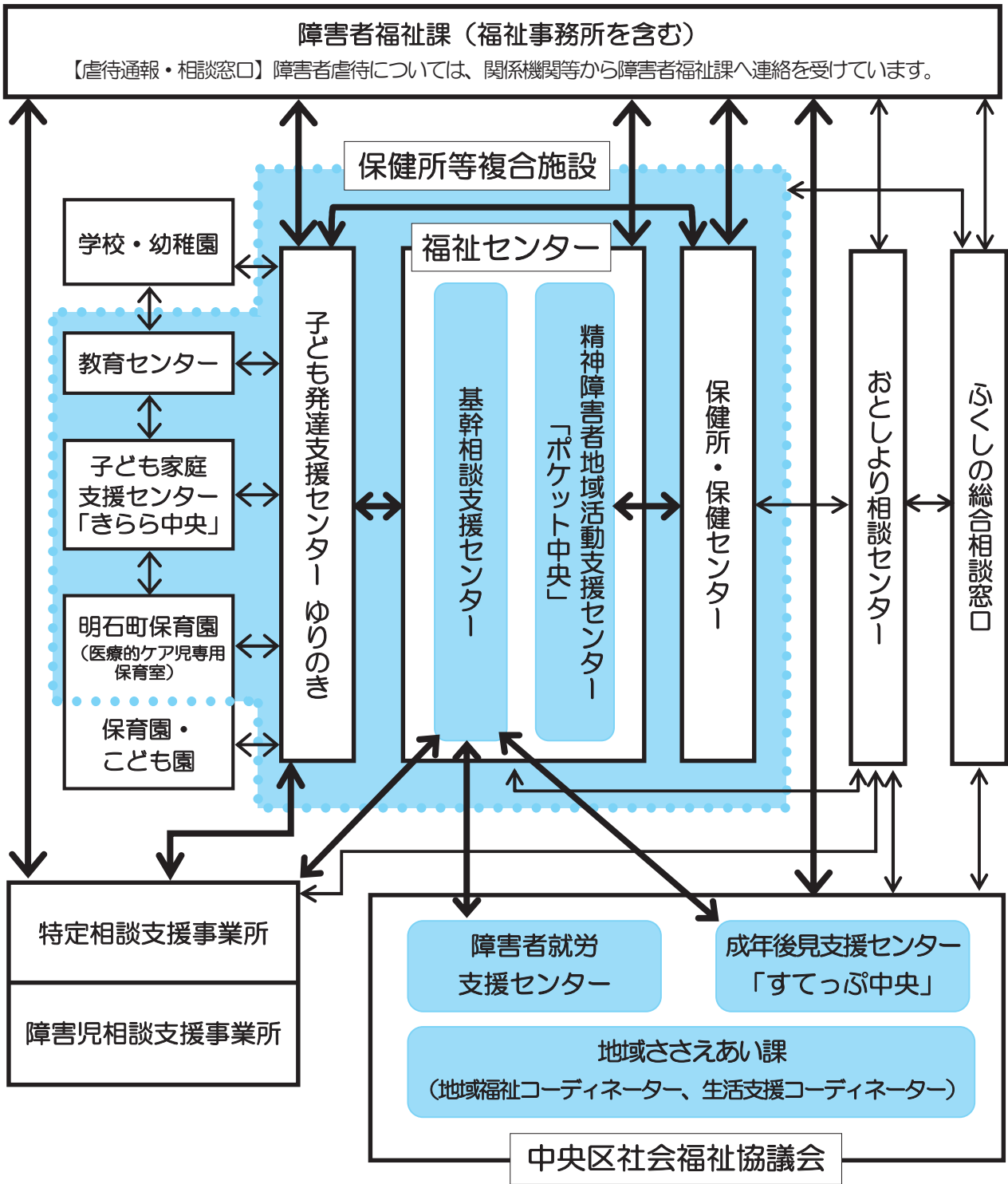
また、障害者等とその家族が抱える障害福祉サービスだけでは支援が困難な複合的な課題を解決するため、保健・医療・福祉に関わる多機関が連携し、支援する包括的な相談支援体制を強化します。

### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	相談支援の利用促進	<p>障害に関するあらゆる相談に対応して適切な支援につなげるため、保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター ゆりのき、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が、支援会議等を通じて関係機関や事業者などと密接な連携を図り、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます。</p> <p>また、各センターの機能や役割について、引き続き広報紙やホームページへの掲載、講演会等の機会を捉えて、分かりやすい周知に努め、利用の促進を図ります。</p>
(2)	基幹相談支援センターの機能の充実	<p>相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、相談支援事業所間のネットワークを活用して、引き続き地域全体の相談支援のスキルアップに取り組みます。</p> <p>また、地域生活支援拠点（面的整備型）のコーディネーターの役割を担うとともに、区内の福祉関係事業者などに対する助言、区内相談支援事業所への専門的な研修会、事例検討会などに取り組み、障害者の地域生活を支える支援体制づくりを進めます。</p>
(3)	相談支援包括化のための多機関連携強化	<p>各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられたケースについて、世帯全体の課題として受け止め、多機関が連携して支援する包括的な相談支援体制を強化します。</p>



■ 本区の相談支援体制 ■



## 施策2 生活を支えるサービス等の充実

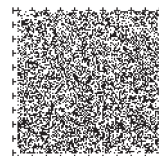
障害者等が安心して日常生活や社会生活を送れるよう、一人一人に合ったサービスの提供に努めるとともに、サービスの内容や仕組みなどについて、障害特性に配慮した情報提供の充実に図ります。

また、高齢の障害者が地域で安心して生活を続けられるよう、おとしより相談センター等との連携強化を図るとともに、保健所等複合施設の再編整備に伴う活動スペースの拡充による重度障害者等の障害特性に的確に対応した生活介護事業の充実および高次脳機能障害者への支援強化に取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生時等においても必要なサービスを継続できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

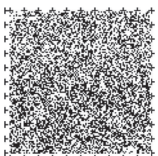
### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	在宅サービス等の情報提供の充実	必要とする在宅サービスなどの情報が利用者へ確実に届くよう、「障害者福祉のしおり」を配布するとともに、広報紙やホームページ等において視覚障害や聴覚障害などの障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。 また、一人一人のニーズに応じた適切なサービスを選択できるよう、障害福祉サービスの内容や仕組みをホームページに分かりやすく掲載するなど、情報提供の充実に図ります。
(2)	自立生活を支援するサービスの充実	障害者の自立した生活を支援するため、居宅介護などの在宅サービス等の活用により、一人暮らしの生活面の助言や支援の充実に図ります。 また、移動支援事業等の充実により、障害者の状況やニーズに応じ、外出や余暇活動などの社会参加を一層促進する取組を進めます。
(3)	高齢障害者の介護サービスの円滑な利用促進	高齢障害者が地域で安心して暮らせるよう、おとしより相談センターと特定相談支援事業所などが連携し、介護サービスと障害福祉サービスを適切に組み合わせた支援を行っていきます。 また、65歳に達するまで長期間障害福祉サービスを受けていた一定の高齢障害者を対象に、利用者負担を軽減する制度を活用しながら介護サービスの円滑な利用を促進します。



<主な取組>

	取組名	取組内容
(4)	障害者の通所事業の充実	<p>重度障害者が通所する福祉センターの生活介護において、今後も特別支援学校を卒業し入所の増加が見込まれる強度行動障害者、重症心身障害者および医療的ケアが必要な方の把握に努めます。</p> <p>また、適切な支援とケアを提供するため、専門的な研修への派遣や医療機関との連携などを通じて、職員のスキルアップに取り組みます。</p> <p>施設の再編整備に伴い、定員および活動スペースの拡充を図り、通所者個々の障害特性等に的確に対応したサービス支援体制を強化します。</p>
(5)	高次脳機能障害者の支援事業の充実	<p>福祉センターにおいて、脳の病気や交通事故などによる脳損傷の後遺症としてさまざまな症状を抱える高次脳機能障害者を支援するため、当事者と家族の交流会を開催します。</p> <p>また、個別の相談に対応するとともに、広く区民の理解と支援が得られるよう、普及・啓発に取り組みます。</p> <p>関係機関と事業者などによるネットワークの強化を図り、当事者の症状やニーズに応じて機能訓練や専門機関などの適切な支援につなげる取組を推進します。</p>





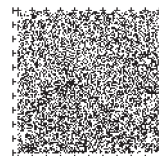
### 施策3 育ちを支えるサービス等の充実

育ちに支援が必要な子どもや障害がある児童が、健やかに成長し、家族とともに安心して暮らせるよう、施設の再編整備の機会を捉え、育ちの相談・サポート機能等の強化に取り組めます。また、こどもの発達相談をはじめ、児童発達支援や放課後等デイサービスなど通所支援の充実を図るとともに、新たな施設確保に向けた取組を強化します。

さらに、家族の介護負担を軽減するためレスパイト事業を推進するほか、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関による支援体制の充実および医療的ケア児コーディネーターによる対象者の早期把握に努め、多分野にまたがる支援を切れ目なくつなげる仕組みづくりを進めます。

#### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	こどもの発達相談および障害児通所支援の充実	地域の療育拠点である子ども発達支援センター ゆりのきが、育ちに支援が必要な子どもの多様な療育ニーズに対応するため、こどもの発達相談において個別療育室の拡充や継続的に職員のスキルアップに取り組むなど、支援の充実を図ります。 また、児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援については、子どもの発達や障害の特性を踏まえて、利用しやすい通所支援となるよう充実を図るとともに、事業者の区内誘致等を含めた新たな施設確保策に向け、取組を強化します。
(2)	重症心身障害児の支援	重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援が受けられるよう、支援体制の充実に取り組めます。 また、介護者である家族に対しては、看護師を派遣して医療的ケア等を一定時間代行する「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」を通じて介護負担を軽減します。
(3)	医療的ケア児等支援のための関係機関の連携	重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が、自立支援協議会の「医療的ケア児等支援連携部会」において、対象者数やニーズなどの情報の共有を図り、連携を行う支援体制づくりに取り組めます。
(4)	医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援	子ども発達支援センター ゆりのきの医療的ケア児コーディネーターが関係機関で更新された情報を集約し、医療的ケア児等の早期把握をはじめ、状態や支援内容などの情報の更新・整理に努めます。 また、保育所等での受入体制を強化するとともに、子どもの成長に合わせた支援を提供できる仕組みづくりについて、協議の場で検討していきます。



## 子ども発達支援センター ゆりのき

子ども発達支援センター ゆりのきは、育ちに支援を必要とする子どもやその家族の相談を受け、子どもの発達状況に応じて、さまざまな支援を行う地域の療育の拠点です。

通園・通学先が変わっても、子どもへの適切な支援が一貫して継続されるよう、保健・福祉・教育をつなぐ「中央区育ちのサポートシステム」の中心的役割を担い、すべての子どもたちののびやかな育ちを応援します。

### 【子ども発達支援センター ゆりのきで実施する事業】

#### ●こどもの発達相談

なかなかひとり歩きしない

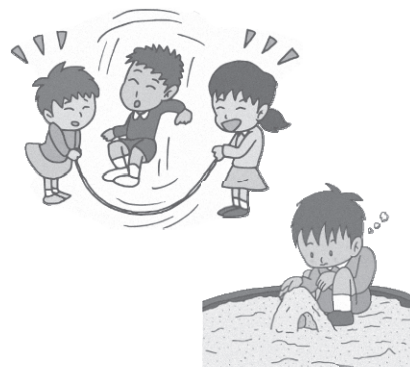
主治医や通園先の先生に療育を勧められた

友だちとうまく関われない

動作がぎこちなかったりとても不器用

こだわりが強い  
興味関心に偏りがある

ことばが遅い  
発音がはっきりしない



このような相談を受け、子どもの発達状況に応じて、心理面接、個別療育（理学療法、作業療法、言語療法）、集団療育や児童精神科などの専門相談を活用し、継続的な支援を行います。

**対象者** 0歳から高校生までの子ども ※新規相談は、原則として就学前までの子ども

**日時** 平日 午前9時～午後5時まで

#### ●保育園巡回相談

相談員が、保育所、認定こども園などを訪問し、在園する子どもの発達状況についての助言を行います。

#### ●児童発達支援（幼児室） ※

小グループでの遊びや課題を通して、基本的な生活習慣、運動機能や人と関わる力を育てます。幼稚園や保育園という大きな集団でも、意欲や自信を持って適応できるよう支援します。

#### ●保育所等訪問支援 ※

集団生活に課題のある子どもについて、相談員が、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう専門的な支援を行います。

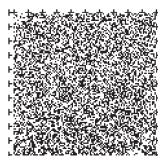
#### ●放課後等デイサービス ※

小学生から高校生までの障害児の放課後や夏休みなどの居場所づくりの支援を行います。

#### ●障害児相談支援

障害児福祉サービスを利用する障害児または保護者に対し、支援計画を作成し、情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。

※ 障害児通所支援の支給決定を受けた方が対象となります。



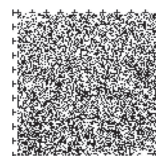
## 施策4 安心して住み続けるための支援の充実

障害者等が障害の重度化や高齢になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の生活の場となるグループホームの拡充に向けて、民間事業者による設置・整備を促進します。また、相談や居住支援の機能を集約した地域生活支援拠点等の取組を強化・推進するとともに、月島三丁目に重度化・高齢化にも対応したグループホームを開設します。（令和6（2024）年度予定）

さらに、施設入所者や長期入院の精神障害者が安心して地域生活に移行できるよう、関係機関が連携を図りながら、地域生活を支える体制を強化・推進します。

### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	地域生活支援拠点の充実	基幹相談支援センターをはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などが分担して機能を担う地域生活支援拠点（面的整備型）の登録事業所が、連絡会などを通じて連携強化に取り組みます。 さらに、相談や居住支援の機能を集約した多機能拠点整備型の地域生活支援拠点を月島三丁目に整備します。
(2)	居住支援体制の充実	親元から自立した障害者や施設などから地域へ戻った障害者の地域生活を関係機関や障害福祉サービス事業者などが連携して支援するため、基幹相談支援センターのコーディネート機能を強化し、安心して住み続けるための支援の充実を図ります。
(3)	グループホームの充実	社会福祉法人やNPO法人などが設置・運営するグループホームに対し、引き続き整備費や運営費の助成を行い、居住の場の確保と安定的な運営の支援に取り組みます。 また、これまでの知的障害者や精神障害者に加え、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームを月島三丁目に開設します。
(4)	精神障害者支援のための関係機関の連携	長期入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」をはじめ、地域の医療機関・保健所・保健センター・障害者福祉課などの関係機関が連携を図りながら、自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」において、ピアサポートの活用を推進するための体制整備など「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を進めます。



■ 中央区地域生活支援拠点の整備について ■

地域生活支援拠点とは

障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるための居住支援機能を備えた地域生活支援拠点等について、本区は面的整備型と多機能拠点整備型を併用して整備に取り組んでいます。地域生活支援拠点登録事業所連絡会を通じて、各種機能に関わる登録事業所数を増やし、機能の充実を進めています。

また、月島三丁目北地区再開発で開設を進めるグループホームを多機能拠点整備型として整備し、面的整備型の中に位置づけることで、居住支援体制の充実・強化を図ります。

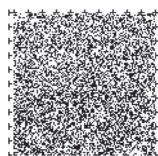
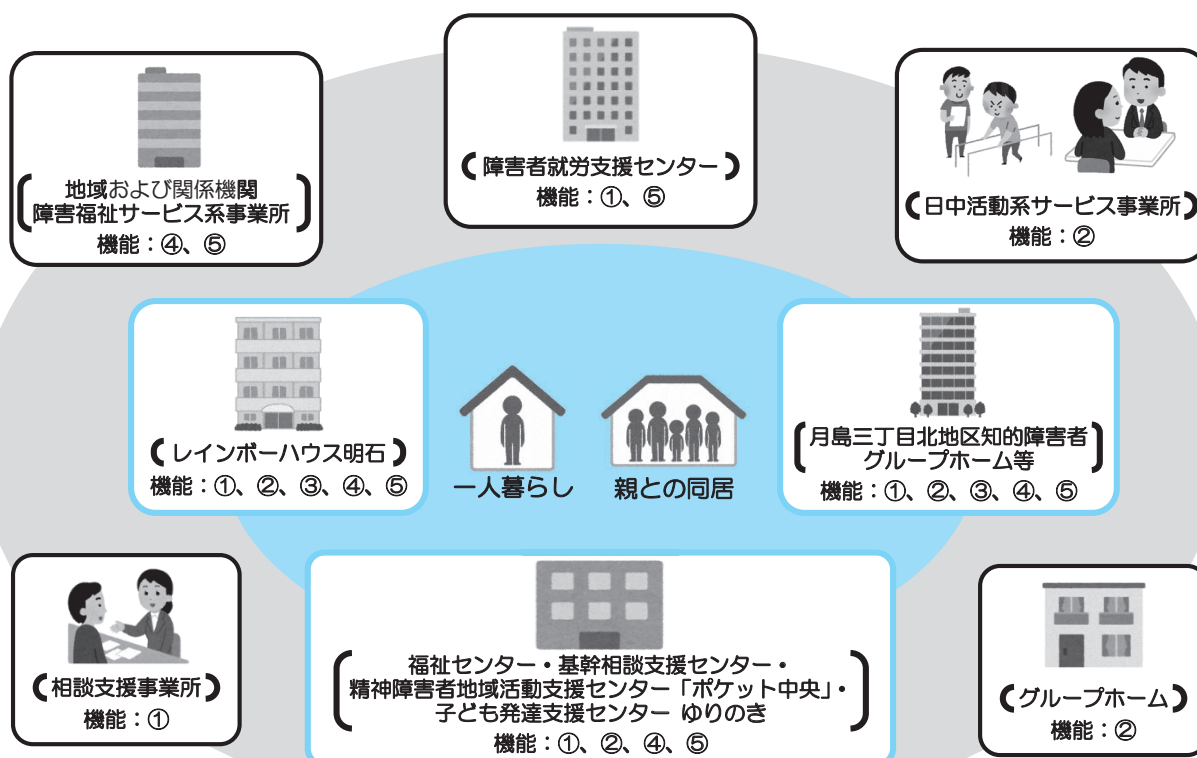
(1) 求められる機能

- ① 相談（地域移行・親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

(2) 整備手法

- ① 面的整備型：地域の複数の機関が分担して機能を担う体制
- ② 多機能拠点整備型：グループホームまたは障害者支援施設に併設して機能を付加した拠点

中央区の地域生活支援拠点（面的整備型と多機能拠点整備型の併用）





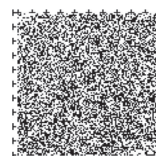
## 施策5 サービスの質の確保・向上

利用者が良質な障害福祉サービス等を選択、利用できるよう、サービス提供事業者への支援や助言・指導、福祉サービス第三者評価の受審促進などを通じてサービスの質の確保・向上を図ります。

また、基幹相談支援センターによる連絡会や研修会および就労支援センターによるネットワーク会議などを通じて、障害福祉サービス事業所間の連携強化を推進します。

### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	サービス事業者の支援・指導の強化	障害福祉の各サービス事業者の実地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供など法令遵守状況を確認し、必要に応じて助言・指導を行います。
(2)	第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図ります。 また、福祉サービス第三者評価の受審費用を助成することで、引き続き事業者の受審を促進します。
(3)	サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援	相談支援の中核を担う基幹相談支援センターが主催する権利擁護に関する講演会、相談支援事業所連絡会、研修会や障害者就労に係る関係機関連携の役割を担う就労支援センターを中心とした就労支援事業所ネットワーク会議などを通じて、障害福祉サービスを提供する事業者への支援や連携強化に取り組みます。





誰もが個性豊かに輝けるよう、障害者の就労支援、多様な活動への参加支援、切れ目のない一貫した育ちの支援を行います。

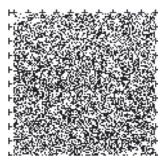
一人一人の障害特性に応じた就労に向けた支援や支援体制の充実を図るとともに、障害者の社会参加の支援を進めるため、文化芸術活動、生涯学習活動、スポーツ活動など、多様な活動に参加できる機会の確保や参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、子ども発達支援センター ゆりのきが中心となって「育ちのサポートシステム」を推進し、育ちに支援を必要とする子どもたちが、早期から適切な支援を受けられ、通園・通学先が変わっても、その支援が切れ目なく一貫して継続される体制づくりを進めます。

### 【施策の方向性2の各施策】

- 施策6 就労支援の充実
- 施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援
- 施策8 育ちのサポートシステムの推進

### ■ 中央区立福祉センター 作業室 ■



## 施策6 就労支援の充実

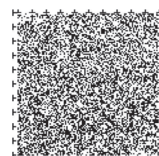
一人一人が自らの意思で多様な働き方が選択できるよう、本人の希望を踏まえ、適性・能力等に応じたきめ細かな就労支援を行います。

また、障害者の福祉施設から一般就労への移行と就労定着を進めるため、障害者就労支援センターを中心とした関係機関や就労支援事業所等の連携強化を図るとともに、企業への障害者雇用の働きかけや障害者を雇用する企業に対して、障害の理解や職場での配慮などの普及・啓発に努めます。

さらに、一般企業に雇用されることが困難な障害者の自立を促進するため、区の事務事業において障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

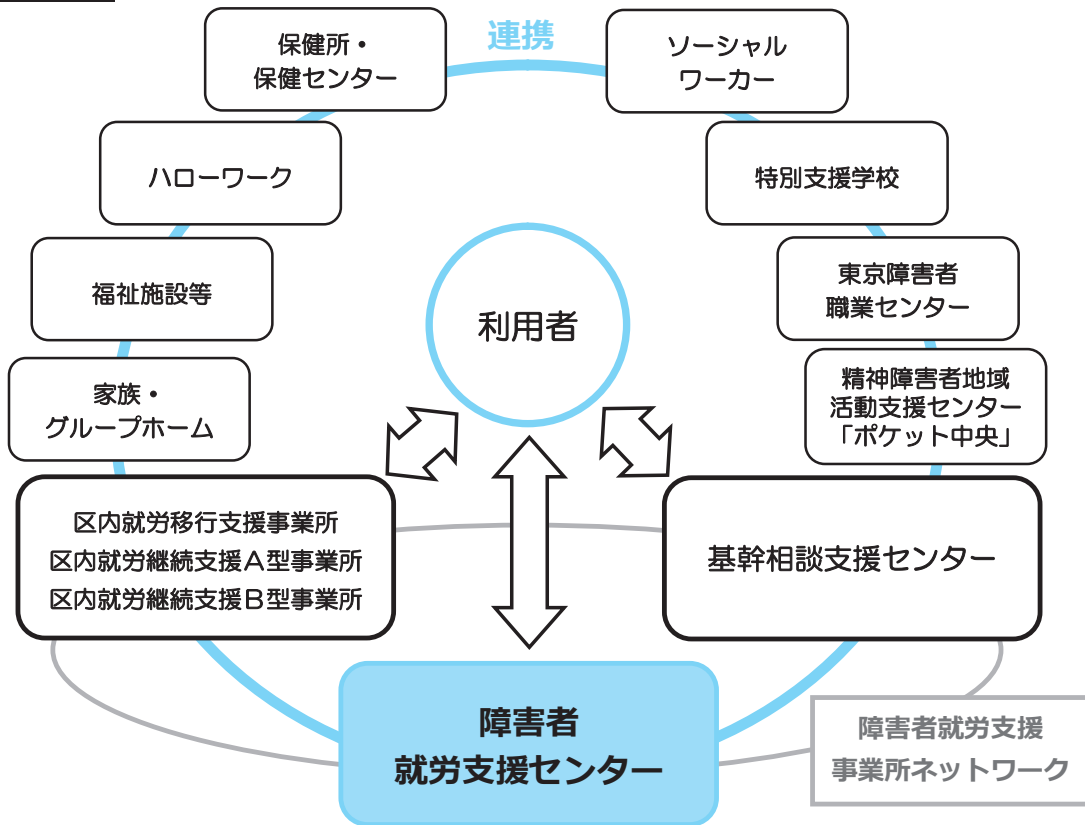
### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	一般就労への移行の促進	<p>障害者の一般企業等への就労の機会を広げ、安心して働き続けられるよう、障害者就労支援センターの専任コーディネーターが、障害特性や一人一人のニーズ、適性や能力に応じた就労面と生活面のきめ細かな支援を一体的に行います。</p> <p>また、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、事業者の障害者雇用での合理的配慮や働きやすい環境整備について助言を行います。</p> <p>さらに、ハローワークなどの関係機関や就労支援事業所等との連携強化に取り組みます。</p>
(2)	就労定着支援の推進	<p>障害者が喜びと生きがいを持って働き続けられるよう、これまでの障害者就労支援センターの職場定着支援に加え、就労面と就労に伴う生活面の課題に対応するため、就労定着支援事業を実施する新規事業者の参入を呼びかけ、企業や家族との連絡調整などの支援の充実に取り組みます。</p>
(3)	障害者優先調達の推進	<p>障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するとともに、発注機会を増やせるよう、区の関係部署にも働きかけて、調達先と業務の履行期間や供給可能量、仕様や規格などの調整に取り組みます。</p> <p>また、区内の障害者就労支援事業所等で製作する自主製品の販売機会の拡充に取り組みます。</p>

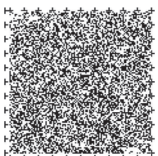
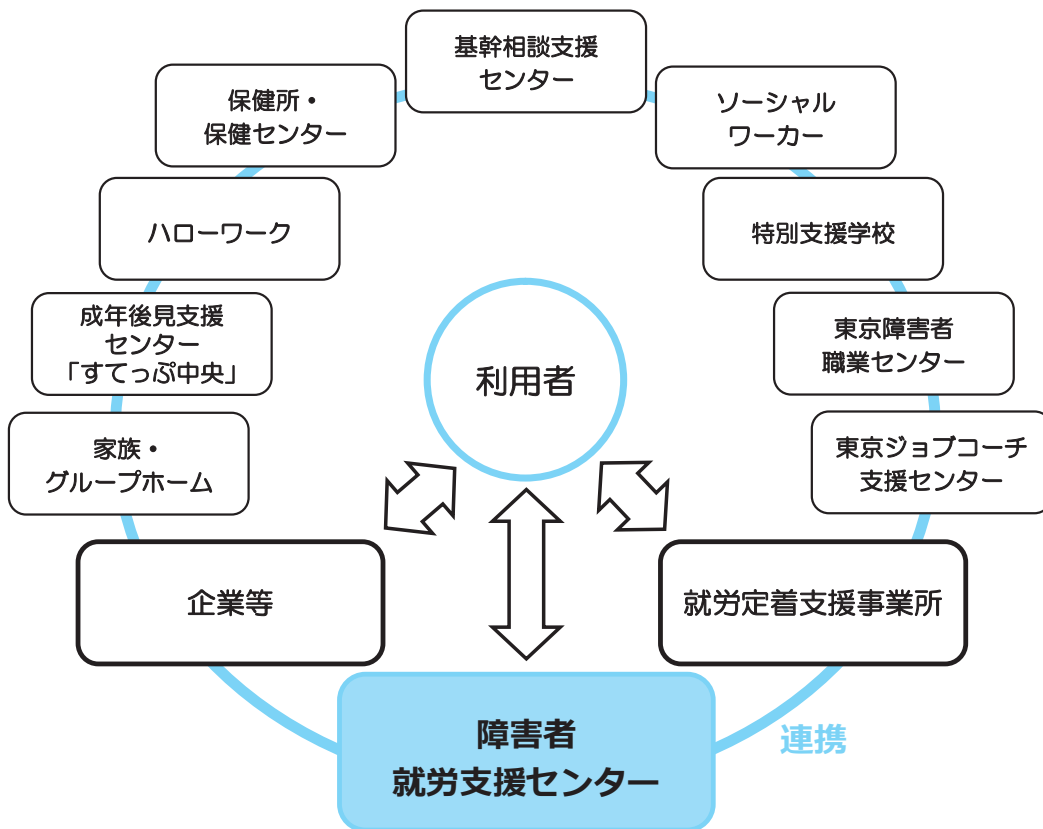


■ 本区の就労支援の体制 ■

就労前



一般就労中

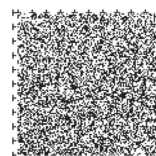


## 施策 7 多様な活動の機会確保や参加の支援

障害者の社会参加を促進し、生涯を通じて、学習や文化芸術活動、スポーツ活動等の多様な活動に参加できるよう、障害特性やニーズを踏まえながら、活動に参加できる機会の確保、参加の支援や参加しやすい環境づくりを推進します。

### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	障害者の生涯学習活動の推進	<p>障害者の生涯学習活動や文化芸術活動を支援するため、講座やサークル活動などの場において、手話通訳者の派遣や移動支援の活用など、障害の有無に関わらず共に学べる環境づくりを推進します。</p> <p>また、福祉センター主催の講習・講座において、障害特性やニーズなどを踏まえたプログラムの充実を図り、参加を促進するとともに、知的障害のある人の生涯学習の場である「中央区かえで学級」において、自立して生きていく力を身につけるための学習機会の提供を引き続き行います。</p>
(2)	利用しやすい図書館の整備	<p>図書館のバリアフリー化を推進するとともに、障害などにより印刷文字による読書が困難な方や、図書館に来館することが困難な方に対して、録音図書の出、さまざまな情報を点字や音声データなどで提供するサピエ図書館の利用、点字による刊行物の貸出、郵送貸出などを引き続き推進します。</p>
(3)	障害者のスポーツ活動の推進	<p>スポーツ施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい環境づくりを推進するとともに、障害者スポーツ体験会などのイベントの機会を通じて、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。</p> <p>また、障害者スポーツのスポーツ指導者の育成を図ります。</p>



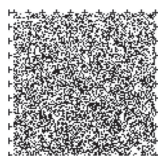
## 施策 8 育ちのサポートシステムの推進

地域の療育拠点である子ども発達支援センター ゆりのきが中心となって、育ちに支援を必要とする子どもを適切な療育につなげるとともに、関係機関と協力しながら早期発見・早期療育に取り組みます。

また、子ども発達支援センター ゆりのきに配置する保健・福祉・教育のコーディネーターの連絡調整により、支援情報が蓄積された「育ちのサポートカルテ」を活用するなど、保健・福祉・教育等の子どもに関わる関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する「育ちのサポートシステム」を推進します。

### <主な取組>

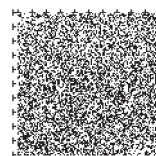
	取組名	取組内容
(1)	子ども発達支援センター ゆりのきを中心とした支援体制の充実	地域の療育拠点として子ども発達支援センター ゆりのきが中心となり、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげます。 また、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を継続する体制の充実を図ります。
(2)	発達支援に携わる職員のスキルアップ	子ども発達支援センター ゆりのきや福祉・教育機関等、実際に現場で支援に携わる職員（教員、保育士などを含む）が、発達障害に対する理解と認識を深め、個人のスキルや地域の支援力を向上させます。 また、関係機関同士の円滑な連携が図れるよう、講習会などを実施します。
(3)	個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援	育ちに支援を必要とする子どもたちを一貫した支援で見守るため、保護者と一緒に「育ちのサポートカルテ」を作成し、関係機関同士が適切な支援方法や課題などの情報を共有します。 また、就学などの節目に蓄積してきた支援情報が途切れないよう、子ども発達支援センター ゆりのきの保健・福祉・教育のコーディネーターが連絡調整を図りながら、カルテの円滑な引き継ぎを行います。





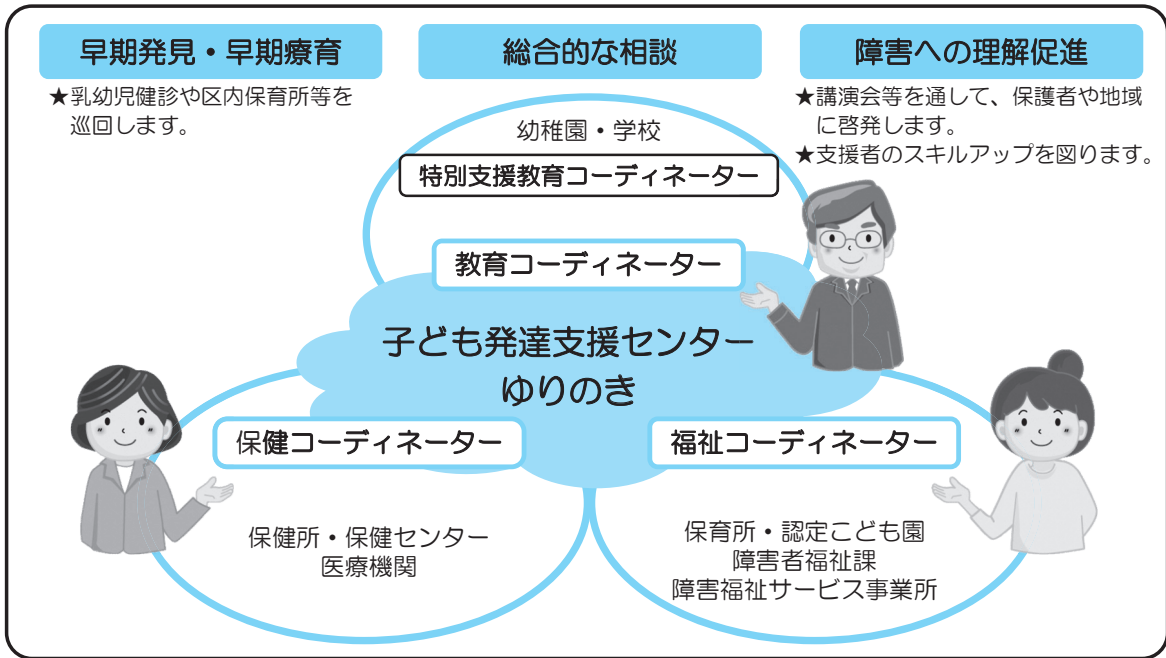
## ＜主な取組＞

	取組名	取組内容
(4)	早期発見・早期支援の充実	<p>保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センター ゆりのきの保健コーディネーターと心理士を派遣する「ゆりのき連携発達相談」を通じて、支援の必要な子どもを直接把握し、早期支援につなげます。</p> <p>また、心理士などが区内の保育所やこども園等を巡回し、在園する子どもの対応や発達に関する相談に応じて、必要な助言を行います。</p>
(5)	発達障害に対する理解の促進	<p>家庭や地域の中での発達障害に対する理解を促進するため、リーフレットの配布やホームページへの掲載、講演会の開催などを通じて、障害特性や支援方法などの正しい知識の普及に取り組みます。</p> <p>また、「育ちのサポートカルテ」を普及させ円滑な運用を図るため、随時、保護者向け説明を個別に行うとともに、一般向け講演会についてテーマを柔軟に設定し、「育ちのサポートカルテ」に対する正しい理解につながるよう啓発していきます。</p>



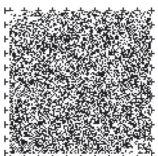
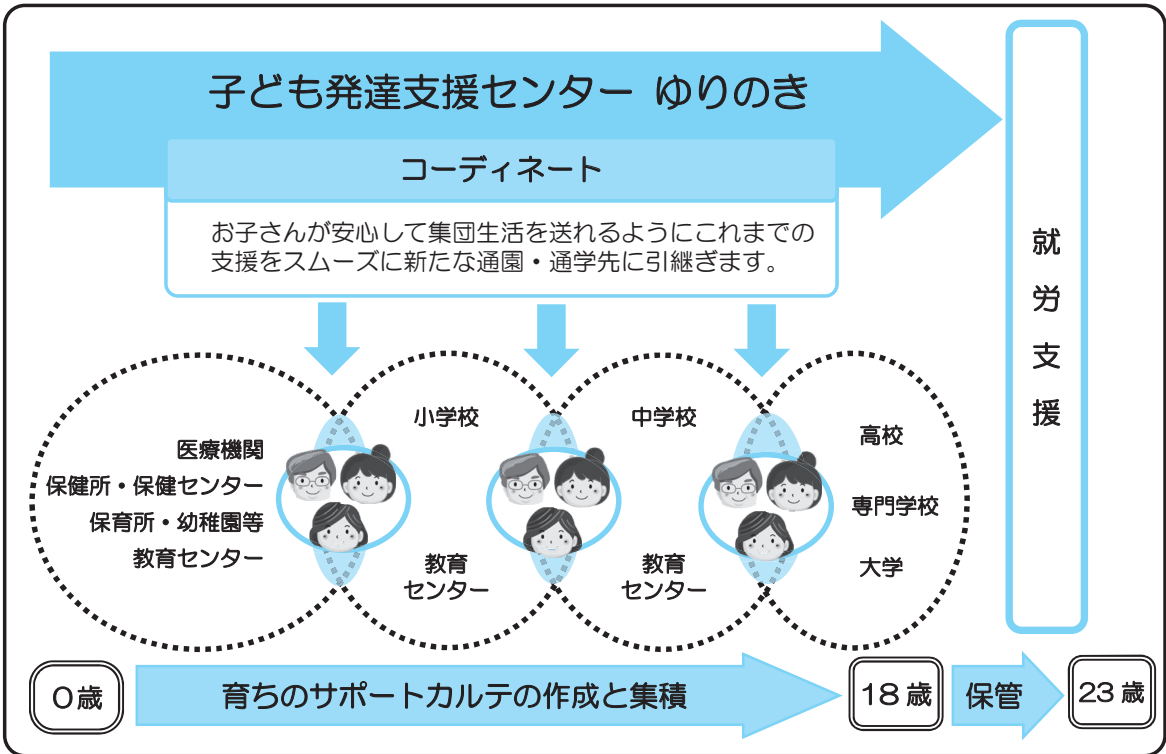
■ 中央区育ちのサポートシステム ■

横の連携



※保健・福祉・教育のコーディネーターは、子ども発達支援センター ゆりのきに配置されたその分野に精通した専門職でお子さんに関わる他機関との連携調整を行います。

縦の連携



「誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）」の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消、障害に対する理解促進を図るとともに、誰もが触れ合い交流する場や機会の拡充を図り、多様な意思疎通手段の利用および手話言語の理解の促進に取り組むなど、障害者と地域の人々の交流を通じた心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が尊厳と権利を守られ、安全・安心に生活できるよう、障害者の権利擁護と虐待防止の取組を推進するとともに、災害時や緊急時の障害者の安全・安心の確保に向けた取組、公共施設や歩道などのバリアフリー化、情報のバリアフリー化の推進によるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

【施策の方向性3の各施策】

施策 9 障害者の権利擁護と虐待防止

施策 10 心のバリアフリーの推進

施策 11 安全・安心なまちづくりの推進

ヘルプカード



ヘルプカードは手助けを必要とする人と手助けをする人をつなげます。

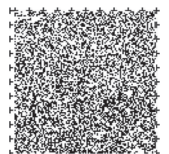
【ヘルプカードとは】

障害のある人には、自分から「困っている」となかなか伝えられない人がいます。

ヘルプカードは障害のある人が災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に手助けを求めするために普段から身につけているカードです。

【障害のある人が困っていたら】

- ・「どうしましたか」「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけてください。  
(相手に伝わっているかを確認しながらゆっくり話しかけてください。)
- ・「ヘルプカード」を提示されたら、カードに書いてある内容に沿った手助けや緊急連絡先への連絡などをお願いします。



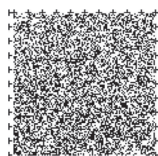
## 施策 9 障害者の権利擁護と虐待防止

判断能力に不安を抱える障害者等の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して生活を続けられるよう、区と中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、権利や財産を将来にわたって守る取組として、権利擁護支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、「虐待通報・相談窓口」の周知を図るとともに、区民・事業者などへの虐待防止の普及・啓発、事業者への指導に取り組み、障害者の虐待防止を推進します。

### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	権利擁護支援事業の推進	成年後見支援センター「すてっぴ中央」において、福祉サービスに係る情報提供、相談への対応、利用の手続、利用料支払の援助などのサービスを提供します。
(2)	成年後見制度の利用促進	区と成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、成年後見制度の普及・啓発、適時・適切な成年後見制度の利用促進を図るとともに、法人後見の実施について検討を進めます。
(3)	地域連携ネットワークづくりの推進	法律・福祉の専門職団体、関係機関などが連携して本人や後見人などを支えるチームに対して必要な支援ができる体制を強化するため、地域連携ネットワークを構築します。
(4)	区長申立ての実施	判断能力に不安を抱える障害者等の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判請求を行う区長申立てを実施します。
(5)	障害者虐待防止の推進	障害者福祉課が中心となり、虐待通報・相談窓口専用電話で24時間365日の通報・相談対応を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携を図りながら、虐待防止、早期発見、発生時の適切な対応などの総合的取組を推進します。 また、虐待防止の重要性について広報紙やホームページ、パンフレットなどによる普及・啓発を通じて、幅広く区民・事業者などの理解を促進します。



## ■ 成年後見制度について ■

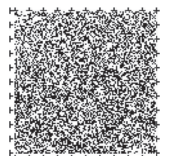
成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分のため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい人を後見人等が代理し、財産を管理したり、必要な契約を締結したりして、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分となっている時に、家庭裁判所に申立てをすることにより、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、本人を代理して財産や権利を守り、本人を保護・支援する制度です。法定後見は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる者	本人、配偶者、4親等内の親族、区市町村長等		
同意又は取り消すことができる行為	原則として全ての法律行為 (日常生活に関する行為を除く。)	借金、相続の承認など民法第13条第1項に規定する行為のほか、裁判所が定める行為 (日常生活に関する行為を除く。)	申立てにより裁判所が定める行為 (民法第13条第1項に規定する行為の一部に限る。日常生活に関する行為を除く。)
代理することができる行為	原則として全ての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為





■ 【参考】第2期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(抜粋) ■

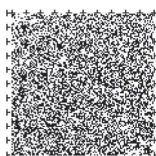
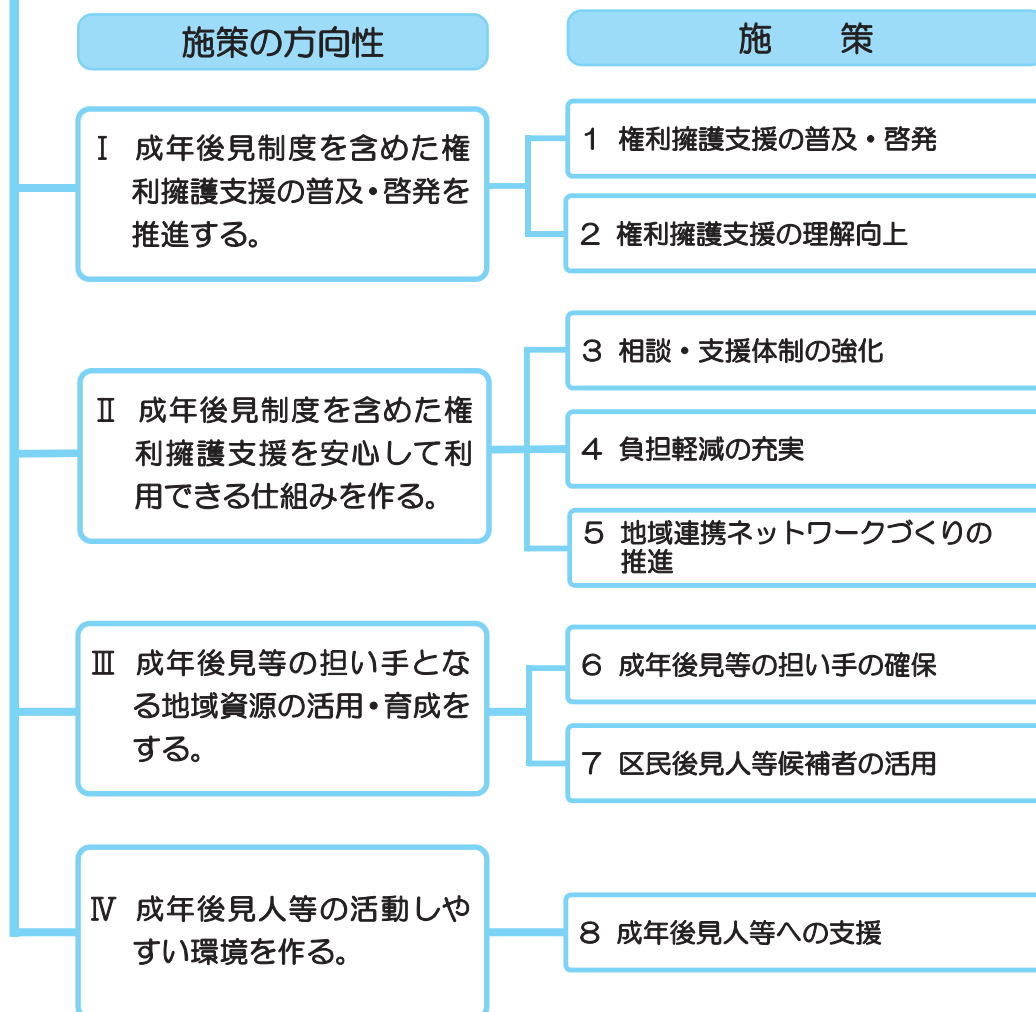
本区では、令和2（2020）年8月に「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」を策定し、方針に基づいて障害者計画等に包含する形で「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定し、制度の利用促進に取り組んできました。

計画策定後は中央区成年後見制度利用促進審議会において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検・評価を行い、令和5（2023）年9月に「第2期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」をまとめました。

本方針では、「第2期中央区成年後見制度利用促進計画」は障害者計画等に包含されるものと位置付けるとともに、当該計画に盛り込むべき施策の体系を次のとおりとしました。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加しています。



## 施策 10 心のバリアフリーの推進

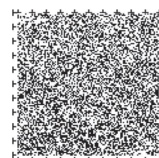
地域の中での共生社会の実現に向けて、障害を理由とする差別解消と合理的配慮の提供に取り組むとともに、各種普及・啓発を通じた区民・事業者などへの障害や障害のある方に対する理解の意識啓発を進め、福祉教育や地域との交流を通じた心のバリアフリーを推進します。

また、地域の中での障害への理解を深め、障害のある方の社会参加を促進するため、障害者福祉団体への支援や連携を推進します。

さらに、「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」（令和5（2023）年4月1日施行）に基づき、障害特性に応じた意思疎通支援の充実や手話言語の理解の促進に取り組みます。

### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	障害者差別解消の推進	地域の中での共生社会の実現に向けて、区の事務事業において障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組みます。 また、区民や事業者の理解を促進するため、リーフレットの配布や講演会の開催など、さまざまな機会を通じて普及・啓発を推進します。
(2)	障害と障害者の理解のための意識啓発	「障害者サポートマニュアル」の配布や「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及・啓発、さらには、福祉センターでの作業訓練の一環として作成したモザイク平板を区施設へ設置することなどを通じて、障害と障害者に対する区民の理解を促進します。
(3)	「健康福祉まつり」等による地域交流の促進	多くの区民が集う「健康福祉まつり」をはじめ、福祉センターやレインボーハウス明石が町会などと協働して開催する施設行事、また、地域の行事や花壇ボランティア活動などへ障害者が参加することを通じて、地域の人々との触れ合いと交流を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。
(4)	障害者福祉団体との連携	地域の障害者理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者福祉団体の活動を支援するとともに、障害者福祉施策の充実に向けて、連携・協力を推進します。
(5)	意思疎通支援の充実	令和5（2023）年4月1日に施行した「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」に基づき、障害特性に応じた意思疎通手段を選択できるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣に加えて、タブレット端末等ICT機器を活用し、意思疎通支援の充実を図ります。 また、区民等に対し、啓発用リーフレットの配布や普及動画の制作などにより、手話が言語であることへの理解の促進に取り組めます。



## 障害者差別解消法

～誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちをめざして～



平成 28（2016）年に施行された障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進を目的としています。

この法律は、役所や会社、お店などを対象としていますが、誰もが暮らしやすい社会をつくるためには、地域で暮らす皆さん一人一人に障害に対する理解を深めてもらうことが求められています。

### どんな法律なの？

この法律では、国・都道府県・区市町村などの行政機関等や、会社やお店、活動グループなどの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

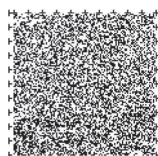
また、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮が必要と伝えられた時、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」を求めています。これまで、事業者は「するように努める（努力義務）」とされていましたが、令和 3（2021）年度の改正を受け、令和 6（2024）年 4 月 1 日以降は、行政機関等と同様に「しなければならない（義務）」になります。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
<b>【行政機関等】</b> ・国、地方公共団体 等	してはいけない(禁止)	しなければならない(義務)
<b>【事業者】</b> ・会社やお店のほか、個人事業主やボランティア活動などのグループも含む	してはいけない(禁止)	しなければならない(義務) ※

※東京都では、平成 30（2018）年施行の「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」で、事業者の合理的配慮の提供を義務化しています。

### 対象となる「障害のある人」とは

障害者手帳を持っていない人も含まれます。障害者基本法で定められている、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）、その他の心や体の働きに障害（難病等に起因する障害も含む）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。



## 施策 11 安全・安心なまちづくりの推進

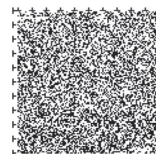
災害時に高齢者や障害者等の安全・安心が確保できるよう、「災害時地域たすけあい名簿」を活用した安否確認や避難支援の体制づくりを進めるとともに、名簿に登録されている方の避難支援をより確実に実施するため、「個別避難計画」の作成に取り組みます。

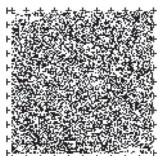
また、関係機関や事業者と連携し、避難所（防災拠点）や福祉避難所での支援体制の整備に努めます。

さらに、障害者が地域で安心して暮らし、積極的に社会参加できるよう、「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づき、公共施設や歩道などのバリアフリー化、障害特性に応じた情報のバリアフリー化の充実を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

### <主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	災害時の支援体制の充実	<p>災害時に自力で避難したり、生活することが困難な方を「災害時地域たすけあい名簿」に登録し、災害に備えて民生・児童委員や防災区民組織といった地域の避難支援等関係者に本人の同意がある方の名簿情報をあらかじめ提供します。引き続き、この名簿情報を活用した災害時の支援体制づくりに向けて取り組みます。</p> <p>また、「災害時地域たすけあい名簿」に登録されている方が発災時に的確な避難行動を取れるよう、一人一人の状況に合わせた「個別避難計画」の作成を推進します。</p> <p>さらに、一般避難所において生活が困難な方のために福祉避難所の整備を引き続き行います。</p>
(2)	情報バリアフリーの強化	<p>点字広報や声の広報など障害特性に応じた情報提供に取り組むとともに、特に支援を必要とする人に対し、手話や筆談などの伝達方法に配慮した対応を行います。</p> <p>また、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどり着け、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。</p>
(3)	人にやさしい空間づくり	<p>障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設などの建築物・公共交通機関・道路・公園・公衆便所などのバリアフリー化を進めます。</p>

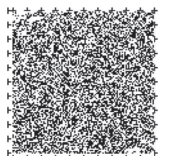


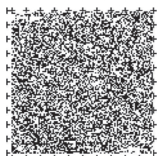




第3部

障害福祉サービス等の提供体制の確保  
(第7期中央区障害福祉計画・  
第3期中央区障害児福祉計画)





# 第1章 成果目標

## 1 第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の成果目標

国の「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、地域の実情を踏まえ、第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ① 施設入所者のうち、地域生活への移行に関する目標

令和4（2022）年度末時点の施設入所者数\*65人のうち、令和8（2026）年度末までに地域生活に移行する人数を3人とすることを本区の成果目標として設定します。

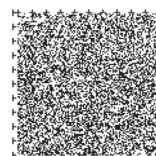
※施設入所者数とは、本区で施設入所の支給決定を行った人数であり、レインボーハウス明石入所者のほか区外の施設に入所している人を含みます。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の施設入所者数	65人
【目標】令和8(2026)年度末の地域生活移行者数 令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6%以上	3人

#### ② 施設入所者数に関する目標

令和4(2022)年度末時点の施設入所者数は65人となっていますが、令和8(2026)年度末時点において65人を維持することを本区の成果目標として設定します。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の施設入所者数	65人
【目標】令和8(2026)年度末時点の施設入所者数	65人



## (2) 地域生活支援の充実

### ① 地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村において整備することやコーディネーターの配置、拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築、年1回以上の運用状況の検証および検討を実施することを定めています。

以上に従って、本区の成果目標を設定します。

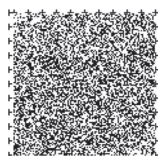
項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の地域生活支援拠点等の整備箇所数	1カ所
【目標】令和8(2026)年度末時点の地域生活支援拠点等整備箇所数	1カ所
令和4(2022)年度末時点のコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制	0カ所
【目標】令和8(2026)年度末時点のコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制	1カ所
令和4(2022)年度末時点の運用状況の検証・検討回数	年1回
【目標】令和8(2026)年度末時点の運用状況の検証・検討回数	年1回

### ② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、各市町村または圏域において強度行動障害を有する障害者に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを定めています。

以上に従って本区では、まず強度行動障害を有する方へのニーズを把握し、その結果に基づき、支援体制に関し、検討を行います。

項目	数値等
【目標】令和8(2026)年度末までに強度行動障害を有する者に関する支援ニーズ把握の実施	実施



### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 一般就労への移行者数

国の基本指針では令和3（2021）年度実績の1.28倍以上と定めていますが、過去の実績を踏まえ令和8（2026）年度の一般就労への移行者数を36人とすることを、本区の成果目標として設定します。

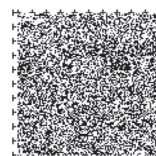
なお、一般就労への移行者数36人のうち、就労移行支援事業の利用者を26人、就労継続支援A型事業の利用者を6人、就労継続支援B型事業の利用者を4人とすることを成果目標とします。

項目		数値等
令和3(2021)年度の一般就労への移行者数		18人
【目標】令和8(2026)年度の一般就労への移行者数		36人
就労移行支援事業	令和3(2021)年度の一般就労への移行者数	13人
	【目標】令和8(2026)年度の一般就労への移行者数	26人
就労継続支援A型事業	令和3(2021)年度の一般就労への移行者数	3人
	【目標】令和8(2026)年度の一般就労への移行者数	6人
就労継続支援B型事業	令和3(2021)年度の一般就労への移行者数	2人
	【目標】令和8(2026)年度の一般就労への移行者数	4人

さらに、国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上と定めています。

以上に従って、本区の成果目標を設定します。

項目	数値等
就労移行支援事業所のうち、令和3(2021)年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	33% (1事業所)
【目標】就労移行支援事業所のうち、令和8(2026)年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	66% (2事業所)





## ② 就労定着支援事業を利用する者の数

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までの就労定着支援事業利用者数を令和3（2021）年度の実績の1.41倍以上と定めています。

以上に従って、本区の成果目標を設定します。

項目	数値等
令和3(2021)年度の就労定着支援事業の利用者数	10人
【目標】令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用者数	14人

## ③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針では、令和8（2026）年度において、区内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上と定めています。

以上に従って、本区の成果目標を設定します。

項目	数値等
令和3(2021)年度の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)	50% (1事業所)
【目標】令和8(2026)年度の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)	100% (2事業所)

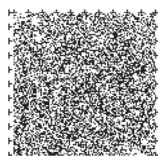
## ④ 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数

国の成果目標とは別に、令和8（2026）年度の東京都の独自事業である「区市町村障害者就労支援事業※」を利用して一般就労した人数の目標を設定します。

本区においては、「中央区障害者就労支援センター」事業が該当します。利用者については、センターの利用登録した方が対象となります。

※就労支援・生活支援コーディネーターなどを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活および社会生活上必要な生活支援を行うものです。

項目	数値等
令和3(2021)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数	15人
【目標】令和8(2026)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数	27人



## (4) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを定めていますが、本区では既に平成30（2018）年度に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しています。

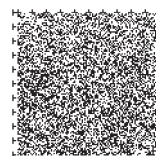
項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の設置箇所数	1カ所
【目標】令和8(2026)年度末時点の設置箇所数	1カ所 (設置済み)

### ② 保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築が定められています。

本区では平成27（2015）年度から保育所等訪問支援が利用できる体制を整備しています。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点の障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	確保済み (保育所等訪問支援事業所の設置)
【目標】令和8(2026)年度末時点の障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	確保済み (保育所等訪問支援事業所の設置体制の維持・取組の充実)



### ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを定めています。

本区では既に子ども発達支援センター ゆりのきにおいて児童発達支援事業（集団療育）を実施しており、また放課後等デイサービス事業所については1事業所を確保しています。

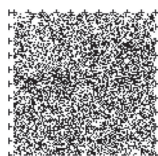
項目	数値等
令和4(2022)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所
【目標】令和8(2026)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1事業所 (確保済み)
令和4(2022)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所
【目標】令和8(2026)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1事業所 (確保済み)

### ④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置が定められていますが、本区では既に協議の場を「医療的ケア児等支援連携部会」として設置しています。

また、国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置が定められていますが、本区では既に子ども発達支援センター ゆりのきに配置しています。

項目	数値等
令和4(2022)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
【目標】令和8(2026)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況	設置済み
令和4(2022)年度末における医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況	配置済み
【目標】令和8(2026)年度末における医療的ケア児に関するコーディネーターの配置状況	配置済み



## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### ① 基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することが定められています。

本区では既に基幹相談支援センターを設置し、関係機関・相談支援事業所との連携によって地域の相談支援体制の強化を図っています。

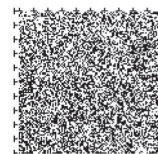
項目	数値等
令和4(2022)年度末時点における基幹相談支援センターの設置状況および基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制	確保済み (基幹相談支援センターの設置)
【目標】令和8(2026)年度末時点における基幹相談支援センターの設置状況および基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)

### ② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

国の基本指針では、令和8（2026）年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが定められています。

本区では中央区自立支援協議会の設置に関する要綱に基づき4つの専門部会を設置し、地域課題に対して具体的な検討を行ってきました。今後は、各部会の個別事例の検討のあり方、回数、方法等を含め、体制の確保に向けて検討していきます。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点における、協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組実施および必要な協議会の体制の確保の状況	検討
【目標】令和8(2026)年度末時点における、協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組実施および必要な協議会の体制の確保の状況	確保済み

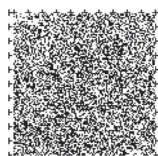


## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8（2026）年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することが定められています。

本区では、障害福祉サービス等提供事業所に対する指導検査体制を構築しており、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果などを踏まえ、質の向上に取り組んでいます。

項目	数値等
令和4(2022)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	確保済み
【目標】令和8(2026)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	確保済み





## 第2章 活動指標

### 1 活動指標の設定

国の「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では成果目標の設定と合わせて、目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うための活動指標の設定が求められています。

本区の実践や国の基本指針などを踏まえて、以下の活動指標を設定します。

#### (1) 地域生活支援拠点等

本区では、障害者とその家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等を整備し、取組の充実を図っています。

地域全体で障害者の生活を支えていくために、以下の活動指標を設定します。

##### ① 地域生活支援拠点等の設置箇所数

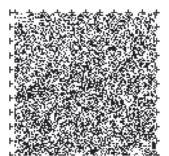
本区では地域生活支援拠点等を既に1カ所整備しており、関係機関や区内のサービス提供事業者が有機的に連携し、支援を行う面的整備型による整備を行っています。

##### ② 地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数

地域生活支援拠点等の充実を図るために、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制の構築を進めるコーディネーターの配置人数を設定します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間			第7期		
年度			R6	R7	R8
地域生活支援拠点等における コーディネーターの配置人数	人/年	計画値	—	—	1



### ③ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の実施回数

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数を設定します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間			第7期		
年度			R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の運用状況の検証 および検討の実施回数	回/年	計画値	1	1	1

## (2) 発達障害者等に対する支援

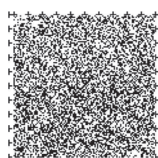
国は、発達障害の当事者やその家族等への支援を一層進めるため、現状の取組を踏まえながら、ペアレントトレーニング等の受講者数や支援者数、ピアサポート活動の参加者数等の活動指標を設定することとしています。

当面、本区では、家族や地域における発達障害の理解促進に向けて、リーフレットの作成・配布や、講演会の開催等の充実を図り、正しい知識の普及・啓発に取り組むこととし、その成果や課題等を注視しながら具体的なニーズが把握できた段階で目標数値について検討します。

## (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本区では、精神障害者が地域の中で安心して生活できるよう、地域の医療機関、保健所・保健センターや障害者福祉課、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」など区内関係機関が連携して支援を行う「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」において協議を行っています。

このため、活動指標として、関係者による協議の場の開催回数や参加者数などを設定するとともに、精神障害者の地域移行、地域定着を進めるため、相談支援、居住系サービスの利用者数の見込量を設定します。



① 保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数

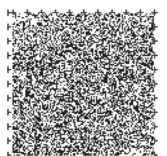
自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」での、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療および福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数を設定します。

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	3	4	3			

② 保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」(保健、医療および福祉関係者による協議の場)への保健、医療、福祉、当事者および家族等の関係者の参加者数を設定します。

計画期間				第6期			第7期		
年度				R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人/年	計画値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
	医療(精神科)	人/年	計画値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
	医療(精神科以外)	人/年	計画値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
	福祉	人/年	計画値	5	5	5	5	5	5
			実績値	5	5	5			
	当事者	人/年	計画値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
	家族	人/年	計画値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
	その他	人/年	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	2	2	2			



### ③ 保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数

自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」（保健、医療および福祉関係者による協議の場）における目標設定に対する評価の実施回数を設定します。

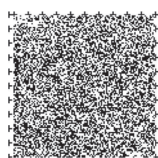
計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数	回／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

### ④ 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用者数

入院中の精神障害者の地域移行を見込んで、相談支援、居住系サービスの利用者数の見込量を設定します。

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
精神障害者が利用する地域移行支援	人／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	0	0			
精神障害者が利用する地域定着支援	人／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
精神障害者が利用する共同生活援助	人／年	計画値	30	30	30	30	30	30
		実績値	28	28	28			
精神障害者が利用する自立生活援助	人／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1			
精神障害者が利用する自立訓練（生活訓練）	人／年	計画値				15	15	15

※114 ページから 125 ページまでの障害福祉サービスの見込量のうち、精神障害者が利用する相談支援、居住系サービスの利用の見込みを掲載しています。



## (4) 相談支援体制の充実・強化のための取組

一層の相談支援体制の充実・強化を図るために、基幹相談支援センターの設置状況や相談支援事業所への支援件数のほか、自立支援協議会等での個別事例の検証の回数等を設定します。

### ① 基幹相談支援センターの設置の有無

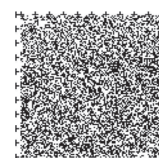
国では、基幹相談支援センターの設置を活動指標に定めていますが、既に設置していることから、引き続き、基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、総合的・専門的な相談支援を実施することの有無を設定します。

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

### ② 基幹相談支援センターによる訪問等による専門的な指導・助言件数

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援件数、相談機関との連絡会の回数、個別事例の支援内容の検証の回数の設定のほか、主任相談支援専門員の配置数を設定します。

計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	計画値	20	25	30	30	30	30
		実績値	37	30	30			
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	計画値	6	6	6	6	6	6
		実績値	2	3	6			
地域の相談機関との連携強化のための連絡会の回数	回/年	計画値	4	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4			
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	計画値				2	2	2
主任相談支援専門員の配置数	人	計画値				1	1	1





## (5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の状況などについて設定します。

### ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

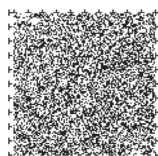
障害福祉サービス等の質の向上に向けて、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への中央区職員の参加人数を設定します。

計画期間				第6期			第7期		
年度				R3	R4	R5	R6	R7	R8
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への区職員の参加人数	障害者区分認定調査員研修	人/年	計画値	3	3	3	3	3	3
			実績値	3	2	3			
	障害者虐待防止対策支援研修	人/年	計画値	3	3	3			
			実績値	3	2	2			

### ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析するとともに、その結果について、指導検査を通じて区と障害福祉サービス事業所等が共有する体制の有無と回数を設定します。

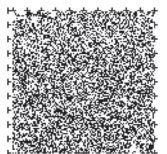
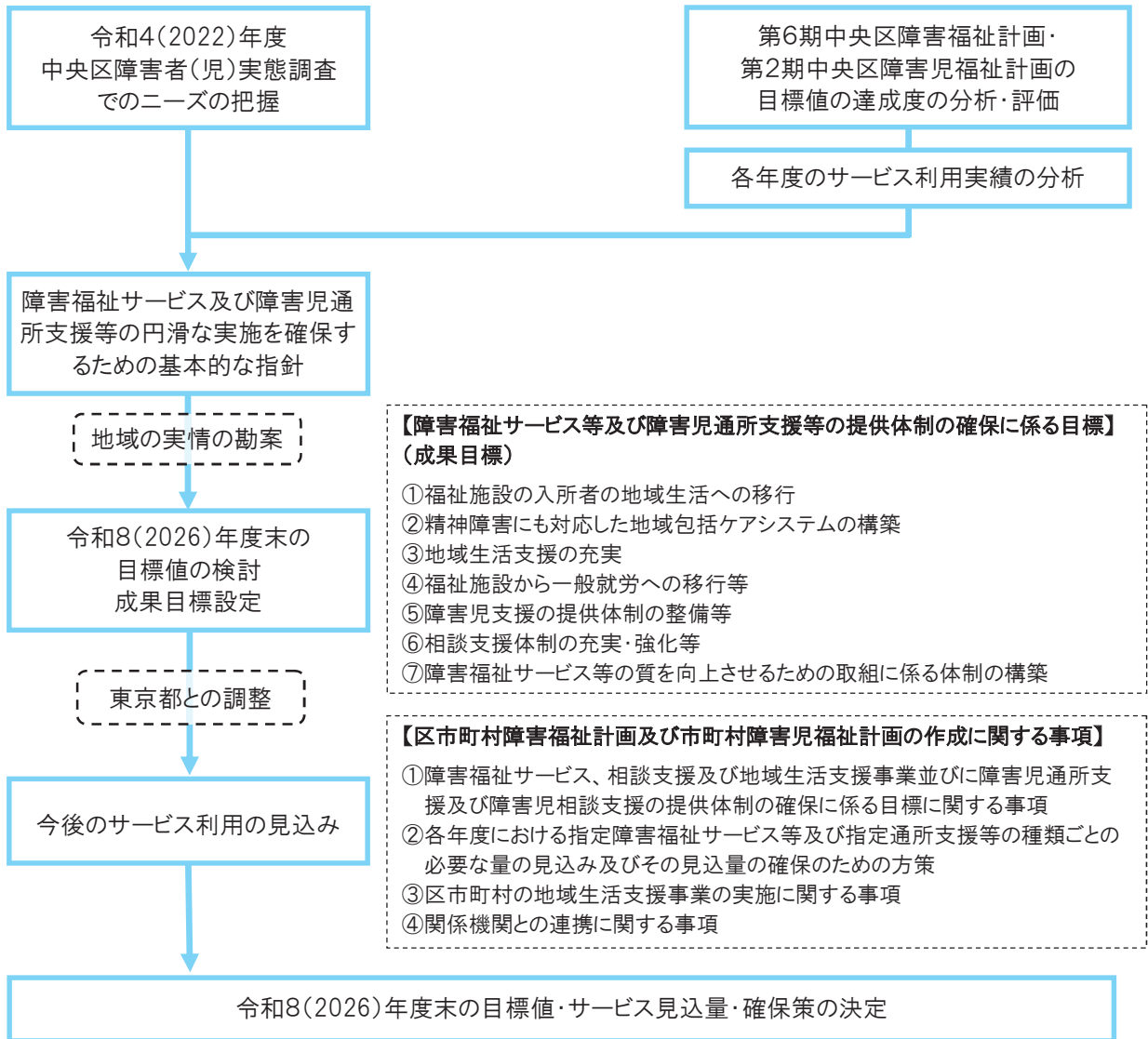
計画期間			第6期			第7期		
年度			R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無	計画値		有	有	有	有	有	有
	実績値		有	有	有			
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する回数	回/年	計画値	12	12	12			
		実績値	12	12	12			



1 サービス見込量の基本的考え方

国の基本指針に基づき、第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の進捗状況および目標値の達成度の分析・評価、サービス利用実績を基礎とし、令和4(2022)年度の中央区障害者(児)実態調査などで把握したニーズや各種手帳の交付状況、人口推計等の地域の実情を勘案し、サービスの必要見込量を推計します。

■ サービス必要見込量推計の流れ ■

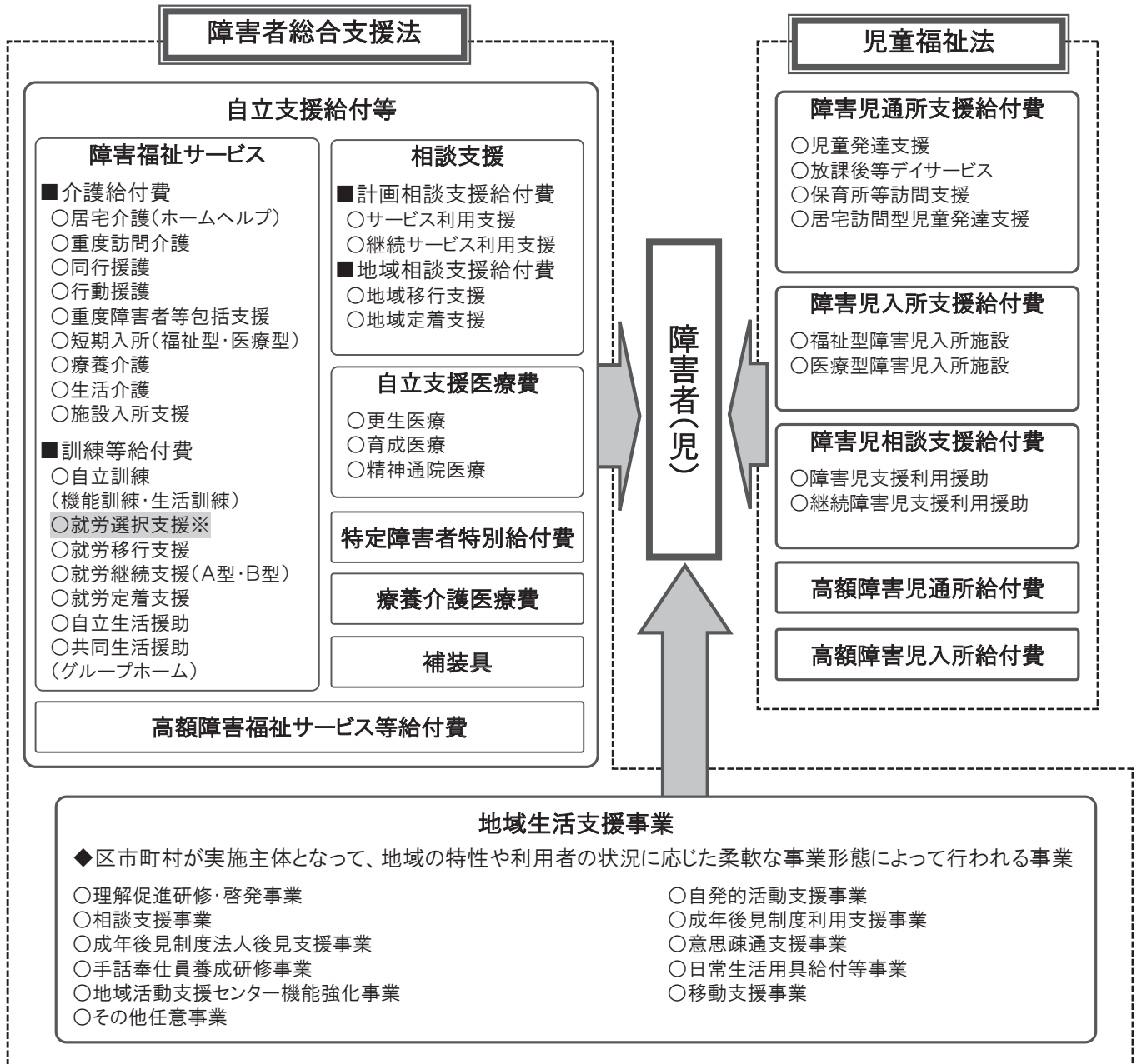


## 2

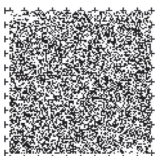
# サービスの全体像

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスの全体像は次のとおりです。

### ■ 障害者総合支援法、児童福祉法のサービスの全体像 ■



※ 令和4(2022)年度の障害者総合支援法等の一部改正により、新たに創設。公布後3年以内に政令で定める日より施行。



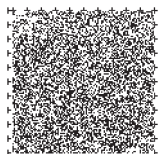
## 3

## 障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの一覧

本計画で見込量を設定するサービスは、次のとおりです。なお、実績（114 ページ以降）については、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度は年間利用実績、令和5（2023）年度は、年度途中までの利用実績をもとにした見込値となります。

## ■ 障害福祉サービス等一覧 ■

サービス		身体	知的	精神	難病	児童	
障害福祉サービス	(1)訪問系サービス (P114)	①居宅介護(ホームヘルプ)	○	○	○	○	○
		②重度訪問介護	重度の肢体不自由				
		③同行援護	○			○	○
		④行動援護		○	○		○
		⑤重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者				
	(2)日中活動系サービス (P117)	①生活介護	○	○	○	○	
		②自立訓練(機能訓練)	○			○	
		③自立訓練(生活訓練)		○	○		
		④就労選択支援	○	○	○	○	
		⑤就労移行支援	○	○	○	○	
		⑥就労継続支援(A型)	○	○	○	○	
		⑦就労継続支援(B型)	○	○	○	○	
		⑧就労定着支援	○	○	○	○	
		⑨療養介護	○			○	
		⑩短期入所(福祉型・医療型)	○	○	○	○	○
	(3)居住系サービス (P122)	①自立生活援助	○	○	○	○	
		②共同生活援助(グループホーム)	○	○	○	○	
		③施設入所支援	○	○	○	○	
	(4)相談支援 (P124)	①計画相談支援	○	○	○	○	○
		②地域移行支援	○	○	○	○	
③地域定着支援		○	○	○	○		
障害児福祉サービス	(1)障害児通所支援等 (P126)	①児童発達支援				○	
		②放課後等デイサービス				○	
		③保育所等訪問支援					○
		④居宅訪問型児童発達支援					○
	(2)障害児相談支援 (P128)	①障害児相談支援					○
		②医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置					○



## 4

## 障害福祉サービスの実績と見込量の設定

障害福祉サービスの各サービスの実績を掲載するとともに、各サービスの見込量と見込量確保のための方策を示しています。

従来の計画では、計画値として月単位（月間の平均値）等で記載していましたが、より正確で、分かりやすく伝えるために、本計画より年単位の数値に記載を変更しています。そのため、実績値と計画値で単位の表記が異なっているサービスがあります。

## 計画値の単位変更に係る数値の考え方

サービスの見込量を年単位から月単位に変更する方法は以下のとおりです。

$$\left( \begin{array}{l} \text{時間/年} \\ \text{または} \\ \text{延日数/年} \end{array} \right) \div 12 = \text{時間/月} \text{（小数点以下四捨五入）}$$

※実人数については単位変更による影響はありません。

## (1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

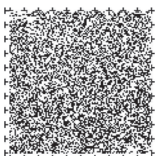
## ① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助を行います。

## 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	174	180	186	実人数/年	計画値	247	259	271
	実績値	172	172	171		実績値			
	計画比	98.9%	95.6%	91.9%		計画比			
時間/月	計画値	4,142	4,285	4,428	時間/年	計画値	38,691	40,484	42,360
	実績値	3,369	2,959	2,985		実績値			
	計画比	81.3%	69.1%	67.4%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み





## ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅等において、①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言等の生活全般にわたる援助と外出時の移動中の介護を総合的に行います。

### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	10	10	10	実人数/年	計画値	15	15	15
	実績値	14	14	11		実績値			
	計画比	140.0%	140.0%	110.0%		計画比			
時間/月	計画値	2,679	2,679	2,679	時間/年	計画値	55,176	55,176	55,176
	実績値	4,043	4,629	4,135		実績値			
	計画比	150.9%	172.8%	154.3%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

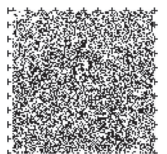
## ③ 同行援護

視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者（児）等に対して、外出時の同行により移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。

### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	18	18	18	実人数/年	計画値	25	25	25
	実績値	18	20	19		実績値			
	計画比	100.0%	111.1%	105.6%		計画比			
時間/月	計画値	443	443	443	時間/年	計画値	4,176	4,176	4,176
	実績値	250	346	379		実績値			
	計画比	56.4%	78.1%	85.6%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み



#### ④ 行動援護

障害者（児）が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時の移動中の介護、排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。

##### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	10	11	12	実人数／年	計画値	2	2	2
	実績値	3	2	2		実績値			
	計画比	30.0%	18.2%	16.7%		計画比			
時間／月	計画値	1,314	1,445	1,577	時間／年	計画値	996	996	996
	実績値	250	85	80		実績値			
	計画比	19.0%	5.9%	5.1%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

重度障害者に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援や就労継続支援を包括的にを行います。

##### 【サービスの見込量】

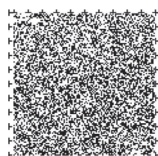
計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	0	0	1	実人数／年	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			
時間／月	計画値	0	0	420	時間／年	計画値	0	0	5,040
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

##### 【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

訪問系サービスについては、サービスの利用状況を注視しつつ、民間事業者等と連携してサービス提供体制を確保していくとともに、事業者への指導・助言を通じて、良質なサービス提供に努めます。

重度障害者等包括支援については、サービス提供事業者が東京都 23 区内においては 1 事業所だけであり、利用実績も無い状況が続いています。



## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）のサービスがあります。

### ① 生活介護

障害者支援施設等において、常時介護を要する障害者等に対して、主に昼間に①入浴や排せつ、食事等の介護、②調理や洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談・助言、④創作的活動または生産活動の機会の提供等の必要な援助を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	100	103	105	実人数/年	計画値	119	121	123
	実績値	102	103	103		実績値			
	計画比	102.0%	100.0%	98.1%		計画比			
延日数/月	計画値	1,956	2,015	2,054	延日数/年	計画値	30,046	31,667	33,376
	実績値	1,933	1,992	1,984		実績値			
	計画比	98.8%	98.9%	96.6%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

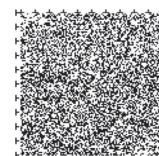
### ② 自立訓練（機能訓練）

身体障害者等に対して、通所または居宅訪問によって、理学療法、作業療法等のリハビリテーションや生活に関する相談・助言等の必要な支援を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	1	1	1	実人数/年	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1		実績値			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%		計画比			
延日数/月	計画値	18	18	18	延日数/年	計画値	72	72	72
	実績値	8	5	5		実績値			
	計画比	44.4%	27.8%	27.8%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み



### ③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者や精神障害者に対して、通所または居宅訪問によって、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談・助言等の必要な支援を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	5	5	5	実人数／年	計画値	49	75	115
	実績値	8	15	16		実績値			
	計画比	160.0%	300.0%	320.0%		計画比			
延日数／月	計画値	47	47	47	延日数／年	計画値	5,472	8,372	12,808
	実績値	107	204	219		実績値			
	計画比	227.7%	434.0%	466.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

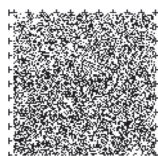
### ④ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方について、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価および就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った就労選択の支援を行う新たな事業です。

本区においては、サービスの内容が具体化され次第、数値目標を設定します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第7期		
		R6	R7	R8
実人数／年	計画値			



### ⑤ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者等で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談・助言等の支援を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	29	30	31	実人数/年	計画値	51	52	53
	実績値	25	22	28		実績値			
	計画比	86.2%	73.3%	90.3%		計画比			
延日数/月	計画値	462	478	493	延日数/年	計画値	4,337	4,414	4,492
	実績値	422	360	490		実績値			
	計画比	91.4%	75.4%	99.3%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

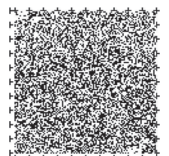
### ⑥ 就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な65歳未満の障害者等に対して、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	15	16	17	実人数/年	計画値	21	23	24
	実績値	17	17	17		実績値			
	計画比	113.3%	106.3%	100.0%		計画比			
延日数/月	計画値	276	295	313	延日数/年	計画値	4,385	4,815	5,288
	実績値	315	302	270		実績値			
	計画比	114.0%	102.4%	86.2%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み





### ⑦ 就労継続支援（B型）

年齢、心身の状態等の事情により、一般の事業所に雇用されることが困難な障害者等や、就労移行支援によっても一般の事業所に雇用されるに至らなかった障害者等に対して、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	106	108	110	実人数／年	計画値	113	115	117
	実績値	95	97	101		実績値			
	計画比	89.6%	89.8%	91.8%		計画比			
延日数／月	計画値	1,640	1,671	1,702	延日数／年	計画値	21,427	21,817	22,214
	実績値	1,367	1,381	1,459		実績値			
	計画比	83.4%	82.6%	85.7%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

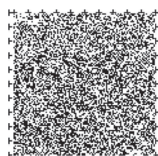
### ⑧ 就労定着支援

就労支援等のサービスを受けていた障害者等に対して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活面の支援等）を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／月	計画値	14	16	18	実人数／年	計画値	23	23	23
	実績値	12	14	14		実績値			
	計画比	85.7%	87.5%	77.8%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み。



## ⑨ 療養介護

病院において日常生活上の世話等の常時介護が必要な障害者等に対して、主に昼間に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものについては、療養介護医療を行います。

### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	17	17	17	実人数/年	計画値	17	17	17
	実績値	16	17	17		実績値			
	計画比	94.1%	100.0%	100.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

## ⑩ 短期入所（福祉型・医療型）

居宅において生活する障害者（児）等の介護者が疾病等の理由で日常の支援を行えない際に、障害者支援施設等への短期間の入所をすることにより、入浴や排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	17	18	19	実人数/年	計画値	79	88	97
	実績値	23	28	30		実績値			
	計画比	135.3%	155.6%	157.9%		計画比			
延日数/月	計画値	154	163	172	延日数/年	計画値	5,023	6,145	7,519
	実績値	225	240	229		実績値			
	計画比	146.1%	147.2%	133.1%		計画比			

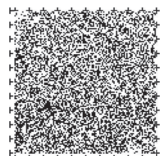
※令和5(2023)年度は見込み

### 【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

日中活動系サービスについては、短期入所（福祉型・医療型）の利用が増加傾向にあることから計画値を見直すとともに、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により、見込量の確保に努めます。

また、福祉センターでは、施設の再編整備を行い、定員の拡充を図るとともに重度心身障害者（医療的ケアが必要な方を含む）への対応を強化するため、研修体制の充実や医療機関との連携などを通じて、職員のスキルの向上に取り組みます。

就労移行支援や就労定着支援等については、区内で提供する事業者数が少ないため、中央区障害者就労支援センターと連携を図りながら、事業者参入の呼びかけや情報提供を行うなど、サービス提供体制の確保に努めます。



### (3) 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援のサービスがあります。

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行います。

##### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/年	計画値	3	3	3	実人数/年	計画値	3	3	3
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			
延日数/年	計画値	72	72	72	延日数/年	計画値	72	72	72
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

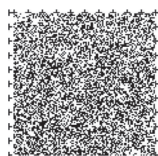
#### ② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むことができる障害者等に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において相談等の日常生活上の援助を行います。

##### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	70	72	74	実人数/年	計画値	91	95	98
	実績値	66	69	73		実績値			
	計画比	94.3%	95.8%	98.6%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み



### ③ 施設入所支援

施設に入所する障害者等に対し、主に夜間に入浴や排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上に必要な支援を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	72	72	72	実人数/年	計画値	69	69	69
	実績値	69	68	63		実績値			
	計画比	95.8%	94.4%	87.5%		計画比			

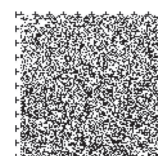
※令和5(2023)年度は見込み

#### 【居住系サービスの見込量確保のための方策】

施設入所支援については、施設入所者の高齢化や障害の重度化といった状況を踏まえつつ、現行のサービス提供体制を確保した上で、成果目標に掲げる施設入所者の地域移行の取組を進めます。

自立生活援助については利用が無い状況が続いていますが、地域移行が見込まれる施設入所者や入院中の精神障害者の人数を把握しながら、新たに利用が見込まれる人数を踏まえて、自立生活援助、共同生活援助のサービス提供体制の確保に努めます。

また、共同生活援助については、グループホーム運営事業者に対する家賃助成による運営支援を行うとともに、令和6(2024)年度には、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームを月島三丁目に開設するなど、今後も地域の生活の場としてグループホームの確保に向けた取組を進めます。



## (4) 相談支援

相談支援には計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービスがあります。

### ① 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談や作成等の支援が必要と認められる場合に、障害者（児）等が自立した生活を営む上で、抱えている課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。

障害福祉サービスまたは地域生活支援を利用する障害者（児）等については、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所がサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成し、この計画案を勘案して支給決定を受けることができます。この計画については、区が定める一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／年	計画値	932	1,003	1,079	延人数／年	計画値	1,646	1,729	1,815
	実績値	1,417	1,494	1,152		実績値			
	計画比	152.0%	149.0%	106.8%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み。

### ② 地域移行支援

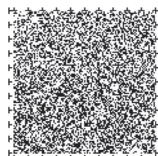
入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に対して、個別住居の確保や地域の中での生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援等を行います。

成果目標の福祉施設から地域に移行する人数に、精神障害者の地域移行支援の利用人数を加えた数を見込量として設定します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／年	計画値	2	2	2	実人数／年	計画値	1	1	1
	実績値	6	0	0		実績値			
	計画比	300.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み



### ③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域での生活が不安定な人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な支援を行います。

入所施設や精神科病院から退所・退院した人の地域定着を進めていくことから、引き続き一定の利用があると見込みます。

#### 【サービスの見込量】

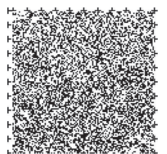
計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／年	計画値	2	2	2	実人数／年	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

#### 【相談支援の見込量確保のための方策】

計画相談支援は、今後も障害者等の増加に伴い、利用の増加が予想されることから、既存事業所への相談員の増員の働きかけのほか、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の新規開設を事業者呼びかけるなど、見込量の確保に努めます。

また、入所施設や精神科病院から退所・退院する人の地域移行・地域定着を進めるため、関係機関が連携を図りながら、地域生活に対する意向や希望の把握に努め、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を実施する事業所につなげます。





## 5

## 障害児福祉サービスの実績と見込量の設定

障害児福祉サービスの各サービスの実績を掲載するとともに、各サービスの見込量と見込量確保のための方策を示しています。

## (1) 障害児通所支援等

障害児通所支援等には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援のサービスがあります。

## ① 児童発達支援

未就学の障害児が児童発達支援センターなどの施設に通所し、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

## 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	124	172	238	実人数/年	計画値	424	509	611
	実績値	156	177	170		実績値			
	計画比	125.8%	102.9%	71.4%		計画比			
延日数/月	計画値	901	1,249	1,728	延日数/年	計画値	26,359	32,532	40,151
	実績値	1,352	1,447	1,352		実績値			
	計画比	150.1%	115.8%	78.2%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

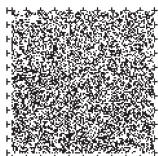
## ② 放課後等デイサービス

在学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

## 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	179	215	257	実人数/年	計画値	350	394	443
	実績値	207	223	238		実績値			
	計画比	115.6%	103.7%	92.6%		計画比			
延日数/月	計画値	2,003	2,405	2,875	延日数/年	計画値	32,177	35,475	39,111
	実績値	2,119	2,243	2,373		実績値			
	計画比	105.8%	93.3%	82.5%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み



### ③ 保育所等訪問支援

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通う障害児が、集団生活の適応のための支援を必要とする場合に、訪問支援員がその施設を訪問し、専門的な支援等を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/年	計画値	12	12	12	実人数/年	計画値	53	57	61
	実績値	32	45	49		実績値			
	計画比	266.7%	375.0%	408.3%		計画比			
延日数/年	計画値	12	12	12	延日数/年	計画値	305	329	356
	実績値	134	261	282		実績値			
	計画比	1,116.7%	2,175.0%	2,350.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活での基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

#### 【サービスの見込量】

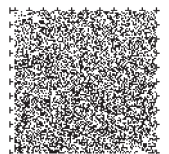
計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数/月	計画値	2	2	2	実人数/年	計画値	6	6	6
	実績値	5	6	6		実績値			
	計画比	250.0%	300.0%	300.0%		計画比			
延日数/月	計画値	19	19	19	延日数/年	計画値	612	612	612
	実績値	32	40	51		実績値			
	計画比	163.2%	221.1%	142.1%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

#### 【障害児通所支援等の見込量確保のための方策】

児童発達支援および放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高いことから、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により見込量の確保に努めるとともに、新たな事業者の確保に向けた取組を強化していきます。

また、保育所等訪問支援については、第2期期間中に利用が急増しており、見込量を見据え、適切にサービス提供ができるよう、子ども発達支援センター ゆりのきの体制を充実していきます。



## (2) 障害児相談支援

### ① 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談や作成等の支援が必要と認められる場合に、障害児が自立した生活を営む上で、抱えている課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第2期			計画期間	年度	第3期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数/年	計画値	842	882	918	延人数/年	計画値	967	1,053	1,147
	実績値	888	968	828		実績値			
	計画比	105.5%	109.8%	90.2%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み。

### ② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを子ども発達支援センター ゆりのきに配置します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	第2期			第3期		
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
配置人数	1(2)	1(3)	1(5)	1(5)	1(6)	1(6)

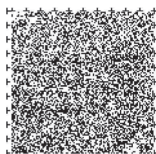
※( )は、子ども発達支援センター ゆりのき委託先障害児相談支援事業所の医療的ケア児コーディネーター人数

※令和5(2023)年度は見込み

#### 【障害児相談支援の見込量確保のための方策】

障害児相談支援は、区内の年少人口の動向やサービスの利用状況を注視しながら、見込量の確保に努めます。

また、医療的ケア児コーディネーターについては、障害児相談支援事業所のコーディネーターの数は着実に増えていることから、引き続き対象者の情報集約、重症心身障害児や医療的ケア児の早期把握・早期支援に努めます。



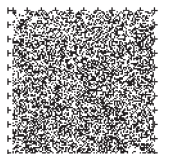
## 6

## 地域生活支援事業の一覧

本計画で見込量を設定する事業は次のとおりです。なお、実績（130 ページ以降）については、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度までは年間の利用実績、令和5（2023）年度は、年度途中までの利用実績をもとにした見込値となります。

## ■ 地域生活支援事業一覧 ■

事業		身体	知的	精神	難病	児童
(1)理解促進研修・啓発事業（P130）		○	○	○	○	○
(2)自発的活動支援事業（P130）		○	○	○	○	○
(3)相談支援事業 （P131）	①障害者相談支援事業	○	○	○	○	○
	②自立支援協議会	○	○	○	○	○
	③基幹相談支援センター等機能強化事業	○	○	○	○	○
	④住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	○	○	○	○	○
(4)成年後見制度利用支援事業（P133）			○	○		
(5)成年後見制度法人後見支援事業（P133）			○	○		
(6)意思疎通支援事業 （P134）	①手話通訳者派遣	○				○
	②要約筆記者派遣	○				○
	③手話通訳者設置事業	○				○
(7)日常生活用具給付 等事業 （P136）	①介護・訓練支援用具	○	○		○	○
	②自立生活支援用具	○	○	○	○	○
	③在宅療養等支援用具	○			○	○
	④情報・意思疎通支援用具	○				○
	⑤排泄管理支援用具	○				○
	⑥居室生活動作補助用具（住宅改修費）	○			○	○
(8)手話奉仕員養成研修事業（P138）		○				
(9)移動支援事業 （P139）	①個別支援型	○	○	○	○	○
	②車両移送型	○	○	○		○
(10)地域活動支援セン ター機能強化事業 （P140）	①地域活動支援センターⅠ型			○		
	②地域活動支援センターⅡ型	○				
(11)その他の任意事業 （P141）	①訪問入浴サービス	○	○			○
	②就職支度金給付	○	○	○	○	
	③日中一時支援	○	○	○		○
	④自動車運転免許取得・改造費助成	○	○			



## 7

## 地域生活支援事業の実績と見込量の設定

地域生活支援事業の各事業の見込量を設定するとともに、見込量確保のための方策を示しています。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者（児）等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者（児）等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

#### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

#### 【見込量確保のための方策】

中央区健康福祉まつりとレインボーハウス明石「なないろ祭」が対象です。事業の目的に沿う効果的な啓発事業の検討をします。

### (2) 自発的活動支援事業

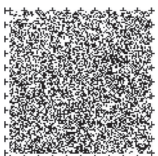
障害者（児）等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者（児）等による地域の中での自発的な取組を支援します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

#### 【見込量確保のための方策】

障害者就労支援センター「2525（ニコニコ）ドットコム」が対象事業です。今後も引き続き、障害者等が自発的に行う公益的な活動を支援します。



### (3) 相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

障害者（児）等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者（児）等が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう支援します。

##### 【サービスの見込量】

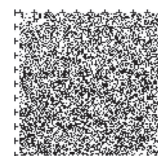
計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

#### ② 自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者（児）等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、区が相談支援事業を実施するにあたり、学識経験者、民生・児童委員、医療・福祉関係団体や支援機関の代表者等で構成する協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

##### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無		有	有	有	有	有	有





### ③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）等とその家族等に対して、総合的な相談支援を行います。基本的な役割としては、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域相談支援体制の強化の取組、④地域移行・地域定着の取組があります。機能強化の取組として、専門的職員の配置や地域の相談支援事業者への専門的指導・助言をはじめとした地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着促進の取組を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

### ④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望している、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

#### 【サービスの見込量】

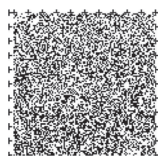
計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	計画値	検討	有	有	検討	検討	有
	実績値	検討	検討	検討			

#### 【見込量確保のための方策】

障害者（児）等のニーズに応じた障害福祉サービス等の適切な提供につなげるため、基幹相談支援センターが相談支援の中核的機関として、関係機関との連携強化や区内の相談支援事業所への専門的な支援等を行うなど、地域の相談支援体制のさらなる充実、強化を図ります。

また、自立支援協議会、その各部会を活用し、障害者施策の課題解決に向けた協議の内容を障害福祉サービスや支援体制等の整備に反映していくことで、本区の地域特性に応じた障害福祉の充実を図ります。

住宅入居等支援事業については、令和4（2022）年度より実施を計画していましたが、実施にはいたっておりません。継続して実施に向けた検討を行います。



## (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用することで適切な障害福祉サービス等の提供が受けられると認められる場合に、利用を支援することによって障害者の権利擁護を図ります。

### 【サービスの見込量】

計画期間	第6期			第7期		
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	有	有	有	有	有	有

### 【見込量確保のための方策】

成年後見制度利用支援事業については、「第2期中央区成年後見制度利用促進計画」を踏まえ、基幹相談支援センターや中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」と連携し、本事業の利用を支援していきます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

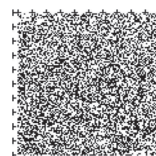
成年後見制度での後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	計画値	検討	検討	有	検討	検討	有
	実績値	検討	検討	検討			

### 【見込量確保のための方策】

成年後見制度法人後見支援事業については、ニーズの把握に努めながら、「第2期中央区成年後見制度利用促進計画」に基づき、令和8（2026）年度からの実施に向け検討します。



## (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障害により意思疎通が困難な障害者（児）に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図ります。

### ① 手話通訳者派遣

聴覚障害者等に対する手話通訳者の派遣や、区が主催する行事などへの手話通訳者の配置を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／月	計画値	21	21	21	件数／年	計画値	252	252	252
	実績値	17	20	20		実績値			
	計画比	81.0%	95.2%	95.2%		計画比			
時間／月	計画値	65	65	65	時間／年	計画値	780	780	780
	実績値	54	61	61		実績値			
	計画比	83.1%	93.8%	93.8%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

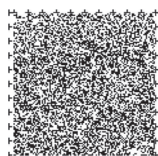
### ② 要約筆記者派遣

聴覚障害者等に対する要約筆記者の派遣や、区が主催する行事等への要約筆記者の配置を行います。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
延人数／月	計画値	4	4	4	件数／年	計画値	48	48	48
	実績値	1	3	3		実績値			
	計画比	25.0%	75.0%	75.0%		計画比			
時間／月	計画値	11	11	11	時間／年	計画値	132	132	132
	実績値	3	8	8		実績値			
	計画比	27.2%	72.7%	72.7%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み



### ③ 手話通訳者設置事業

区役所に来庁する聴覚障害者等に対し、手話通訳者が窓口での各種相談や手続きをサポートします。

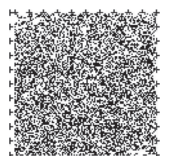
#### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

#### 【見込量確保のための方策】

手話通訳者や要約筆記者派遣のニーズは、今後も見込まれるため、現行のサービス提供体制を維持しつつ、手話奉仕員養成研修事業を行うなど、登録手話通訳者の確保を進めます。

#### ■ 中央区健康福祉まつり ■



## (7) 日常生活用具給付等事業

障害者（児）等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

### ① 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなどの障害者等の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

#### 【サービスの見込み量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	6	6	6	10	10	10
	実績値	9	9	9			
	計画比	150.0%	150.0%	150.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

### ② 自立生活支援用具

入浴、食事、移動等の障害者（児）等の自立生活を支援する用具を給付します。

#### 【サービスの見込み量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	18	18	18	25	25	25
	実績値	21	21	21			
	計画比	116.6%	116.6%	116.6%			

※令和5(2023)年度は見込み

### ③ 在宅療養等支援用具

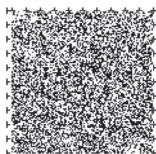
電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等の障害者（児）等の在宅療養を支援する用具を給付します。

また、令和3（2021）年度より、在宅人工呼吸器使用者に対し、自然災害等による停電に対応するため、自家発電装置等を給付します。

#### 【サービスの見込み量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	37	26	27	30	30	30
	実績値	22	25	27			
	計画比	59.4%	96.1%	100.0%			

※令和5(2023)年度は見込み



## ④ 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭等の障害者（児）の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。

## 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	39	42	45	25	25	25
	実績値	10	18	20			
	計画比	50.0%	90.0%	100.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

## ⑤ 排泄管理支援用具

ストマ装具等の障害者（児）の排泄管理を支援する用具や衛生用品を給付します。

## 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	1,798	1,808	1,819	2,264	2,377	2,424
	実績値	1,962	2,010	2,220			
	計画比	109.1%	111.1%	122.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

## ⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）等の自宅での生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴う用具を給付します。

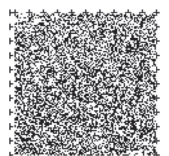
## 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
件数／年	計画値	3	3	3	8	8	8
	実績値	9	7	7			
	計画比	300.0%	233.3%	233.3%			

※令和5(2023)年度は見込み

## 【見込量確保のための方策】

日常生活用具給付等事業については、いずれも給付の増加を見込みつつ、利用者の意向やニーズを把握し、必要な給付用具を見極めながら、新たなニーズにも対応できるように品目の充実に努めます。





## (8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うのに必要な手話を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）が自立した生活を営むことができるように支援することを目的とし、福祉センターにおいて手話講習会を実施しています。

習熟度に応じたクラス編成により、聴覚障害者等との基本的なコミュニケーション方法を学ぶことから、交流活動の促進および区の広報活動等の支援者として期待される手話表現技術の取得までを段階的に行うなど、手話通訳者を養成します。

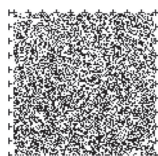
### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
登録者数／年	計画値	16	17	18	25	27	29
	実績値	14	22	24			
	計画比	87.5%	129.4%	133.3%			

※令和5(2023)年度は見込み

### 【見込量確保のための方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣のニーズに加えて、「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」の基本理念を踏まえ、区内の手話通訳者の確保に向けて、多様な媒体を通じた手話の理解や手話講習会等の情報の発信を一層推進し、区民の理解・参加を促進します。



## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）等を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域の中での自立生活や社会参加を促すことを目的としています。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。

### ① 個別支援型

個別的支援が必要な障害者（児）等に対するマンツーマンによる送迎支援を行います。

#### 【サービスの見込み量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	120	125	130	実人数／年	計画値	117	123	129
	実績値	91	103	111		実績値			
	計画比	75.4%	82.7%	85.4%		計画比			
時間／月	計画値	1,826	1,902	1,978	時間／年	計画値	17,952	18,888	19,872
	実績値	1,392	1,383	1,422		実績値			
	計画比	76.2%	72.7%	71.9%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

### ② 車両移送型

中央区立福祉センターでは、福祉バスの巡回とともに令和4（2022）年度よりワゴン車も導入し、通所利用者に対する送迎支援を行っています。

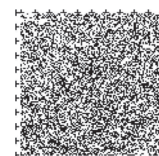
#### 【サービスの見込み量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
延人数／年	計画値	6,500	6,500	6,500	14,765	15,765	17,765
	実績値	5,896	9,310	12,765			
	計画比	90.7%	143.2%	196.4%			

※令和5(2023)年度は見込み

#### 【見込量確保のための方策】

移動支援については、利用の増加が見込まれるため、引き続きサービス提供事業者との連携・調整により、見込量の確保に努めます。



## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進し便宜を供与することで、障害者等の地域生活を支援します。

### ① 地域活動支援センターⅠ型

#### (精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」)

精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」において、18歳以上の精神障害者を対象として、日中の居場所や相談、創作活動の場、デイケアを提供します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
箇所数/年	計画値	1	1	1	箇所数/年	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1		実績値			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%		計画比			
延人数/月	計画値	220	230	240	延人数/年	計画値	2,232	2,460	2,712
	実績値	134	152	169		実績値			
	計画比	60.9%	66.1%	70.4%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

### ② 地域活動支援センターⅡ型(機能訓練フォローアップ事業)

福祉センターにおいて、脳血管疾患等により身体障害が生じた方を対象として、身体機能の維持・回復を図るとともに、自立して家庭や地域での生活が送れるよう理学療法・作業療法・言語療法などによる「機能訓練フォローアップ事業」を提供します。

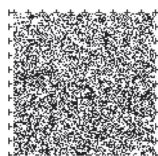
#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
箇所数/年	計画値	1	1	1	箇所数/年	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1		実績値			
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%		計画比			
延人数/月	計画値	80	80	80	延人数/年	計画値	960	960	960
	実績値	68	66	64		実績値			
	計画比	85.0%	82.5%	80.0%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

#### 【見込量確保のための方策】

地域活動支援センター機能強化事業については、第6期期間中は、Ⅰ型、Ⅱ型ともに一定の利用があったことから、サービスの利用状況を注視しつつ、引き続き、支援体制の充実を図り、サービス提供体制の確保に努めます。



## (11) その他の任意事業

### ① 訪問入浴サービス

入浴することが困難な重度の障害者（児）に対し、自宅において訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／年	計画値	14	15	16	実人数／年	計画値	11	11	11
	実績値	12	11	11		実績値			
	計画比	85.7%	73.3%	68.8%					
延人数／月	計画値	40	43	45	延人数／年	計画値	288	288	288
	実績値	39	24	24		実績値			
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%					

※令和5(2023)年度は見込み

#### 【見込量確保のための方策】

サービスの利用状況を注視しつつ、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

### ② 就職支度金給付

就職により自立する障害者等に対し就職支度金を支給します。

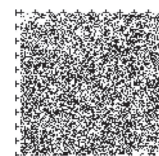
#### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期		
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実人数／年	計画値	12	12	12	13	13	13
	実績値	12	13	13			
	計画比	100.0%	108.3%	108.3%			

※令和5(2023)年度は見込み

#### 【見込量確保のための方策】

就労系サービスの利用状況等も勘案しながら、見込量の確保に努めます。



### ③ 日中一時支援

一時的に見守り等が必要な障害者（児）の日中の活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族等が休息できるよう支援します。

#### 【サービスの見込量】

計画期間	年度	第6期			計画期間	年度	第7期		
		R3	R4	R5			R6	R7	R8
実人数／月	計画値	13	14	15	実人数／年	計画値	30	33	36
	実績値	38	27	30		実績値			
	計画比	292.3%	192.8%	200.0%		計画比			
延人数／月	計画値	62	67	71	延人数／年	計画値	840	876	912
	実績値	65	55	65		実績値			
	計画比	104.8%	82.0%	91.5%		計画比			

※令和5(2023)年度は見込み

#### 【見込量確保のための方策】

サービスの利用状況を注視しつつ、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

### ④ 自動車運転免許取得・改造費助成

障害者の自動車運転免許取得に必要な費用や、身体障害者が所有する自動車の運転を容易にするための改造費用を助成することにより、生活圏の拡大を図ります。

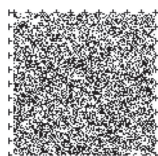
#### 【サービスの見込量】

計画期間		第6期			第7期			
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
自動車運転 免許取得	実人数／年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	0	0			
		計画比	100.0%	0.0%	0.0%			
自動車改造 費助成	実人数／年	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	0	0			
		計画比	50.0%	0.0%	0.0%			

※令和5(2023)年度は見込み

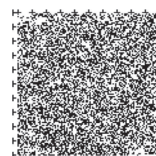
#### 【見込量確保のための方策】

サービスの利用状況を注視しつつ、見込量の確保に努めます。

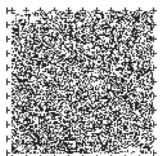


## 第4部

# 計画の円滑な推進







## (1) 地域社会での支援体制の構築

障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体の連携によるネットワークを構築することが重要です。

このため、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関をはじめ、障害者団体、区民、事業者などの連携・協力の下、地域全体で障害者（児）の自立と社会生活を支える体制づくりを進め、基本構想に掲げた「プロアクティブ・コミュニティ」の確立とともに、身近な支えあいの中で安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、障害者施策を展開します。

## (2) 関係機関との連携

各種障害者施策の推進にあたっては、本区のみならず、東京都や近隣自治体、中央区社会福祉協議会、福祉サービス事業者などと連携・協力し、より効果的・効率的なサービスを提供します。

また、国や東京都に対して、必要な財政措置の要請および障害福祉に関わる人材の確保・育成を求めていくとともに、緊密な連携を図りながら施策を推進します。

さらに、障害福祉分野だけでは支援が困難な複合的な課題を解決するため、保健・医療・福祉に関わる機関が連携し、支援する包括的な相談支援体制を構築します。

## (3) 関係計画との連携

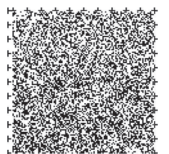
本区の福祉分野個別計画の上位計画である「中央区保健医療福祉計画 2020」との整合性、連携を図りながら、障害者に係る諸施策を推進します。

障害者スポーツについては「中央区スポーツ推進ビジョン」、障害者の文化芸術活動への参加の促進は「中央区文化振興プラン」との整合性を図りながら施策を推進しています。

これらの計画を含め、関係計画との調和を図り、所管部局と連携しながら、障害者施策を推進します。

## (4) 計画の周知

本計画を区民および事業者等に向けて幅広く周知することにより、本区が目指す「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」の理念を広め、その実現に努めます。

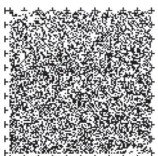
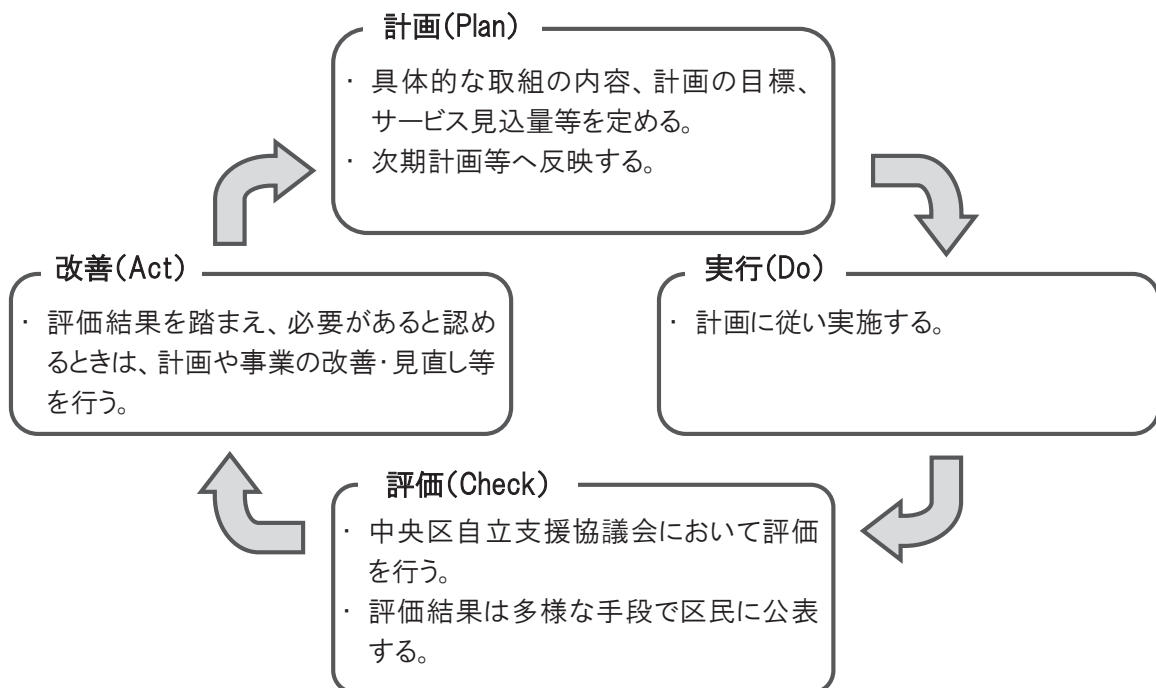


## 2 計画の進行管理

本計画の円滑な推進を図るため、中央区自立支援協議会において進捗状況などの評価および課題事項の検討を行います。PDCA サイクルによる進行管理を行い、取組の着実な実施、目標数値の達成、サービス見込量の確保に努めます。

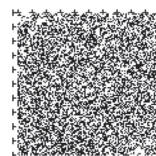
また、関係機関との緊密な連携を図り、各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者や関係者の意見等が反映できる機会を設定するなど、障害者施策を推進します。

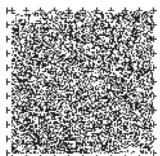
### ■ PDCAサイクルによる進行管理 ■



付録

資料編





# 1 中央区自立支援協議会

## (1) 中央区自立支援協議会の設置に関する要綱

平成24年4月9日

24中福障第44号

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、中央区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する障害者又は障害児及びそれらの家族（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する中央区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、障害者等への支援体制の整備を図るため、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

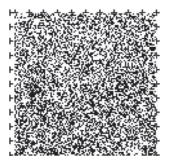
- 一 関係機関等の相互の連絡及び連携に関すること。
- 二 地域における障害者等の相談又は支援に関する課題についての情報共有及び対応に関すること。
- 三 地域の実情に応じた支援体制の整備並びに社会資源の充実及び開発に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めること。

### (組織)

第3条 協議会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| 一 学識経験を有する者     | 2人以内 |
| 二 医療関係団体の構成員    | 3人以内 |
| 三 福祉関係団体の構成員    | 3人以内 |
| 四 民生委員          | 3人以内 |
| 五 障害者福祉関係機関の構成員 | 4人以内 |
| 六 区職員           | 3人以内 |





(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及びその職務)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、協議会に、次に掲げる部会を置くことができる。

一 障害者(児)サービス部会

二 地域移行・地域定着部会

三 就労支援部会

四 前3号に掲げるもののほか、協議会の会長が特に必要と認める部会

2 部会の委員(以下「部会委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が委嘱する。

一 委員 4人以内

二 区内に住所を有する者又は勤務する者で、協議会が行う公募により選出されたもの 2人以内

三 前2号に掲げるもののほか、協議会の会長が必要と認める者

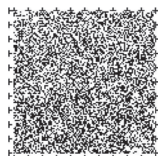
3 部会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

(守秘義務)

第8条 委員、部会委員、協議会又は部会に出席した関係者等は、協議会及び部会(以下「協議会等」という。)の会議、活動その他運営上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とし、会長が特に必要と認めるときは非公開とすることができる。



(委員の解職等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任し、又は解職することができる。

- 一 委員が、第3条第2項各号に掲げる者でなくなったとき。
- 二 委員が、第8条の規定に違反したとき。
- 三 委員が、事故等により職務遂行が困難なとき。
- 四 法第89条の3の規定が改廃され、協議会を改廃するとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、委員が職務を行うことが適当でないときと区長が認めるとき。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(意見の聴取等)

第12条 区長は、次に掲げる事項について協議会等の意見を聴き、又は報告を求めることができる。

- 一 法第88条に規定する障害福祉計画に関すること。
- 二 協議会等で協議又は検討をした事項に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月9日から施行する。

附 則

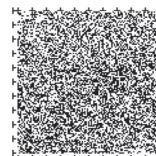
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

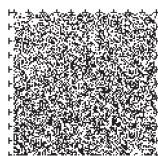


## (2) 第7期中央区自立支援協議会委員名簿

令和6（2024）年1月26日現在

	氏 名	所 属 団 体
会長	これえだ きよじ 是枝 喜代治	東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授
副会長	さいとう えいじ 齋藤 英二	公益社団法人 中央区医師会
	うえだ ゆくみ 上田 征三	東京福祉大学 保育児童学部 教授
	はしもと みつのり 橋本 光則	公益社団法人 日本橋医師会
	くさかわ いさお 草川 功	聖路加国際病院小児科臨床教育アドバイザー
	あいざわ しゅんいち 相澤 俊一	中央区身体障害者福祉団体連合会 会長
	まえば きょうこ 前場 京子	中央区心身障害児・者の進路と生活を考える会 会長
	むろた かずまさ 室田 和正	中央区精神障害者家族会
	はこもり ゆき 箱守 由記	中央区民生・児童委員協議会 京橋地域障がい福祉部会長
	おがさわら のぶお 小笠原 宣夫	中央区民生・児童委員協議会 日本橋地域障がい福祉部会長
	さつ たみのる 薩埵 稔	中央区民生・児童委員協議会 月島地域障がい福祉部会長
	さとう えいじ 佐藤 栄司	一般社団法人 障害者就労支援協会 (コンフィデンス日本橋 施設長)
	たむら かつひこ 田村 克彦	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 (レインボーハウス明石 施設長)
	まるもの まさなお 丸物 正直	公益社団法人 全国障害者雇用事業所協会 顧問
	こたじま みきお 古田島 幹雄	社会福祉法人 中央区社会福祉協議会 事務局長
	おおくぼ みのる 大久保 稔	中央区福祉保健部長
	わたせ ひろとし 渡瀬 博俊	中央区保健所長
	いくしま けん 生島 憲	中央区教育委員会事務局 次長

(敬称略・順不同)



**ア行**・ **愛の手帳**

知的障害者（児）が各種福祉サービスや援護を受けるために必要な手帳。都が発行する手帳で、障害の程度により1度～4度に区分される。国の制度の療育手帳に相当する。

・ **医療的ケア**

医師の指導の下に、家族や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為。医療的ケアを必要とする18歳未満の障害児を医療的ケア児という。

・ **医療的ケア児コーディネーター**

医療的ケア児への支援を総合調整する者。医療的ケア児に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。

・ **おとしより相談センター（地域包括支援センター）**

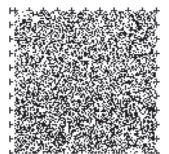
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、総合的な相談・支援を行う機関。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の総合的な支援を行う。

**カ行**・ **基幹相談支援センター**

区内の障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担う機関。事業内容は、総合的・専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、相談支援体制の強化である。

・ **教育センター**

学校教育の一層の充実および振興を図るために設置した、小・中学校、幼稚園の児童・生徒・園児および教職員を対象とした特別課外授業、教育相談、教職員研修会等を行う施設。



## ・グループホーム（共同生活援助）

グループホーム（共同生活援助）は、障害者総合支援法の訓練等給付に位置づくサービス。障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

## ・ケアマネジメント

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、その心身の状況等に応じて適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者や施設等と連絡調整を行うこと。

障害者（児）のケアマネジメントは、本人の意思を尊重しながら、相談支援専門員がサービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成し、総合的なサービスを提供する方法。

## ・権利擁護支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が地域において自立した生活を送れるよう、利用者の契約に基づき、援助者が代理で福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理、重要財産の保全等を行う事業。

## ・高次脳機能障害

脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態。

## ・子ども発達支援センター（児童発達支援センター）

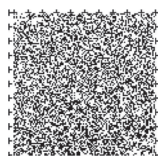
発達障害の有無に関わらず、育ちに支援を必要とする子どもや家族の相談を受け、子どもの発達状況に応じて、さまざまな支援を行うとともに、育ちのサポートシステムを推進する地域の療育の拠点施設。

## サ行

### ・サピエ図書館

「サピエ」は、視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して、点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

「サピエ図書館」は、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約66万件）として、広く活用されている。



## ・重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態。その状態にある18歳未満の障害児を重症心身障害児、成人した者を含め重症心身障害児（者）という。

## ・生涯学習

人々が生涯にわたり学び、学習の活動を続けていくこと。知識や技術の習得のみならず、スポーツや文化芸術活動、仲間づくり、生活課題の学習や取組、ボランティアとしての学習など、その範囲は多岐にわたる。

## ・障害者就労支援センター

障害者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障害者の雇用を推進する企業の相談等を行う機関。

## ・身体障害者手帳

身体障害者が各種の福祉サービスや援護を受けるために必要な身分証明となる手帳。東京都で判定した結果、障害の程度が1級～6級と認定された者に交付される。

対象は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能である。

## ・ストマ装具

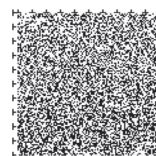
さまざまな病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを「人口肛門・人口ぼうこう」といい、総称して「ストマ」という。

## ・精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

精神障害者が、創作的活動等を通じて社会との交流を促進し、地域で自立した生活を送ることができるよう、日中の居場所の提供、デイケア事業の実施、相談等の支援を行う機関。

## ・精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活へ制約のある者へ交付される手帳。1級～3級の障害等級がある。





## ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

## ・成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理等を行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」と十分な判断能力があるうちに本人があらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

## ・ソーシャルワーカー

福祉や介護、医療、教育などの分野にて、利用者（相談者）の相談を受け付け、状況を把握した上で、解決すべき課題・問題（ニーズ）を明確にし、計画的に解決を図る専門職（相談援助者）。社会福祉士などの相談援助に関する国家資格を有していることが多い。

## 夕行

### ・通級指導学級「ことばときこえの教室」

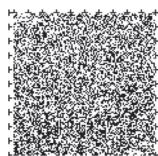
中央区立小学校の通常の学級に在籍する児童が週1回程度通うことにより、一人一人の言葉やきこえの課題に応じた指導を受ける教室。

### ・東京ジョブコーチ支援センター

障害者が円滑に働き続けることができるよう、また、障害者を雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」による、障害者の作業適応支援や、職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をする機関。

### ・東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある人、障害者雇用を検討しているまたは雇用している事業主、障害のある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。



## ・登録手話通訳者

厚生労働大臣認定手話通訳士、東京都登録手話通訳者、手話通訳者全国統一試験合格者等のこと。

中央区では、中央区社会福祉協議会に通訳者として登録した後に手話通訳や要約筆記を必要とする区民や区主催イベント等に派遣される。

## ・特別支援学級

小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

対象は、知的障害者、肢体不自由者、病弱者および身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害（心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出さない状態である選択性かん黙など）者。

## ・特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

対象は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）。

## ・特別支援教室

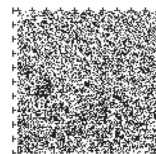
中央区立小・中学校の通常の学級に在籍しながら、週1回程度、校内にある別の教室で一人一人の課題に合わせ、専門の教員が個別や小集団での指導を行う教室。

対象は、自閉症スペクトラム（アスペルガー症候群などを含む）、情緒障害（心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出さない状態である選択性かん黙など）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など。

## ナ行

### ・2525（ニコニコ）ドットコム

中央区障害者就労支援センター登録者で就職している人を対象に、職場定着支援の一環として、近況報告や悩み事などを相談する交流と憩いの場を提供する事業。



## 八行

### ・バリアフリー

高齢者や障害者等のために、段差の解消や手すりの設置等により、物理的な障壁を取り除くこと。

今日では、物理的な障壁だけではなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー（心のバリアフリー）、情報のバリアフリーなどさまざまな障壁を除去する意味で用いられている。

### ・ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。

### ・福祉センター

障害のある人が地域社会で自立した生活が送れるよう、相談事業や生活介護、就労継続支援（B型）、地域活動支援センター等の各支援事業、講習・講座の実施や自主活動の場の提供等を行う施設。

### ・福祉サービス第三者評価

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すもの。

### ・プロアクティブ・コミュニティ

自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会。

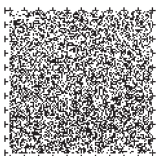
### ・法人後見

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

## ヤ行

### ・ユニバーサルデザイン

年齢・国籍・性別・身体状況などを問わず、可能な限りすべての人が社会に参画し暮らせるよう、生活・移動・都市環境のハード・ソフト両面から利用しやすい設計をめざす考え方。



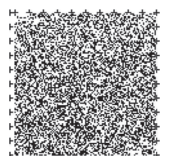
## ラ行

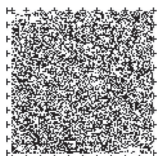
### ・療育

障害のある子どもの社会的な自立を目的として、障害特性に応じた医療と教育による発達を促す援助を行うこと。

### ・レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。障害者（児）等を抱える家族などに対し、介護を一時的に代替して介護負担の軽減を図ることで、日頃の心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。





中央区障害者計画・  
第7期中央区障害福祉計画・  
第3期中央区障害児福祉計画

刊行物登録番号

5-104

発行年：令和6（2024）年3月発行

発行元：中央区福祉保健部障害者福祉課

東京都中央区築地一丁目1番1号

TEL 03（3546）5389（直通）

FAX 03（3248）1322

印刷：株式会社ブルーホップ 中央営業所

東京都中央区湊三丁目4番11号 4030ビル

